

サシメタルトキハ其狀況ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ但シ憲兵隊長、報告ハ憲兵司令官ヲ經由スヘシ

地方長官及憲兵隊長ハ前項ノ報告ト同時ニ關係アル師團長ニ通報スヘシ
師團長ハ特ニ必要アル場合ニハ師管内ニ於ケル憲兵隊ノ馬匹徵發事務ヲ檢閲シ又ハ部下ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 師團長馬匹徵發事務ニ關シ規定ヲ定メタルトキハ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第八條 陸軍召集規則第十條及第十一條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

第八條ノ二 本令中警察署長トアルハ第十四條第二十條及第三十條ノ場合ヲ除クノ外北海道ニ在リテハ支廳長トス
警察署長ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ之ヲ適用セス

第二章 徵發準備

第九條 馬匹徵發事務ニ關シ職責アル者ハ平時之ニ關スル諸件ヲ遺漏ナク計畫準備シ徵發實施ニ當リ支障ナカラシムルコトヲ要ス

第十條 馬匹徵發擔任ノ官吏公吏ニ於テ馬匹徵發ニ關シ準備シタル書類ハ馬匹ノ異動ヲ知リタル毎ニ直ニ訂正シ諸官衙公署ニ關係アルモノハ其異動ヲ該官衙公署ニ報告又ハ通報スヘシ
馬匹徵發實施ニ當リ使用スル爲準備シタル各種用紙及簿表ニハ平時ニ於テ記入シ得ヘキ不動ノ文字ハ悉ク記入シ置キ且使用ノ目的及記入ノ方法ヲ詳記シタル凡例ヲ添付シ置クヲ要ス

第十一條 師團長ハ徵發馬匹差出場所ニ於テ馬匹ノ檢査ヲ爲シ且該所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務ヲ掌ラシムル爲馬匹徵發委員ヲ設ケ又徵發馬匹陸路輸送中ニ於ケル宿泊及給養ノ事務ヲ掌ラシムル爲馬匹給養委員ヲ設クヘシ

第十二條 師團長ハ關係アル地方長官、

憲兵隊長及徵發馬匹管内ノ聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出場所一覽表及徵發馬匹宿泊日割表ヲ送付シ鐵道(船舶)搭載及卸下地並給養停車場ノ地名ヲ通知スヘシ

第十三條 師團長ハ徵發馬匹管内ノ聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出日割表ヲ達シ警察署長又ハ市長ニ同表及馬匹徵發書(第一様式)ヲ送付シ且馬匹徵發準備ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スヘシ但シ警察署長ニ對シテハ第十七條ノ規定ニ依リ町村長ニ送付スヘキ徵發馬匹差出日割表ヲ同時ニ送付スヘシ

第十四條 地方長官第十二條ノ規定ニ依リ書類ノ送付及通知ヲ受ケタルトキハ北海道又ハ市ニ在リテハ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ通知スヘシ
東京府ニ在リテハ前項ノ警察署長ヘノ通知ハ警視總監之ヲ爲スヘシ

第十五條 地方長官(警視總監ヲ除ク)徵發馬匹差出場所、同宿泊所及輸送ニ關

スル所要ノ設備人馬給養ノ準備並之ニ伴フ經費ノ積算等ニ關シ師團長ヨリ要求アリタルトキハ警察署長又ハ市長ヲシテ之ヲ計畫ヲ爲サシムヘシ

第十六條 憲兵隊長第十二條ノ規定ニ依リ書類ノ送付及通知ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ必要ナル事項ヲ關係アル憲兵分隊長ニ指示スヘシ

第十七條 警察署長第十三條ノ規定ニ依リ徵發馬匹差出日割表ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其一通ヲ關係アル町村長ニ送付シ他ノ一通ハ之ヲ保管スヘシ
市町村長第十三條又ハ前項ノ規定ニ依リ徵發馬匹差出日割表ノ送付ヲ受ケタルトキハ指定ノ期日ニ於テ指定ノ馬數ヲ確實ニ差出得ヘキ準備ヲ爲スヘシ

第十八條 警察署長及市長第十三條ノ規定ニ依リ馬匹徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ確實ニ保管シ警察署長ニ在リテハ動員下令ト同時ニ直ニ之ヲ町村長ニ送達スヘキ準備ヲ爲スヘシ

軍事法令一馬匹徵發事務細則

前項ノ馬匹徵發書ハ該師團動員下令ノトキヨリ其ノ効力ヲ有スルモノトス

第十九條 市町村長ハ毎年二、六ノ各月一日調ヲ以テ徵發馬匹管區所管師團長ノ定ムル所ニ從ヒ馬ノ異動ノ有無ヲ當該師團長ニ報告スヘシ

第二十條 憲兵分隊長及警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ指示若ハ通知ヲ受ケタルトキハ徵發馬匹差出場所、同宿泊所、鐵道(船舶)搭載卸下地及給養停車場其ノ他必要ナル地ニ憲兵又ハ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ但シ憲兵ヲ派遣スルハ概ネ其ノ屯在地ニ限ルモノトシ其ノ派遣アリタルトキハ警察官吏ハ豫メ之ト協議スヘキモノトス

第二十一條 警察署長及市町村長ハ馬匹徵發事務ニ關シ馬匹徵發實施業務書ヲ作り之ニ動員實施ニ當リ業務擔當者ノ行フヘキ業務ヲ記入スヘシ

前項ノ業務書ハ業務擔當ノ區分毎ニ別冊ト爲シ各業務擔當者カ動員實施ニ當リ他ノ關係法規、書類ヲ參照セサルモ其ノ業務ヲ實施シ得ヘク且業務擔當者ノ臨時交代スルコトアルモ業務ノ實施ニ支障ナキ如ク調製スヘシ

業務書ニ記入スヘキ業務ハ業務分擔ノ情況ニ依リ前項ニ準シ召集實施業務中ニ區分シテ記載スルコトヲ得

憲兵分隊長、同分遣所長及北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長モ亦前項ニ準シ馬匹徵發實施業務書ヲ調製シ又ハ召集實施業務書中ニ其ノ業務ヲ記載スヘシ

第三章 徵發實施

第二十二條 馬匹ノ徵發ハ當該師團動員令ニ依リ之ヲ實施ス

徵發シ又ハ徵發馬匹差出場所、同宿泊所ノミヲ設置シ若ハ馬匹輸送及人馬給養ノ設備ノミヲ爲スヘキ場合ニ於テハ陸軍召集規則第二十四條乃至第三十八條ノ規定ヲ準用ス

二 師管外ノ徵馬管區及師管外ニ在リテ徵發馬匹差出場所、同宿泊所ノミヲ設置シ又ハ馬匹輸送及人馬給養ノ設備ノミヲ爲スヘキ地ヲ管轄スル警察署長又ハ市長ニ對シテハ師團長之ヲ連ス

三 前項ニ依リ動員令ヲ達シタルトキハ師團長ハ之ヲ關係アル地方長官及憲兵隊長ニ通知シ地方長官ハ之ヲ第十四條ノ警察署長ニ憲兵隊長ハ憲兵分隊長ニ達ス但シ東京府ニ在リテハ警察署長ヘノ達ハ警視總監之ヲ爲スモノトス

陸軍召集規則第四十條乃至第四十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 警察署長及市長動員令ノ達

ヲ受ケタルトキハ指定ノ動員區分ニ基キ徵發馬匹差出日割表ノ指示スル到着期日ヲ動員令ニ示ス動員第一日ヨリ起算シテ實際ノ曆日ニ換算シ差出日次ヲ定メ警察署長ニ在リテハ直ニ馬匹徵發書第一様式ニ曆日ノ記入ヲ爲シ之ヲ町村長ニ達シ市長ニ在リテハ第二十五條ニ準シ馬匹徵發告知書ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十五條 町村長前條ノ規定ニ依リ馬匹徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ直ニ馬匹告知書(第二様式)ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十六條 陸軍召集規則第四十五條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 馬匹徵發ノ實施ニ當リ其ノ事務ニ係ル文書ヲ發送スルニハ動員用封筒(第三様式)ヲ用フヘシ其文書ヲ受領シタル者ハ封筒上ニ設ケタル位置ニ受領日時ヲ記入シ記名捺印ノ上返付ス

ヘシ

馬匹徵發告知書ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ總テ封筒ヲ用ヒサルモノトス

第二十八條 徵發馬匹差出場所、同宿泊所、馬匹ノ輸送及人馬ノ給養ニ關シ設備ヲ爲スヘキ警察署長及市長動員令ノ達ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ直ニ所要ノ設備ニ着手シ指定ノ時日ニ其完成ヲ期スヘシ

前項ノ設備ニ關シ馬匹徵發委員又ハ馬匹給養委員ヨリ市町村長ニ要求アリタルトキハ該市町村長ハ之ニ應スヘキモノトス

第二十九條 削除

第三十條 憲兵分隊長及警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)動員令ノ達若クハ通知ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ部下憲兵、警察官吏ヲ派遣シ馬匹徵發委員及馬匹給養委員ト協議ノ上徵發馬匹差出場所等取締

ニ任シ又市町村長ノ職務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十一條 警察署長ハ第二十四條ノ手續ヲ終リタルトキハ徵發馬匹到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徵發馬匹ノ檢査ニ立會ヒ馬匹ノ集合ヲ監視スヘシ市町村長第二十四條及第二十五條ノ手續ヲ終リタルトキハ徵發馬匹出場連名簿(第四様式)ニ通及徵發馬匹名票(第五様式)ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ携ヘテ徵發馬匹到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徵發馬匹出場連名簿一通ヲ徵發馬匹名票ト共ニ馬匹徵發委員長ニ差出シ該市町村徵發馬匹ノ檢査ニ立會ヒ馬匹ノ集合ヲ監視スヘシ

第三十二條 應徵馬匹ノ所有者又ハ管理人ハ馬匹徵發告知書ヲ携ヘ馬匹ヲ牽連レ市町村長ノ指定スル到着期日及時刻ニ徵發馬匹差出場所(市町村長ヨリ集合所ヲ指定セラレタルトキハ先ツ集合所ニ到着シタル上)ニ到着シ其旨市町

村長ニ届出ツヘシ

第三十三條 應徵馬匹所有者又ハ管理人其ノ馬匹疾病ノ爲徵發ニ應スルコト能ハサルトキハ告知書ヲ交付ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間以内ニ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ヲ受ケ現住地ノ市町村長ニ、應徵途中馬匹疾病ノ爲徵發ニ應スルコト能ハサルトキ及牽連人ノ事故又ハ道路、橋梁等故障ノ爲指定ノ期日及時刻ニ差出場所等ニ到着スルコト能ハサルトキハ直ニ最寄市町村長ニ届出ツヘシ

第三十四條 市町村長前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ徵發馬匹差出場所ニ在ル馬匹徵發委員(市町村長ニ在リテハ該所ニ在ル警察署長ヲ經テ)ニ届出、牽連人ノ疾病又ハ交通路ノ故障ニ因ルモノハ直ニ徵發馬匹差出場所ニ到着セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

市町村長ハ應徵馬匹ノ所有者又ハ管理人ニシテ前條ノ届出ヲ爲スコトナクシ

テ指定ノ期日ニ應徵馬匹ヲ牽連レ徵發

馬匹差出場所ニ到着セサルモノアリタルトキハ該所有者又ハ管理人ノ氏名及應徵馬匹ノ名稱其他必要ナル事項ヲ直ニ憲兵及警察官吏(憲兵ナキ地ニ在リテハ警察官吏ノミ)ニ通知スヘシ

第三十五條 市町村長馬匹徵發委員ヨリ採用馬匹ノ爲徵發馬匹受領證票(第六様式)乙號及丙號ヲ受ケタルトキハ乙號ハ之ヲ保管シ丙號ハ之ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第三十六條 採用馬匹ヲ徵發馬匹差出場所ヨリ之ヲ編入スル部隊ノ兵營、厩又ハ乗車停車場若ハ乗船地等ニ至ル迄牽連セシムル爲馬匹ノ操業者ヲ徵用ス

前項馬匹ノ操業者ハ之ヲ口付人ト稱ス

- 一 師團長ノ要求ニ依リ警察署長及市長ノ實施シタル徵發馬匹差出場所、同宿泊所、馬匹輸送及人馬給養ニ關スル設備費
- 二 官公吏等ニシテ徵發事務ニ關シ徵發馬匹差出場所ニ出張執務シタル者ノ旅費其他官衙公署ニ於テ使用シタル郵便電信料使者賃金等總テ徵發實施ニ關スル諸費但シ道廳府縣ノ官吏ニ係ルモノニ在リテハ當該官廳ヨリ之ヲ請求スルモノトス
- 三 馬匹買上代(請求ノ際ハ徵發馬匹受領證裏乙號ヲ添附スヘシ)
- 四 採用馬匹輸送途中疾病其ノ他ノ事故ニ因リ民間ニ預託シタルトキ之ニ關スル經費
- 乙 口付人ヨリ馬匹編入ノ各部隊長ニ編入部隊ニ馬匹ヲ交付シタル後歸郷スル口付人ノ旅費
- 二 口付人ノ徵用賃金(前給賃金ヲ

- 控除シタルモノ)
- 丙 市町村長ヨリ馬匹徵發委員長又ハ馬匹給養委員長ニ
- 一 馬匹徵發委員又ハ馬匹給養委員ノ要求ニ依リ市町村長ノ實施シタル徵發馬匹差出場所及徵發馬匹宿泊所ノ設備費
- 二 應徵ノ爲徵發區外ニ於ケル馬匹ノ輸送諸費
- 三 不合格又ハ過剩ノ爲牽歸ラシムル馬匹ノ輸送諸費
- 四 馬匹採用セラレ徵發馬匹差出場所ヨリ歸郷スル馬匹所有者又ハ管理入ノ旅費
- 五 採否未定ニシテ徵發馬匹差出場所ニ滞在ヲ命シタル馬匹ニ關スル諸費
- 六 口付人ノ前給賃金(本人ノ請求スル場合ニ限ル)
- 七 採用馬匹ノ輸送途中疾病其ノ他ノ事故ニ因リ民間ニ預託シタル場所ニ滞在ヲ命シタル馬匹ニ關スル諸費

- 合該馬匹ノ口付人ヲ歸郷セシムルニ要スル旅費但シ本經費ハ時宜ニ依リ停車場司令官等ニ請求スルコトヲ得
- 前項各號ノ中乙號ノ一、丙號ノ三、同四及同七ニ關シテハ徵發區ノ内外ヲ問ハス差出場所(解備地)ヨリ應徵馬匹ノ所有者又ハ管理人(口付人)ノ現住地市町村ニ至ル間ニ付支給スルモノトス
- 第三十八條 前條馬匹徵發ニ關スル費用ノ額ハ左ノ各號ニ依ルモノトス
- 一 甲號ノ一及丙號ノ一ノ設備費並甲號ノ四ノ内藥價及診斷料ハ實費トス
- 二 甲號ノ二ノ旅費ハ左ノ區分ニ依ル
- イ 道廳府縣ノ官吏ニ係ル旅費ハ內國旅費規則ノ規定ニ依ル但シ警察官吏ニ在リテハ內務省所定ノ警察官吏內國旅費規則ノ規定ニ依ル
- ロ 市町村ノ吏員等ニ係ル旅費ハ內務省所管費規則ノ規定ニ依ル
- 三 甲號ノ二ノ使者賃金ハ實費トス

- 四 甲號ノ四ノ預託料ハ一日一圓五十錢以內トス
- 五 乙號ノ一、丙號ノ四及丙號ノ七ノ旅費ハ陸路四十八軒(鐵道ハ六軒水路ハ二海里ヲ以テ陸路一軒ニ換算ス)ヲ以テ一日行程トシ日數ニ應シ一人一日ニ付二圓(半日行程未滿ノモノハ半額)ヲ給スル外鐵道賃及船賃ノ實費ヲ給ス
- 六 乙號ノ二ノ徵用賃金ハ一人一日三圓五十錢トス
- 七 丙號ノ二及丙號ノ三ノ輸送諸費ハ一日三圓(半日行程未滿ノモノハ半額)トス但シ行程計算ハ第五號ニ準ス
- 八 丙號ノ五ノ馬匹ニ關スル諸費ハ滞在日ニ亘ルトキハ一日三圓兩後一日ヲ増ス毎二頭三圓トス

令ニ準スヘキ臨時命令ニ依ル馬匹ヲ徵發セントスルトキハ別ニ聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出日割表ヲ達シ警察署長又ハ市長ニ同表及馬匹徵發書ヲ送付スヘシ但シ動員令ニ準スヘキ臨時命令ニ依リ馬匹ヲ徵發スル場合ニ於テ第十三條ノ規定ニ依リ送付シタル書類ヲ以テ之ヲ實施セントスルトキハ豫メ所要ノ事項ヲ關係アル聯隊區司令官及警察署長又ハ市長ニ達スヘシ

前項ノ馬匹ノ徵發ニ關シテハ本令ヲ準用ス

附 則

第四十條 本則ハ大正四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

自動車徵發事務細則

(昭和十二年八月二十三日改正)

- 第一章 總 則
- 第一條 本令ハ動員ノ爲師團ニ於テ行フ自動車徵發ニ關スル準備及實施ノ事務ヲ規定ス
- 第二條 自動車ノ徵發ハ師團長別表ニ示ス徵發管區ニ從テ之ヲ行フ
- 海軍官憲所在地等ノ市町村等ニ於ケル徵發ニ關シテハ師團長關係鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ト協議ノ上之ヲ定ムルモノトス
- 第三條 自動車徵發管區内ノ地方官公署ニ於ケル自動車徵發ノ準備及實施ニ關シテハ本令ニ依ルノ外尙當該管區ヲ管轄スル師團長ノ規定スル所ニ從フヘシ
- 第四條 師團長自動車徵發事務ニ關シ規定ヲ定メタルトキハ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ
- 第五條 師團長ハ定期又ハ臨時ニ地方官公署ニ於ケル自動車徵發準備ノ整否ヲ檢閲シ又ハ部下將校ヲシテ之ヲ檢閲セシムヘシ
- 第六條 地方長官ハ其ノ所部ノ自動車徵發事務ヲ檢閲シ又ハ部下官吏ヲシテ之

ヲ檢閲セシムヘシ

第七條 師團長、地方長官前二條ノ檢閲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキハ其ノ情況ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ
地方長官ハ前項ノ報告ト同時ニ關係アル師團長ニ之ヲ通報スヘシ

第八條 本令中地方長官ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ警視總監ニモ之ヲ適用ス

第九條 本令中市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市長濱市及神戸市ニ在リテハ區又ハ區長ニ町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村又ハ町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第十條 本令中警察署長トアルハ第十六條、第二十條及第三十四條ノ場合ヲ除クノ外北海道ニ在リテハ支廳長トス
警察署長ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ之ヲ適用セス

第二章 徵發準備

第十一條 自動車徵發事務ニ關シ職責アル者ハ平時之ニ關スル諸件ヲ遺漏ナク計畫準備シ徵發實施ニ當リ支障ナカラシムルコトヲ要ス

第十二條 自動車徵發實施ニ當リ使用スル爲準備シタル各種用紙及簿表ニハ平時ニ於テ記入シ得ヘキ不動ノ文字ハ悉ク記入シ置キ且使用ノ目的及記入ノ方法ヲ詳記シタル凡例ヲ添附シ置クヲ要ス

第十三條 師團長ハ徵發自動車差出場所ニ於テ自動車ノ檢査ヲ爲シ且該所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務ヲ掌ラシムル爲自動車徵發委員ヲ設クヘシ

第十四條 師團長ハ徵發自動車差出場所一覽表(第一様式)及市町村徵發自動車名簿(第二様式)ヲ自動車徵發管區内ノ聯隊區司令官ニ、徵發自動車差出場所一覽表ヲ關係アル憲兵隊長ニ送付スヘシ

第十五條 師團長ハ徵發管區内ノ警察署長又ハ市長ニ市町村徵發自動車名簿及自動車徵發書(第三様式)ヲ送付シ且自動車徵發準備ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スヘシ但シ警察署長ニ對シテ送付スル市町村徵發自動車名簿ハ二通トス
第十五條ノ二 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ毎年八月三十一日調ヲ以テ管内ノ自動車ニ付自動車調査票(第四様式)ヲ調製シ十月三十一日迄ニ自動車徵發管區ノ管轄スル師團長ニ送付スベシ

前項調査期日後異動ヲ生ジタル自動車ニ付テハ翌年四月三十日調ヲ以テ追加自動車調査表(第四様式)ヲ調製シ五月三十一日迄ニ前項ノ師團長ニ送付スベシ
第十六條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)及憲兵隊長第十四條ノ規定ニ依リ徵發自動車差出場所一覽表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ必要ナル

事項ヲ地方長官ニ在リテハ北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ憲兵隊長ニ在リテハ關係アル憲兵分隊長ニ指示スヘシ

第十七條 地方長官(警視總監ヲ除ク)徵發自動車差出場所ニ關スル設備及之ニ伴フ經費ノ積算等ニ關シ師團長ヨリ要求アリタルトキハ警察署長又ハ市長ヲシテ之ガ計畫ヲ爲サシムヘシ

第十八條 警察署長第十五條ノ規定ニ依リ市町村徵發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ一通ヲ關係アル市町村長ニ送付シ他ノ一通ハ之ヲ保管スヘシ

市町村長第十五條又ハ前項ノ規定ニ依リ市町村徵發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間ニ於テ指定ノ自動車ヲ差出シ得ヘキ準備ヲ爲スヘシ
第十九條 警察署長及市長第十五條ノ規定ニ依リ自動車徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ確實ニ保管シ警察署長ニ在リ

テハ動員(徵發)下令ト同時ニ直ニ之ヲ町村長ニ送達スヘキ準備ヲ爲スヘシ
前項ノ自動車徵發書ハ當該師團徵發下令ノトキヨリ其ノ効力ヲ有スルモノトス

第二十條 警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)第十五條又ハ第十六條ノ指示ヲ受ケタルトキハ徵發自動車差出場所其他必要ナル地ニ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ

第二十一條 警察署長及市町村長ハ自動車徵發事務ニ關シ自動車動員(徵發)實施業務書ヲ作り之ニ動員(徵發)實施ニ當リ業務擔當者ノ行フヘキ業務ヲ記入スヘシ

前項ノ業務書ハ業務擔當ノ區分毎ニ別冊ト爲シ各業務擔當者ガ徵發實施ニ當リ他ノ關係法規書類ヲ參照セサルモ業務ヲ實施シ得ヘク且業務擔當者ノ臨時交代スルコトアルモ業務ノ實施ニ支障ナキ如ク調製スヘシ

業務書ニ記入スヘキ業務ハ業務分擔ノ情況ニ依リ前項ニ準シ召集實施業務書ニ區分シテ記載スルコトヲ得
北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長モ亦前各項ニ準シ自動車徵發實施業務書ヲ調製シ又ハ召集實施業務書中ニ其ノ業務ヲ記載スヘシ

第三章 徵發實施

第二十二條 自動車ノ徵發ハ當該師團ノ動員令ニ依リ又ハ動員ニ際シ陸軍大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第二十三條 動員令ノ通達ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルモノトス
一 充員召集ト同時ニ自動車ヲ徵發スヘキ場合及師管内ニ在リテ自動車ノミヲ徵發シ又ハ徵發自動車差出場所ノミヲ設置スヘキ場合ニ於テハ陸軍召集規則第三十四條乃至第三十八條ノ規定ヲ適用ス
二 師管外ノ自動車徵發管區及師管外ニ在リテ徵發自動車差出場所ノミヲ

軍事法令—自動車徵發事務細則

設置スル場合ニ於テハ師團長ハ勳員令ヲ關係アル聯隊區司令官ニ達シ聯隊區司令官ハ之ヲ關係アル警察署長及市長ニ傳達ス

三 師團長前號ニ依リ勳員令ヲ達シタルトキハ之ヲ關係アル地方長官及憲兵隊長ニ通知シ地方長官ハ之ヲ第十條ノ警察署長及第九條ノ市長ニ通知シ憲兵隊長ハ之ヲ憲兵分隊長又ハ憲兵分遣隊長ニ傳達ス但シ東京府ニ在リテハ警察署長ヘノ通知ハ警視總監之ヲ爲スモノトス

陸軍召集規則第四十條乃至第四十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 第二十二條ノ規定ニ依リ陸軍大臣ノ命令ノ傳達ニ關シテハ前條第一項第二號及第三號並ニ第二項ノ規定ヲ準用スルモノトス

徵發命令ノ傳達ノ爲メスル文書ハ第五樣式ニ依リ徵發命令ノ傳達及其ノ返信ノ爲メスル電報ハ至急官報トシ第六樣式ニ依リ

式ニ依ル

第二十五條 削除

第二十六條 削除

第二十七條 警察署長及市長勳員令(徵發命令)ヲ受ケタルトキハ指定ノ勳員

(徵發) 區分ニ基キ徵發自動車名簿ノ指定スル期日ヲ勳員令(徵發命令)ノ指示勳員(徵發) 第一日ヨリ起算シテ

實際ノ曆日ニ換算シ警察署長ニ在リテハ直ニ自動車徵發書ニ該曆日ノ記入ヲ爲シ之ヲ町村長ニ達シ市長ニ在リテハ

第二十八條ニ準シ自動車徵發告知書ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十八條 町村長前條ノ規定ニ依リ自動車徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ自動車徵發告知書(第七樣式)ニ到

著月日ノ記入ヲ爲シ之ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十九條 削除

第三十條 削除

第三十一條 徵發告知書ヲ市町村長ヨリ

三八二

自動車所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ急使ヲ用フルモノトス

第三十二條 自動車徵發ノ實施ニ當リ其ノ事務ニ係ル文書ヲ發送スルニハ勳員(徵發) 用封筒(第八樣式)ヲ用フヘシ其ノ文書ヲ受領シタル者ハ封筒上ニ設ケタル相當ノ位置ニ受領年月日時ヲ記入シ記名捺印ノ上之ヲ返付スヘシ

自動車徵發告知書ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ總テ封筒ヲ用ヒサルモノトス

第三十三條 自動車差出場所ノ設備ヲ爲スヘキ警察署長及市長勳員令(徵發命令)ノ傳達ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ直ニ所要ノ設備ニ着手シ指定ノ日時ニ其ノ完成ヲ期スヘシ

前項ノ設備ニ關シ自動車徵發委員ヨリ市町村長ニ要求アリタルトキハ該市町村長ハ之ニ應スヘキモノトス

第三十三條ノ二 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)勳員令(徵發命令)ノ前項ノ場合ニ於テハ告知書ノ交付ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間以内ニ現住地市町村長ニ届書(第九樣式)ヲ提出スヘシ

通報ヲ受ケタルトキハ部下官吏ニ自動車帳ヲ携行セシメ之ヲ徵發自動車差出場所ニ派遣シ自動車徵發委員ノ業務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十四條 警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)勳員令(徵發命令)ノ傳達又ハ通知ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ部下警察官吏ヲ派遣シ自動車徵發委員ト協議ノ上徵發自動車差出場所等ノ取締ニ任シ且市町村長ノ職務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十五條 警察署長ハ第二十七條ノ手續ヲ終リタルトキハ徵發自動車到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徵發自動車検査ニ立會ヒ自動車ノ集合ヲ監視スヘシ

市町村長ハ第二十七條及第二十八條ノ手續ヲ終リタルトキハ市町村徵發自動車名簿ヲ携ヘテ徵發自動車到着期日前ニ差出場所ニ到着シ該市町村徵發自動車ノ検査ニ立會ヒ自動車ノ集合ヲ監視スヘシ

スヘシ

第三十六條 自動車徵發告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該告知ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印(自動車所有者又ハ管理人ニ代リ受領シタル者ハ記名捺印)ノ上直ニ之ヲ返付スヘシ

第三十七條 應徵自動車ノ所有者又ハ管理人ハ自動車徵發告知書ヲ携ヘ自動車ト共ニ市町村長ノ指定スル到着期日及時刻ニ徵發自動車差出場所(市町村長ヨリ集合場所ヲ指定セラレタルトキハ先ツ集合所ニ到着シタル上)ニ到着シ其ノ旨市町村長ニ届出ツヘシ

自動車徵發告知書ノ交付ヲ受ケタル者其ノ受領前ニ於テ自動車更新等ニ因リ該告知書ニ指定スル車輛番號ノ自動車ヲ所有又ハ管理セサルニ至リタルトキト雖現ニ所有又ハ管理スル自動車中其ノ用途該告知書ニ指定スルモノト同一ナルモノアル場合亦前項ニ同シ

第三十九條 市町村長第三十七條第三項又ハ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ徵發自動車差出場所ニ在ル自動車徵發委員(町村長ニ在リテハ該地ニ在ル警察署長ヲ經テ)ニ届出テ運轉者ノ事故又ハ交通路ノ故障ニ因ルモノハ直

軍事法令—自動車徵發事務細則

三八三

軍事法令一自動車徵發事務細則

三八四

ニ徵發自動車差出場所ニ到着セシムルノ處置ヲ爲スヘシ
市町村長ハ應徵自動車ノ所有者又ハ管理人ニシテ前條ノ届出ヲ爲スコトナクシテ指定ノ期日ニ應徵自動車ト共ニ徵發自動車差出場所ニ到着セサルモノアリタルトキハ該所有者又ハ管理人ノ氏名及應徵自動車ノ自動車番號其他必要ナル事項ヲ直ニ憲兵及警察官吏(憲兵アラサル地ニ在リテハ警察官吏)ニ通知スヘシ

第四十條 市町村長自動車徵發委員ヨリ徵發自動車受領證票(第十樣式)乙號及丙號ヲ受ケタルトキハ乙號ハ之ヲ保管シ丙號ハ之ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第四十一條 採用自動車ヲ徵發自動車差出場所ヨリ所屬部隊、改修工場、停車場、乘船地等ニ運搬スル爲自動車ノ運轉者ヲ徵用ス

第四十二條 自動車徵發ニ關スル費用ハ

左ノ各號ニ依リ之カ支拂ヲ請求スヘシ

甲 警察署長及市町村長ヨリ師團長ニ
一 師團長ノ要求ニ依リ警察署長及市長ノ實施シタル徵發自動車差出場所ニ關スル設備費

二 官公吏等ニシテ徵發事務ニ關シ徵發自動車差出場所ニ出張職務シタル者ノ旅費其ノ他官公署ニ於テ使用シタル郵便電信料使用者賃金等總テ徵發實施ニ關スル諸費但シ道廳府縣官吏ニ係ルモノニ在リテハ當該官廳ヨリ之ヲ請求スルモノトス

三 自動車買上代(請求ノ際ハ徵發自動車受領證票乙號ヲ添附スヘシ)

乙 運轉者ヨリ自動車ノ交付ヲ受ケタル職員ニ
一 交付ヲ受ケタル職員ニ自動車ヲ交付シタル後歸郷スル運轉者ノ旅費
二 運轉者ノ徵用賃金(前給賃金ヲ給シタルモノアルトキハ之ヲ控除

シタルモノ)

丙 市町村長ヨリ自動車徵發委員ニ
一 自動車徵發委員ノ要求ニ依リ市町村長ノ實施シタル徵發自動車差出場所ノ設備費

二 應徵ノ爲徵發區外ニ於ケル自動車ノ輸送諸費

三 不合格又ハ過剩ノ爲歸郷セシムル自動車ノ輸送諸費

四 自動車採用セラレ徵發自動車差出場所ヨリ歸郷スル自動車所有者又ハ管理人ノ旅費

五 探査未定ニシテ徵發自動車差出場所ニ滞在ヲ命シタル自動車ニ關スル諸費

六 運轉者ノ前給賃金(本人ノ請求スル場合ニ限ル)

前項各號ノ内乙號ノ一、丙號ノ三及丙號ノ四ニ關シテハ徵發區ノ内外ヲ問ハス差出場所(解備地)ヨリ應徵自動車ノ所有者又ハ管理人(運轉者)ノ現住地市

町村ニ至ル間ニ付支給スルモノトス
第四十三條 前條自動車徵發ニ關スル費用ノ額ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一、甲號ノ一及丙號ノ一ノ設備費ハ實費トス
二、甲號ノ二ノ旅費ハ左ノ區分ニ依リイ、道廳府縣ノ官吏ニ係ル旅費ハ内國旅費規則ノ規定ニ依ル但シ警察官吏ニ在リテハ内務省所定ノ警察官吏内國旅費規則ノ規定ニ依ル

ロ、市町村吏員等ニ係ル旅費ハ内務省所管旅費規則ノ規定ニ依ル

三、甲號ノ二ノ使者賃金ハ實費トス
四、乙號ノ一及丙號ノ四ノ旅費ハ陸路四十八軒(鐵道ハ四哩水路ハ二海里ヲ以テ陸路一軒ニ換算ス)ヲ以テ一日行程トシ日數ニ應ジ一人一日ニ付二圓(半日行程未滿ノモノハ半額)ヲ給スル外鐵道賃及船賃ノ實費ヲ給ス
五、乙號ノ二ノ徵用賃金ハ一人一日四

圓トス

六、丙號ノ二及丙號ノ三ノ輸送諸費ハ一車一日三十圓トス(一日行程ハ百五十軒トシ半日行程未滿ノモノハ半額トス)

七、丙號ノ五ノ自動車ニ關スル諸費ハ滞在翌日ニ亘ルトキハ一車二十五圓爾後一日ヲ増ス毎ニ一車二十圓トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

自動車徵發管區表

所管師團	徵發區域	所管師團	徵發區域
近衛	埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、山梨縣	第八	青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣
第一	東京府	第九	石川縣、富山縣、福井縣
第二	宮城縣、福島縣、新潟縣	第十	鳥取縣、岡山縣、兵庫縣
第三	愛知縣、岐阜縣、靜岡縣	第十一	香川縣、愛媛縣、德島縣、高知縣
第四	大阪府、和歌山縣	第十二	福岡縣、長崎縣、佐賀縣

軍事法令一自動車徵發事務細則

三八五

第五	廣島縣、島根縣、山口縣	第十四	茨城縣、栃木縣、群馬縣、長野縣
第六	熊本縣、鹿兒島縣、大分縣、沖繩縣、宮崎縣	第十六	京都府、滋賀縣、三重縣、奈良縣
第七	北海道、樺太		

軍用自動車補助法

第一條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ陸軍ノ軍用ニ適スヘキ自動車ノ製造者又ハ所有者ニ對シ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ製造者又ハ所有者ノ其ノ自動車ニ關スル業務ノ承繼人ハ之ヲ前項ノ製造者又ハ所有者ト看做ス

第二條 補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南滿洲鐵道附屬地ニ存在スル自動車製造所又ハ自動車ヲ有スル帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ限ル但シ社團法人ハ株式會社ニ在リテハ其ノ資本ノ半額以上及

議決權ノ過半数カ帝國臣民ニ屬スルモノ其ノ他ノ社團法人ニ在リテハ其ノ總社員カ帝國臣民ナルコトヲ要ス
前項ニ掲クル者ノ外公共團體ニハ補助金ヲ下付スルコトヲ得
製造者及製造所ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ自動車ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ製造シタルモノニシテ主トシテ貨物ノ運搬ヲ目的トシ四分三佛噸以上ノ積載量ヲ有スルモノ又ハ之ニ改造シ得ヘキモノニ依ル
第四條 製造者ニハ其製造ニ係ル自動車一輛ニ付三千圓以内ノ製造補助金ヲ下付スルコトヲ得

製造者其ノ製造ニ係ル新ナル自動車ニシテ製造補助金ヲ受ケタルモノヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ自動車一輛ニ付更ニ五百圓以内ノ増加補助金ヲ下付スルコトヲ得

第五條 所有者ニハ製造補助金ヲ受ケタル新ナル自動車ヲ其ノ製造者ヨリ購買シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テ自動車一輛ニ付千圓以内ノ購買補助金ヲ下付スルコトヲ得
第六條 増加補助金又ハ購買補助金ヲ受ケタル自動車ヲ所有スル者之ヲ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ其ノ期間ニ應ジ自動車一輛ニ付一年六百圓以内ノ維持補助金ヲ下付スル

コトヲ得

維持補助金下付ノ期限ハ増加補助金又ハ購買補助金下付指令ノ日ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

維持補助金ハ毎年其ノ年分金額ヲ下付指令ノ際自動車ヲ所有スル者ニ之ヲ下付ス

第七條 製造補助金ヲ受ケタル自動車ハ其ノ補助金下付指令ノ日ヨリ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至ル迄ノ間之ヲ保護自動車ト稱ス

一 自動車ノ所有者カ第二條第一項ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキ
二 第六條第二項ノ期限ヲ經過シタルトキ
三 第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除セラレタルトキ

第八條 主務大臣ハ軍用ノ爲何時ニテモ保護自動車ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル

軍事法令一軍用自動車補助法

場合ニ於テハ自動車ノ所有者ニ補償金ヲ下付ス其ノ金額ハ主務大臣之ヲ定ム

補償金額ニ對シ不服アル者ハ收用又ハ使用ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ出訴ハ自動車ノ收用又ハ使用ヲ停止セス

第九條 保護自動車ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外保護自動車ノ構造又ハ能力ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 保護自動車ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ第二條第一項ニ掲クル地域ノ外ニ輸出シ又ハ外國人ニ對シ讓渡シ、貸付シ若ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十一條 主務大臣ハ保護自動車ノ保護ヲ期スル爲其ノ構造及能力ヲ検査シ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認ムルトキハ其ノ所有者ニ對シ期限ヲ指定シテ之カ修理ヲ命スルコトヲ得
前項ノ外主務大臣ハ保護自動車ノ所有

者ニ對シ其ノ保護ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依リ検査ニ依リ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認メタル保護自動車ニ對シテハ修理ヲ命シタル場合ヲ除クノ外補助金ヲ受クル資格ヲ廢除ス其ノ修理ヲ命シタル場合ニ於テ修理完成ノ検査ニ合格セス又ハ指定期限迄ニ其ノ検査ヲ受ケサルトキ亦同シ

主務大臣ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ違反シタル者ニ對シテハ違反ノ事實アリタル時ヨリ當該自動車ニ對スル補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除シ又ハ停止スルコトヲ得
主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依リ修理ヲ命シタル自動車ニ對シテハ前條第一項ノ規定ニ依リ検査ノ時ヨリ修理完成ノ検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ合格不合格決定ノ時迄、其ノ検査ヲ受ケ

軍事法令一軍用自動車補助法

サルモノニ在リテハ指定期限迄補助金ヲ受クルノ資格ヲ停止ス

第十三條 主務大臣ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル犯罪ノ爲起訴セラレタル者ニ對シテハ裁判確定ニ至ル迄ノ間補助金ノ支給ヲ中止スルトヲ得

第十四條 主務大臣ハ第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者又ハ第二條第一項ニ該當セサルニ至リタル者ニ對シ當該自動車ニ付既ニ下付シタル補助金ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトヲ得前項ノ償還金ハ國稅納納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵集スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第十五條 詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ

一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條第一項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ヲ拒ミタル者

二 第十條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條 第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル自動車ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ検査ニ關スル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十九條 製造者又ハ所有者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ製造者又ハ所有者ニ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三八八

第二十條 製造者又ハ所有者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條 前二條ノ場合ニ在リテハ懲役禁錮又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得

第二十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ニ依リ製造補助金ヲ受クルコトヲ得ル自動車ト同等以上ノ能力ヲ有スル新ナル外國製自動車ヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル者ニハ當分ノ内自動車一輛ニ付千圓以内ノ補助金ヲ下付スルコトヲ得
前項ノ補助金ヲ受ケタル自動車ハ本法ノ

製造補助金及購買補助金ヲ受ケタルモノト看做ス
前二項ノ規定ハ官立工場ニ於テ製造シタル自動車ニ付之ヲ準用ス

爆發物取締規則

第一條 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身體財産ヲ害セントスル目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスル際發覺シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫、教唆、煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止マル

軍事法令一爆發物取締規則、軍需工業動員法

者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條 第一條ニ記載シタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若クハ其ノ使用ニ供スヘキ器具ヲ製造輸入販賣譲與寄藏シ及ヒ其ノ約束ヲ爲シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六條 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ證明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 爆發物ヲ發見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ

第八條 第一條乃至第五條ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ラントスル人ニ告知ス可シ違フモノハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九條 第一條乃至第五條ノ犯罪ヲ蔽匿

シ若クハ隠避セシメ又ハ其ノ罪證ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十條 廢止

第十一條 第一條ニ記載シタル犯罪ノ豫備陰謀ヲ爲シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ爲スニ至ラサル時ハ其ノ刑ヲ免除ス
第五條ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ
第十二條 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ處斷ス

軍需工業動員法

第一條 本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ謂フ
一 兵器、艦艇、船空機、彈藥並軍用器具機械及物品
二 軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及其ノ附屬設備其ノ他ノ輸送用物件

- 三 軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及糧秣
- 四 軍用ニ供シ得ヘキ衛生材料及獸醫材料
- 五 軍用ニ供シ得ヘキ通信用物品
- 六 前各號ニ掲クルモノノ生産又ハ修理ニ要スル材料、原料、器具機械、設備及建築材料
- 七 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件
- 第二條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲クル工場及事業場並其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得
 - 一 軍需品ノ生産又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場
 - 二 前號ニ掲クル工場及事業場ニ要スル原料若ハ燃料ヲ生産シ又ハ電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場

- 三 前各號ニ掲クル工場ニ轉用スルコトヲ得ル工場
- 第三條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地並家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ使用シ又ハ收用スルコトヲ得
- 政府ハ戰時ニ際シ必要アルトキハ第一條第二號ニ掲クル物件ノ全部又ハ一部ヲ管理スルコトヲ得
- 第四條 前二條ノ場合ニ於テ政府ハ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得
- 第五條 前三條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生シタル損害ハ政府之ヲ補償ス
- 第六條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ讓渡、使用、消費、所持、移動若ハ輸出入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 戰時ニ際シ第一條ニ掲クル物件ニシテ徵發令中ニ規定ナキモノヲ使用又ハ收用セントスルトキハ徵發令ノ規定ヲ準用ス

- 第八條 政府ハ戰時ニ際シ兵役ニ在ル者ヲ徵發令ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ召集シテ軍事輸送機關又ハ第二條ノ規定ニ依ル政府ノ管理スル工場若ハ事業場ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ハ第二條各號ニ掲クル工場又ハ事業場ニシテ國ノ經營ニ係ルモノニ關シ之ヲ準用ス
- 第九條 政府ハ戰時ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ在ラサル者ヲ徵用シテ前條ニ掲クル業務ニ從事セシムルコトヲ得
- 第十條 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ收用シタル工場、事業場土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ五年内ニ拂下クルトキハ舊所有者又ハ其ノ承繼人ニ於テ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得
- 第十一條 政府ハ軍事上必要アルトキハ

- 第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ其管理者ニ對シ其ノ事業ニ使用スル設備、器具機械、從業者若ハ材料、原料器具機械ノ供給者又ハ生産發生者ハ修理ノ能力若ハ數量其ノ他事業ノ狀況必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得
- 第十二條 政府ハ軍事上必要アルトキハ鐵道、軌道、船舶、海陸連絡輸送設備其ノ他ノ輸送物件ノ所有者又ハ管理者ニ對シ車輛、軌條、船舶又ハ海陸聯絡輸送設備ノ數量、構造、輸送能力、從業者其ノ他必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得
- 第十三條 政府ハ軍事上必要アルトキハ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ取引又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ其ノ取引ノ相手方、取引又ハ保管ノ數量、保管ノ設備其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

- 第十四條 政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前條ニ掲クル者ニシテ一定ノ資格アル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得
- 得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ軍需品ノ生産修理又ハ貯藏ヲ爲サシメ又ハ軍事上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得
- 政府ハ前項ノ規定ニ依リ利益保證又ハ獎勵金下付ヲ受クル事業ヲ監督シ又ハ之ヲ爲必要ナル命令若ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十五條 第五條ノ規定ニ依ル補償金及前條ノ利益保證又ハ獎勵金ノ算定並第十條ノ規定ニ依ル拂下價格ハ軍需評議會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム
- 軍需評議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 當該官吏又ハ吏員ハ第十一條

- 乃至第十三條ノ規定ニ依リ報告ヲ命シ得ル事項調査ノ爲又ハ第十四條ノ規定ニ依ル監督若ハ處分ヲ爲ス爲必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得
- 第十七條 工業的發明ニ係ル物又ハ方法ニ關シ豫メ政府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備ニ付テハ報告ヲ命シ調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得
- 第十八條 利益保證又ハ獎勵金ヲ受クル事業ヲ承繼スル者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、之ニ依リテ爲ス處分又ハ利益保證若ハ獎勵金下付ニ附シタル條件ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス
- 第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依ル管

軍事法令—軍事扶助法

- 理、使用又ハ收用ヲ拒ミタル者
- 二 第四條ノ規定ニ依ル借用ヲ拒ミタル者
- 三 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第二十條 第十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 職時ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ罰前條ニ同シ
- 第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第八條ノ規定ニ依ル召集ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者
- 二 第九條ノ規定ニ依ル徵用ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者
- 三 第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲナサス又ハ虛

- 偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 四 第十四條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 五 第十六條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虛偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
- 第二十二條 當該官吏若ハ吏員又ハ其職ニ在リタル者本法ニ依ル職務ニ依リ知得シタル事業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第十七條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ

軍事扶助法

- 第一條 傷病兵其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス
- 第二條 本法ニ於テ傷病兵ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
- 一 陸海軍下士官兵ニシテ職階又ハ公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者
- 二 前項ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍下士官兵ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ現役中(未入營期間及歸休期間ヲ除ク)又ハ應召中ニ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者
- 第三條 本法ニ於テ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
- 一 陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵、又ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但

- シ養子ハ家督相續人ニ限ル
- 二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ現役兵入營シタル時、下士官兵ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者
- 三 前二號ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ現役兵ノ入營シタル時、下士官兵ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ
- 第四條 本法ニ於テ下士官兵又ハ傷病兵ノ遺族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
- 一 戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第

軍事法令—軍事扶助法

- 二 條各號ノ傷病若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ下士官兵又ハ傷病兵カ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
- 二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷病若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ下士官兵ノ死亡ノ時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者
- 三 前二號ニ掲クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷病若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ下士官兵ノ入營若ハ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ
- 第五條 救護ハ現役兵ノ入營、下士官兵

- ノ應召傷病若ハ死亡又ハ傷病兵ノ死亡ノ爲生活スルコト困難ナル者ニ對シテノミ之ヲ爲ス
- 救護ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第六條 救護ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産及生業扶助トス
- 第七條 救護ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七條ノ二 救護ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得
- 第八條 傷病兵六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレシ者ナル場合ニ於テハ其ノ者並其ノ家族及遺族ニ對シ救護ヲ爲サス
- 第九條 下士官兵又ハ傷病兵六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ傷

病兵及其ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十條 下士官兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ救護ヲ爲サス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間又同シ

第十一條 下士官兵ニシテ逃亡シ又ハ陸軍教化隊ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ逃亡又ハ收容ノ間其ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十二條 下士官兵又ハ傷病兵ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ傷病兵並其ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ救護ヲ爲サス又ハ救護ノ程度ヲ減少スルコトヲ得下士官兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同シ

第十三條 一、傷病兵ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルモノニ對シテハ救護ヲ爲サス
二、下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ現役兵ノ退營又ハ下士官兵ノ召集解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第十四條 下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士官兵又ハ傷病兵死亡後仍三月内之ヲ繼續スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其間下士官兵又ハ傷病兵ノ遺族トシテノ救護ハ之ヲ爲サス

第十五條 下士官兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士官兵ノ傷病兵トナリタル後仍三月内繼續スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間傷病兵ノ家族トシテノ救護ハ之ヲ爲サス

第十六條 本法ニ依ル救護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救

助ニ非サルモノト看做ス

第十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル救護金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第十八條 本法ニ依ル救護金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラス之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十九條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

入營者職業保障法

第一條 何人ト雖モ被備者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營(應召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ヲ命セラレタル者又ハ入營ヲ命セラレタルコトアルヘキ者ニ對シ其故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スヘカラス

第二條 雇傭者ハ入營ヲ命セラレタル被備者ヲ解雇シタルトキ又ハ被備者ノ入營中雇傭期間ノ滿了シタルトキハ其ノ者カ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命セラレタル場合ヲ含ム)シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス

但シ左ノ各號ニ掲クル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 被備者カ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ
- 二 被備者カ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サス又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クヘキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以内ニ勞務ニ就カサルトキ
- 三 被備者カ傷病又ハ傷痍ニ因リ勞務

軍事法令一入營者職業保障法

二 堪ヘサルトキ

四、被備者カ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

五、被備者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六、雇傭ノ目的タル事業ノ廢止終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準スル事由アルトキ

雇傭者及被備者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ掲クル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被備者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ス

第二條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フヘキ勞務及給與ハ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被備者カ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前

ノ勞務ニ堪ヘサルトキ其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨ケス

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命セラレタル被備者カ解雇セラレサル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇傭者カ常時五十人以上ノ被備者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條 當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得
前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣市町村其ノ他之ニ準スルモノノ被備者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準シ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和六年勅令第二百六十號ヲ以テ同
年十一月一日ヨリ施行)

海戰法規 (拔萃)

- 第一條 帝國軍艦ハ戰時ニ於テ本令其ノ他ノ法令及條約ノ規定ニ依リ海上捕獲其ノ他ノ敵對行爲及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得其ノ規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スヘシ
- 第二條 海上捕獲其ノ他ノ敵對行爲ハ中立國領水ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ス
- 第三十條 左ニ掲クル場合ニ於テ帝國船ハ敵ト交通スルモノト看做ス
 - 一 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ヲ發航シタルトキ
 - 二 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ニ寄港シ又ハ到着スル目的ヲ以テ航行スルトキ

- ノ部分並其ノ組成品
- 七 鐵道ノ固定及運轉用材料並電信、無線電信及電話ノ材料
- 八 燃料及機械潤滑用材料
- 九 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニ非サル火藥及爆發物
- 十 刺アル鐵線及其ノ架設又ハ切斷用ニ供スヘキ機械
- 十一 踏鐵及蹄鐵用材料
- 十二 輓用及鞍用ノ物件
- 十三 雙眼鏡、望遠鏡「クロノメーター」及各種ノ航海用具
- 第七十六條 中立船ニシテ左ニ掲クル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ
 - 一 船舶ニシテ敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合
 - 二 船舶所有者船舶全部ノ備船者又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戦行動ニ對シ航海中直

軍事法令—海戰法規

- 第五十五條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件ハ絕對的戰時禁制品タルヘキモノトス
 - 一 一切ノ武器(狩獵用武器ヲ含ム)及其ノ組成品タルコト明ナルモノ
 - 二 一切ノ彈丸、裝藥、彈藥、包及其ノ組成品タルコト明ナルモノ
 - 三 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタル火藥及爆發物
 - 四 砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車野戰鍛冶器及其組成品タルコト明ナルモノ
 - 五 軍用タルコト明ナル被服及武裝具
 - 六 軍用タルコト明ナル一切ノ馬具
 - 七 特ニ軍用トシテ製造セラレタル工器具材
 - 八 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乘用輓用駄用ノ獸類
 - 九 陣營具及其ノ組成品タルコト明ナルモノ
 - 十 甲鐵板

- 接ノ幫助ヲ與フル一人若ハ數人ヲ有スル場合
- 前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲沒收セラルヘキ中立船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得
- 第八十條 中立船ニシテ左ニ掲クル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スヘシ
 - 一 該船舶ニシテ直接ニ戰鬪行爲ニ加ハル場合
 - 二 該船舶ニシテ敵國政府ニ於テ該船内ニ乘組マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受クル場合
 - 三 該船舶ニシテ全部敵國政府ノ爲ニ備入セラレタル場合
 - 四 該船舶ニシテ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ從事スル場合
- 前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ敵商船ト同一ノ取扱ヲナスコトヲ得
- 第九十五條 船舶ニシテ停船、臨檢、搜索及拿捕ノ權利ノ合法ナル行使ニ對シ

- 十一 軍艦及戰鬪用艇舟並特ニ上記艦艇ニ限り使用シ得ヘキコト明ナル組成品
- 十二 飛行機、飛行船、氣球其他一切ノ航空機及其ノ組成品タルコト明ナルモノ並航空機用ニ供セラルルモノト認ムヘキ器具、物件材料
- 十三 兵器彈藥製造ノ爲又ハ陸海軍用ノ武器及材料ノ製造修理ノ爲專ラ作製セラレタル機械器具
- 第五十六條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件ハ條件附戰時禁制品タルヘキモノトス
 - 一 糧食
 - 二 獸類ノ飼料用ニ適スル樹林及穀類
 - 三 軍用ニ適スル被服、被服用織物及靴類
 - 四 金銀貨幣地金銀及紙幣
 - 五 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ一切ノ車輛及其ノ組成品
 - 六 一切ノ船舶及艇舟、浮船渠、船渠

- 強力ヲ以テ抵抗スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スヘシ
- 第九十六條 前條ノ船舶ハ沒收セラルヘキモノトス
 - 前項ノ船舶ニ搭載スル貨物ハ敵船ノ載貨ト同一ノ處分ヲ受クヘシ船長又ハ船舶所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ敵貨ト看做ス
- 第九十七條 通常船舶内ニ備フヘキ重ナル船舶書類ハ左ノ如シ
 - 一 船舶國籍證書
 - 二 航海日誌
 - 三 海員名簿
 - 四 乘客名簿
 - 五 備船契約書
 - 六 船荷證券及送狀
 - 七 載貨目錄
 - 八 出港證書
 - 九 健康證書
 - 十 船舶賣渡證書
- 第九十八條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該

三九七

軍事法令一陸軍軍人軍屬著作規則

當スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス
之ヲ拿捕スヘシ

一 船舶書類ヲ備ヘサルトキ
二 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隱匿シ
タルトキ

三 二重ノ船舶書類又ハ變造若ハ偽造
シタル船舶書類ヲ備フルトキ

第七條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該
當スル場合ニ於テ情狀疑フヘキモノア
ルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ
拿捕スルコトヲ得

一 船内ニ備フヘキ必要ナル書類ヲ提
供セス又ハ船舶書類不整頓ナルトキ

二 船舶書類互ニ矛盾シ又ハ其ノ書類
ト船長ノ陳述ト齟齬スルトキ

第三十六條 拿捕スヘキ嫌疑アリト認
ムヘキ一切ノ私船ニ對シテハ其ノ何レ
ノ國籍ニ屬スルヲ問ハス臨檢及搜索ヲ
行フコトヲ得

第三十九條 艦長船舶ニ停止ヲ命スル
ニ當リテハ必ハ帝國軍艦ノ旗章ヲ掲揚

スヘシ

陸軍軍人軍屬著作規則

(昭和十二年三月二十二日)
陸達第十一號

第一條 軍隊、官衙、學校、將校團條令

ニ依ル團體、現役軍人(應召中ノ者及
生徒ヲ含ム以下之ニ同シ)軍屬又ハ陸
軍大臣ノ監督ニ屬スル法人又ハ團體ニ
シテ左記各號ノ一ニ該當スル事項アル
トキハ豫メ順序ヲ經テ監督官廳ノ長官
ニ申請シ其ノ認可ヲ受クヘシ

一 公文書ニ非ラサル文書、圖書(文書
圖書共ニ其ノ内容純然タル私事ニ屬
スルモノヲ除ク以下之ニ同シ)新聞
雜誌、會報、檄文、又ハ標語其ノ他
ノ出版物ヲ頒布、若ハ發賣シ又ハ頒
布若ハ發賣セシムル目的ヲ以テ著述
編纂、複寫又ハ複製セントスルトキ
二 公務以外ノ必要ニ基キ陸軍以外ノ
新聞又ハ雜誌其ノ他ノ出版物ニ投稿

三九八

(口述又ハ座談會等ノ筆記及應募ヲ
含ム以下之ニ同シ)又ハ放送、レコー
ド、吹込ヲ爲サントスルトキ

三 公務以外ノ必要ニ基キ公開セラル
ヘキ映畫又ハ「レコード」ヲ製作セン
トスルトキ

第二條 現役軍人又ハ軍屬ニシテ公務以
外ノ必要ニ基キ講演ヲ爲サントスルト
キハ豫メ所屬隊長ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 第一條ノ長官認可ヲナスニ方リ
テハ申請事項ヲ檢閲シ諸法規ニ抵觸シ
又ハ適當ナラサル事項アルトキハ之ヲ
修正削除セシメ又ハ印刷、複寫、複製
頒布、發賣、投稿、掲載、放送、「レコ
ード」吹込、製作、公開ヲ制限又ハ禁止
スヘシ

第四條 第二條ノ所屬隊長認可ヲナス場
合亦前條ニ準ス

第五條 第三條ノ檢閲ヲ爲スニ方リ所管
長官又ハ監督官廳ノ長官ハ其ノ施行ヲ
憲兵司令官、憲兵隊司令官、又ハ憲兵

隊長ニ依託スルコトヲ得

憲兵司令官、憲兵隊司令官又ハ憲兵隊
長前項ノ依託ヲ受ケタルトキハ檢閲ノ
後直ニ意見ヲ依託セル長官ニ通報スヘ
シ

第六條 第一條ノ認可ヲ受ケタル文書、
圖書、新聞、雜誌、會報、檄文又ハ標
語其ノ他ノ出版物ヲ印刷、複製、複寫
シタルトキ又ハ投稿セル部外ノ新聞、
雜誌其ノ他ノ出版物ノ出版セラレタル
トキハ其ノ一部ヲ順序ヲ經テ速ニ陸軍
大臣ニ送付スヘシ

第七條 本規則ハ出版法、新聞紙法、軍
機保護法其ノ他法規ノ効力ヲ妨グルモ
ノニアラス

附 則

本達ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行
ス

傷兵院法

第一條 戰闘又戰闘ニ準スヘキ公務ノ爲

軍事法令一傷兵院法

傷病ヲ受ケ又疾病ニ罹リ軍人又準軍人

トシテ恩給法ニ依リ増加恩給ヲ受クル
者精神又身體著シキ障礙アリテ收容保
護ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
リ申請ニ基キ傷兵院ニ入院セシム

第二條 普通公務ノ爲傷病ヲ受ケ又疾病
ニ罹リ軍人又準軍人トシテ恩給法ニ依
リ増加恩給ヲ受クル者精神又身體ノ著
シキ障礙アリテ收容保護ヲ要スルトキ
ハ申請ニ基キ特ニ傷兵院ニ入院セシム
ルコトヲ得

第三條 傷兵院ニ入院中ノ者ニハ恩給ノ
支給ヲ停止シ其親族ニ扶助料又一時扶
助料ヲ給ス前項ノ扶助料又一時扶助料
ノ支給ニ關シテハ恩給法ノ扶助料又一
時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス但シ扶
助料ノ年額ハ恩給法第七十五條第一項
第三號ノ金額ニ相當スル額トス
傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニシ
テ第一項ノ一時扶助料ヲ受ケタル者ニ
ハ恩給法第八十一條ノ一時扶助料ヲ給

セス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對
シ第一項ノ一時扶助料ヲ給シタルトキ
ハ爾後他ノ親族ニ對シ給スルコトアル
ヘキ第一項ノ扶助料又恩給法ノ扶助料
ノ額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 傷兵院ニ入院中ノ者左各號ノ一
ニ該當スルトキハ退院ヲ命ス

一 恩給法ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利
消滅シタルトキ又恩給ヲ停止セラレ
タルトキ

二 收容保護ヲ要セサルニ至リタルト
キ

三 懲戒ニ處セラレ改悛ノ見込ナキト
キ

第五條 傷兵院ニ入院シタル者ニシテ退
院ヲ命セラレ又自己ノ便宜ニ依リ退院
シタル者ハ退院ノ日ヨリ二箇年ヲ經過
スルニ非サレハ再ヒ傷兵院ニ入院スル
コトヲ得ス但特別ノ事由アルモノハ此
限ニ在ラス

三九九

軍事法令一船舶職員法抄録

第六條 傷兵院ニ入院中ノ者ニ對シテハ 命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒ヲ爲スコトヲ得
第七條 傷兵院ニ於テ寄附ヲ受ケタル不 動産金銭及有價證券ハ傷兵院基金ト爲 シ其利子其他ノ果實ト共ニ之ヲ蓄積ス
第八條 傷兵院基金ノ利子其他ノ果實ハ 傷兵院ニ入院中ノ者ニ係ル費用ニノミ 之ヲ使用スルコトヲ得
第九條 傷兵院基金及其利子其他ノ果實 ノ收支ニ係ル検査ハ會計検査院法第十 六條ニ依ル

船舶職員法抄録

第一條 日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル 場合ヲ除クノ外此法律ノ規定ニ依リ船 舶職員ヲ乗組マシムヘシ但船舶安全法 (官階) (海上勤務期間) (授與スヘキ海技免狀)
大尉以上 大尉以上一年 汽船甲種船長免狀

第二條 第一項ノ規定ヲ適用セサル船舶 ハ此限ニ在ラス
船舶職員ト稱スルハ船長、一、二、三 等運轉士、機關長、一、二、三等機關 士ヲ謂フ
第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラサレ ハ船舶職員タルコトヲ得ス
第三條 海技免狀ハ左ノ十二種トス
甲種船長
甲種一、二等運轉士
乙種船長
乙種一、二等運轉士
丙種船長
丙種運轉士
機關長
一、二、三等機關士
遞信大臣ハ海技免狀ノ効力ニ制限ヲ加ヘ タルモノヲ授與スルコトヲ得

(官階) (海上勤務期間) (授與スヘキ海技免狀)
中尉以上 中尉以上一年 汽船甲種一等運轉士免狀
又ハ少尉二年

第五條 海技免狀ハ遞信大臣ノ定ムル試 驗規程ニ依リ體格検査及學術試験ヲ受 ケ合格シ且海技免狀原簿ニ登録ヲ受ケ タル者ニ授與ス
海軍艦船艇ニ乗組ミ運航若ハ機關運轉 ニ從事シ又ハ船舶ノ運航若ハ機關ノ運 轉ニ關スル學術ヲ教授スル學校ノ所定 ノ課程及練習ヲ卒リ遞信大臣ニ於テ學 術試験ニ合格スト認ムル者ニハ學術試 驗ヲ行ハスシテ相當ノ免狀ヲ授與スル コトヲ得
小形船舶ニ乗組ム船舶職員ノ有スヘキ 海技免狀ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ 學術試験ヲ行ハスシテ之ヲ授與スルコ トヲ得
船舶職員學術試験ニ合格スト認ムル者 ニ授與スヘキ海技免狀ハ海軍艦船艇ニ 乗組ミタル者ハ左表ニ依ル

少尉以上

候補生以上二年

汽船甲種二等運轉士免狀

特務大尉 特務中尉 特務少尉 兵曹長

三等兵曹以上三年

乙種一等運轉士免狀但海軍兵學校選修科學生教程修了者ニ限リ機船甲種二等運轉士免狀

一等兵曹 (掌帆長教程又ハ掌帆長教程修了者) 二等兵曹 (同上) 三等兵曹 (同上) 三等兵曹 (同上)

以上三年 以上二年 二年六月

乙種二等運轉士免狀

機關大尉以上 機關中尉以上 機關少尉以上

機關長免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船機關長免狀

機關中尉以上 又ハ機關少尉二年

一等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀

前表ニ掲タル海技免狀受有後ハ船舶職員試驗規程ニ定ムル受驗履歷ニ應シ左ノ區別ニ依リ上級免狀ヲ授與ス

(イ) 少尉以上ノ者ハ汽船甲種一等運轉士免狀又汽船甲種船長免狀

(ロ) 兵曹長又特務少尉以上ノ者ハ乙種船長免狀但シ海軍兵學校選修科學生教程修了者ニ限リ汽船甲種一等運轉士免狀

士免狀

軍事法令一船舶職員法抄録

汽船少尉以上

機關候補生以上二年

二等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船

機關特務大尉 機關特務中尉 機關特務少尉 機關兵曹長

三等機關兵曹以上 三年

發動機船二等運轉士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船二等機關士免狀

一等機關兵曹 (掌帆長教程修了者) 二等機關兵曹 (同上) 三等機關兵曹 (同上)

三等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船三等機關士免狀

十七年未滿ニシテ一等兵曹又一等機關兵曹以下ノ官階ニ在リタル者ニ限ル此場合右ニ該當スルモノナルコトノ證明ハ少尉又機關少尉以上ノ者ニ在リテハ海軍省人事局長、兵曹長及特務大尉以下又機關兵曹長及機關特務大尉以下ノ者ニ在リテハ所屬鎮守府人事部長ノ證明書ニ依ルモノトス

(ハ) 機關少尉以上ノ者ハ一等機關士免狀若ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀又機關長免狀若ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船機關長免狀
(ニ) 機關兵曹長又機關特務少尉以上ノ者ハ一等機關士免狀又乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀
前表ニ依リ海技免狀ヲ授與セラルル者ハ申請ノ當時海軍武官タル者及離現役

陸軍恤兵部條例

- 第一條 陸軍恤兵部ハ戰時又事變ニ際シ陸軍大臣必要ニ應シ之ヲ設置ス
- 第二條 陸軍恤兵部ハ恤兵ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三條 陸軍恤兵部ニ恤兵監一人部員二人若ハ三人ヲ置ク
- 恤兵監ハ陸軍佐官、部員ハ陸軍佐尉官同相當官ヨリ之ヲ補ス
- 恤兵部ニ下士判任文官若干人ヲ置ク
- 部員ハ必要ニ應シ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第四條 恤兵監ハ陸軍大臣ニ隸シ部中一切ノ事務ヲ總理ス
- 恤兵監ハ恤兵品ノ輸送ニ關シテハ兵站總監ノ區署ヲ受クヘシ
- 第五條 恤兵監ニ作戰軍ノ情態ヲ明カニシ各高等司令部野戰衛生長官部兵站官衙其他恤兵ヲ主旨トスル結社團體等ト常ニ相連絡シ相互間事情ノ疎通ヲ圖ル

- 第六條 部員ハ恤兵監ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル
- 第七條 下士判任文官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

陸軍順位令

(昭和十二年十月六日) 軍令陸第六號

- 第一條 現役ノ武官待命、休職又ハ停職ノ武官ヲ除ク以下之ニ同ジ)及應召シタル豫備役、後備役又ハ退役(國民兵役ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ武官並ニ士官候補生(本令中別段ノ規定アル場合ヲ除ク)ノ外現役ノ見習士官、軍醫候補生、幹部候補生及操縱候補生ヲ含ミ士官候補生、幹部候補生又ハ操縱候補生ニ在リテハ兵ノ階級ニ在ル者ヲ除ク以下之ニ同ジ)、少尉候補者及應召シタル豫備役又ハ後備役ノ見習士官ニシテ實

役又ハ將校ノ勤務ニ服スル者ノ順位ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依ル

- 第二條 現役ノ武官及應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ官等ノ順序ニ依ル
- 第三條 官等ヲ同ジクスル現役ノ武官ノ順位ハ當該官等ニ於ケル實役停年ノ多キ者ヲ上位トシ實役停年ヲ同ジクスル場合ニ於テハ任命ノ日ノ前後ニ依リ其ノ前後ナキトキハ任命ノ列序ニ依ル
- 第四條 應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ應召ノ日ニ於テ官等ヲ同ジクスル現役ノ武官ノ下位トシ官等ヲ同ジクシテ同日ニ應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ役種ノ區分ニ依ル順位ハ本記載ノ順序ニ依リ其ノ各役種毎ノ順位ハ當該官等ニ於ケル實役停年ノ多キ者ヲ上位トシ實役停年ヲ同ジクシ又ハ實役停年ヲ有セザル場合ニ於テハ任命ノ日ノ前後ニ依リ其

- ノ前後ナキトキハ任命ノ列序ニ依ル
- 應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ニシテ同時ニ召集又ハ平時部隊ニ於ケル武官ノ勤務ヲ命セラレタル者ハ應召ノ日ノ前後ニ拘ラズ同日ニ應召シタル者ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス
- 第五條 應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ其ノ應召ノ日又ハ應召中ニ於ケル進級ノ日以後ニ同級ノ官ニ任命セラレタル現役、豫備役、後備役又ハ退役ノ武官及官等ヲ同ジクシテ新ニ應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ上位トス
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス
- 第六條 應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣ノ取扱ヲ命課(之ニ準ズルモノヲ含ム)ニ依リ其ノ部下ニ屬セラレタル同官等ノ現役、豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ上位トス

軍事法令—陸軍順位令

- 第七條 現役ノ武官又ハ應召シタル豫備役、後備役若ハ退役ノ武官ノ日ヲ同ジクシテ同級ノ官ニ任命セラレ引續キ現役ニ服シ又ハ應召スル場合ニ於ケル順位ハ任命ノ列序ニ依ル
- 第八條 現役ノ武官又ハ應召シタル豫備役若ハ後備役ノ武官ノ轉役後尙引續キ同官等ニテ應召スル場合ニ於テハ其ノ順位ニ變更ナキモノトス
- 第九條 現役ノ見習士官、少尉候補者及應召シタル豫備役又ハ後備役ノ見習士官ニシテ將校ノ勤務ニ服スル者ノ順位ハ准士官ノ上位トス但シ幹部候補生又ハ操縱候補生ノ見習士官ニシテ陸軍補充令第六十二條ノ三又ハ同令第六十六條ノ規定ニ依リ將校ノ勤務ニ服スル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ場合現役ノ見習士官、少尉候補者相互ノ順位及現役ノ見習士官又ハ少尉候補者毎ノ順位ハ將校ノ勤務ニ服シタル日ノ前後ニ依リ應召シタル豫備役

- 又ハ後備役ノ見習士官ト現役ノ見習士官又ハ少尉候補者トノ順位、應召シタル豫備役又ハ後備役ノ見習士官ノ役種ノ區分ニ依ル順位、其ノ各役種毎ノ順位等ニ關シテハ第四條、第五條及第八條ノ規定ヲ準用ス
- 第十條 實役ニ服スル士官候補生(見習士官タル者ヲ除ク)ノ順位ハ相當官等ノ武官ノ上位トス
- 前項ノ場合階級ヲ同ジクスル士官候補生、幹部候補生(操縱候補生ヲ含ム本條中以下之ニ同ジ)ノ種類ノ區分ニ依ル順位ハ本記載ノ順序ニ依リ士官候補生又ハ幹部候補生毎ノ順位ハ實役ニ服シタル日ノ前後ニ依ル
- 第十一條 前數條ノ規定ニ依ルノ外官等又ハ階級ヲ同ジクスル者ノ列序又ハ一連ノ列序ヲ附セザル場合ニ於ケル順位ハ必要ニ應ジ部隊長適宜之ヲ定ムルコトヲ得
- 第十二條 實役又ハ將校ノ勤務ニ服セザ

軍事法令一陸軍豫備馬貸付規則拔萃

ル場合教育、演習等ノ必要アルトキハ
士官候補生（陸軍補充令第六十二條ノ
三又ハ同令第十六條ノ規定ニ依リ將
校ノ勤務ニ服スル幹部候補生又ハ操縦
候補生ノ見習士官ヲ含ム）ニ在リテハ
相當官等ノ武官ノ上位、下士官タル少
尉候補者ニ在リテハ曹長ノ上位トシテ
之ヲ取扱フコトヲ得
前項ノ場合士官候補生ハ階級ヲ同ジク
スル幹部候補生又ハ操縦候補生ノ上位
トシテ之ヲ取扱フコトヲ得
第十三條 本令ニ規定スル實役、實役停
年、召集及應召ニ付テハ左ノ各號ノ規
定ニ依ル
一 士官候補生ノ實役ト稱スルハ兵役
法施行令第六條第二項ニ規定スル現
役ノ實役ヲ謂フ
二 實役停年ニハ待命、休職又ハ停職
ノ期間ハ之ヲ除キ應召ノ期間ハ之ヲ
含ミ兵科部ヲ轉ジタル武官ニ在リテ
ハ其ノ轉ズル前ニ於ケル同級ノ官ノ

實役停年ヲ通算ス
現役ノ見習士官、少尉候補者及應召
シタル豫備役又ハ後備役ノ見習士官
ノ將校ノ勤務ニ服シタル期間及士官
候補生（見習士官タル者ヲ除ク）ノ
實役ニ服シタル期間ハ當該官等又ハ
階級ニ於ケル實役停年ト看做ス但シ
幹部候補生又ハ操縦候補生ノ見習士
官ノ陸軍補充令第六十二條ノ三又ハ
同令第十六條ノ規定ニ依リ將校ノ
勤務ニ服シタル期間ニ在リテハ此ノ
限ニ在ラズ
三 召集ニハ勤務演習ノ爲メ召集ハ之
ヲ除キ陸軍補充令第六十二條ノ三ノ
規定ニ依リ召集ハ之ヲ含マザルモノ
トス
四 應召ト稱スルハ豫備役、後備役又
ハ退役ノ武官及豫備役又ハ後備役ノ
見習士官ノ召集ニ應ジ又ハ平時部隊
ニ於テ武官ノ勤務ニ服スルヲ謂フ
附 則
本令施行ノ際現ニ部隊長等ニ於テ順位ヲ

四〇四

定メタル者ニ付テハ當分ノ内本令ニ依ラ
ザルコトヲ得

陸軍豫備馬貸付
規則拔萃

第一條 貸付豫備馬ハ貸付ノ際四年四月
以上軍用ニ堪ユル見込アルモノヲ以テ
之ニ充ツ
第二條 貸付時期ハ毎年秋季演習終了後
トシ秋季演習ニ参加セサル部隊ニ在リ
テハ十一月トス但主任長官ニ於テ特別
ノ必要アリト認ムルトキハ此限ニ在ラ
ス
前項但書ノ規定ニ依リ貸付ヲ爲ス場合
ニ於テハ主任長官ハ第四條、第五條及
第十條ニ規定スル期日ニ付別段ノ定ヲ
爲スコトヲ得
第三條 貸付主任長官、管理官並貸付及
管理區域ハ別表ニ依ル
第四條 馬ノ貸付ヲ受ケムトスル者 在

營下士官兵ヲ除ク）ハ七月末日迄ニ主
任長官宛願書ヲ市町村長（朝鮮ハ府尹、
郡守、島司、臺灣ハ廳長、郡守、市尹
關東州ハ民政署長、同支署長）ニ差出
スヘシ但第十六條ノ證書ヲ付與セラレ
タル者ニ在リテハ願書ニ其寫ヲ添附ス
ルモノトス
市町村長ハ前項ノ願書ニ奥書證印（公
共團體ノ願書ハ之ヲ要セス）ヲ爲シタ
ル後八月末日迄ニ主任長官ニ送付スヘ
シ
在營下士官兵（借受希望ノ年ニ退營ス
ル者ニ限ル）ニシテ貸付ヲ受ケムトス
ル者ハ七月末日迄ニ退營後居住セムト
スル地ノ主任長官宛願書ヲ所屬部隊長
ニ差出スヘシ
部隊長ハ前項ノ願書ニ奥書證印ヲ爲シ
タル後八月末日迄ニ主任長官ニ送付ス
ヘシ
第七條 主任長官ハ馬ノ在隊當時ノ用役
ト貸付後ノ用途トヲ願慮シ適當ト認ム

軍事法令一陸軍豫備馬貸付規則拔萃

ル者ニ貸付クルモノトス
第八條 主任長官ハ借受人、貸付豫定馬、
引渡日時及引渡場所等必要ナル諸件ヲ
決定シ貸付豫定馬検査終了後速ニ貸付
馬ノ引渡ヲ爲スヘキ部隊長ニ通牒スヘ
シ
主任長官ハ前項ノ通牒ヲ爲スト同時ニ
前項ノ規定ニ依リ決定シタル諸件ヲ關
係市町村長及第四條第三項ノ下士官兵
所屬ノ部隊長ニ通知又通牒スヘシ
市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ
一週間以内ニ之ヲ借受人ニ通知スヘシ
第四條第三項ノ下士官兵付屬ノ部隊長
第二項ノ通牒ヲ受ケタルトキハ直ニ其
旨ヲ借受人タル下士官兵ニ達スヘシ
第九條 借受人前條第三項ノ通知ヲ受ケ
タルトキハ指定ノ日時及場所ニ於テ貸
付馬保管部隊長ニ借受人居住地ノ管理
官宛ノ借受證ヲ差出シ馬匹名簿寫ト共
ニ馬ヲ受領スヘシ
第四條第三項ノ借受人前條第四項ノ達

ヲ受ケタルトキ亦前項ニ準ス
指定ノ日時及場所ニ於テ馬ヲ受領セザ
ルトキハ部隊長ハ其貸付ヲ取消スコト
ヲ得此場合ニ在リテハ順序ヲ經テ之ヲ
主任長官ニ通報スヘシ
第十一條 借受人貸付ヲ受ケタルトキハ
十日以内ニ第九條ノ規定ニ依リ受領シ
タル馬匹名簿寫ヲ添へ現住地ノ市町村
長ニ届出ツヘシ
市町村長ハ前項ノ届出ニ依リ貸付豫備
馬連名簿ヲ調製保管シ常ニ貸付馬ノ異
動ヲ明ニスヘシ
第一項ノ馬匹名簿寫ハ市町村長之ヲ保
管スルモノトス
第十二條 馬ノ貸付期間ハ本令中特ニ定
ムル場合ヲ除ク外貸付ノ年ヨリ起算
シ六年目ノ三月三十一日迄トス
第十三條 貸付馬ハ之ヲ轉貸シ又擔保ニ
供スルコトヲ得ス
貸付馬ハ之ヲ蕃殖ノ用ニ供スルコトヲ
得ス

第十四條 借受人ハ其居住地ニ於テ貸付馬ヲ飼養スヘシ貸付馬ハ在陸當時ノ用役ト同様ノ役務ニ使用シ其習慣ヲ保持セシムヘキモノトス借受人管理官ノ管理區域外ニ移轉セムトスルトキハ貸付馬返還ノ届出ヲ爲シ移轉前ニ貸付馬ヲ返還スヘシ

前項ノ返還ヲ命スルニハ返還命令ヲ以テス其返還ニ關スル準備及實施ニ關シテハ馬匹徵發事務細則ヲ準用ス朝鮮臺灣並關東州ニ在リテハ當該軍司令官前項ニ準シ返還ニ關スル手續ヲ規定スルモノトス

還セシメタル貸付馬ヲ再ヒ貸付ケ得サルトキハ管理官ハ舊借受人又其相續人ノ現住地カ舊借受人時ノ徵馬管區内ニ在ル場合ニ限り舊借受人又其相續人ニ對シ一回限り優先ニ他ノ馬ヲ貸付タルコトヲ得

第十五條 借受人同一管區域内ノ他市町村(朝鮮ハ他府郡島臺灣ハ他廳都市關東州ハ他民政署管轄區域)ニ移轉シタルトキハ十四日以内ニ其旨ヲ新舊居住地ノ市町村長ニ届出、市町村長ハ之ヲ管理官ニ通知スヘシ

第十七條ノ二 管理官前條ノ規定ニ依リ貸付馬ヲ返還セシメタル後再ヒ之ヲ貸付ケ得ルニ至リタルトキハ舊借受人又其相續人ノ現住地カ舊借受人時ノ徵馬管區内ニ在ル場合ニ限り之ヲ舊借受人又其相續人ニ貸付タルコトヲ得此場合ニ於テ舊借受人ニ對スル貸付期間經過後ナルトキハ管理官ハ無償ニテ之ヲ舊借受人又其相續人ニ付與スルコトヲ得

第十八條 管理官及自己ノ師管内ニ他師團ノ徵馬管區ヲ有シ此區域内ニ其所属部隊ヨリ貸付馬ヲ提供シタル師團長ハ演習ノ爲一年(曆年ニ依ル)ヲ通シ三十日以内其貸付馬ヲ使用スルコトヲ得但管理官ニ非サル師團長ハ豫メ當該管理官ト協議スルモノトス

第十六條 管理者ハ貸付馬ノ保持良好ナリト認メタルトキハ借受人ニ證書ヲ付與ス

第十一條、第三十一條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ貸付又付與ニ付之ヲ準用ス

賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七條 管理官ハ戰時又事變ニ際シ貸付馬ノ返還ヲ命スルコトヲ得

第二十條 管理官ハ貸付期間中少クモ一回貸付馬ノ検査ヲ施行シ其狀況ヲ検査終了後一月以内ニ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第二十三條 貸付馬左ノ各號一ニ該當シタルトキハ借受人ハ直ニ其原因狀況及之ニ對シ施シタル處置ヲ具シ市町村長ヲ經テ管理官ニ届出ツヘシ但第三號又第五號ノ場合ニ在リテハ届書ニ獸醫ノ檢案書又診斷書ヲ添附スルヲ要ス

時及場所ニ於テ貸付馬ヲ係官ニ差出スヘシ

第二十一條 管理官ハ借受人ニシテ貸付馬ノ飼養管理ヲ怠リタルトキ又本令若ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルモノト認メタルトキハ貸付ヲ取消スコトヲ得

二 前號ニ該當シ届出後所在判明シタルトキ

借受人第二項ノ規定ニ依ル差出ヲ爲スコト能ハサルトキハ直ニ市町村長ヲ經テ其旨ヲ管理官又第一項ノ師團長ニ届出ツヘシ

第二十二條 第十九條又前條ノ場合ニ於テ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ノ

三 斃死シ又家畜傳染病豫防法ニ依リ殺シタル時

市町村長ハ前項ノ届書ニ奥書證印(公共團體之ヲ要セス)ヲ爲シ速ニ管理官又第一項ノ師團長ニ送付スヘシ

第二十二條 第十九條又前條ノ場合ニ於テ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ノ

四 妊娠シ又仔馬ヲ産出シタルトキ

軍事法令一陸軍豫備馬貸付規則抜萃

第二十五條 管理官ハ借受人ノ故意又重大ナル過失ニ因リ貸付馬ニ事故ヲ生シタルトキハ其事故ニ因ル損害ヲ賠償セシムヘシ但賠償金額ハ第六條ノ評價ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十六條 借受人死亡シタルトキハ死亡届出義務者ハ速ニ市町村長ヲ經テ管理官ニ貸付馬返還ノ届出ヲ爲スヘシ但其家族ニシテ引續キ貸付ヲ受ケムトスルトキハ第四條ニ準シ管理官ニ願出ツルコトヲ得

前項但書ノ願出アリタルトキハ管理官ハ家族ニ貸付タルコトヲ得此場合ニ在リテハ前借受人ノ借受ケタル期間ヲ通算シ第十二條ノ規定ニ依リ其貸付期間ヲ定ムルモノトス

借受人已ムヲ得サル事情ニ因リ貸付馬ヲ飼養スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一項ニ準シ返還ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十八條 本令ニ定ムルモノノ外他ノ

法令ニ依リ馬匹ヲ飼養スル爲生スル一切ノ業務ハ借受人ニ於テ之ヲ負擔スヘキモノトス

第二十九條 貸付馬ノ借受飼養管理第二十條ニ依ル受檢並第十四條、第二十一條、第二十六條、第二十七條第三項ニ依ル返還等ニ要スル一切ノ費用ハ借受人ノ負擔トス

第三十條 第十八條ノ規定ニ依リ貸付馬ヲ使用シ又之ヲ返付スル場合ニ於テ其差出場所及返付場所カ借受人ノ住所タル市町村外ナルトキハ左ノ諸費ヲ給ス

一 馬ノ輸送諸費ハ一頭一日一圓以内トシ第十八條第一項ノ管理官及師團長ノ定ムル所ニ依ル

二 口付人往復ノ旅費ハ陸路四料以上四十八料(鐵道ハ六料水路ハ二海里ヲ以テ陸路一料ニ換算ス)迄ヲ一日行程トシ一人一日一圓(二十四料未満ノモノハ半額)トシ鐵道及水路ニ在リテハ外ニ汽車賃及船賃ノ實費ヲ

四〇八

軍馬貸付願

一、馬何頭 用途何用何頭

右陸軍豫備馬貸付規則ニ依リ貸付御許可相成度此段奉願候也

年月日

現住地 府縣 郡市 町村 番地

族稱 職業

氏 名

生年月日

主任長官宛

前記ノ者ハ當市(町村)内ニ於テ何業ニ従事シ身元確實ノ者ニ相違無之候也

何市(町村)長 氏 名

(前記ノ者借受人トシテ適當ナルコトヲ承認ス)

職官氏 名

注意 貸付馬ノ用途ハ可成詳細ニ記入スヘシ

第三十一條 貸付馬ハ第十二條ノ規定ニ依ル貸付期間ヲ經過シタルトキハ無償ニテ借受人ニ付與ス此場合ニ在リテハ市町村長ハ要スレハ當該馬匹名簿寫ヲ借受人ニ交付スルモノトス

管理官貸付馬ヲ付與セムトスルトキハ借受證ニ付與年月日ヲ記入シ證印ノ後第八條ニ規定スル順序ヲ經テ借受人ニ返付スルモノトス

第三十二條 本令中市又市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋

市、横濱市、及神戸市ニ在リテハ區又區長ニ、町村又町村長ニ關スル規定ハ町村又町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

貸付主任長官管理官貸付及管理區域一覽表

主任長官	部	隊	管	域	理
近衛師團長	近衛師團貸付部隊	陸軍省、軍馬補充部本部	近衛師團徵馬管區	滿洲	馬徵
第一師團長	第一師團貸付部	教育統監部	第一師管	近衛師團徵馬管區	馬徵
第十四師團長	第十四師團內貸付部隊	陸軍歩兵學校、陸軍砲工學校	第十四師管	近衛師團徵馬管區	馬徵
第三師團長	第三師團內貸付部隊	參謀本部	第三師管	近衛師團徵馬管區	馬徵
所在地所管師團長	陸軍重砲兵學校	陸軍大學校	第三師管	近衛師團徵馬管區	馬徵
朝鮮軍司令官	第十二、第四乃至第十六師管內貸付	陸軍重砲兵學校	當該師管	朝鮮	馬徵
臺灣軍司令官	臺灣に在る貸付部隊	陸軍重砲兵學校	當該師管	臺灣	馬徵
關東軍司令官	滿洲に在る貸付部隊	陸軍重砲兵學校	當該師管	關東州及滿洲	馬徵

軍事法令一陸軍豫備馬貸付規則抜萃

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則抄

(明治四五、一、一三) 條約第四號附屬書

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ
イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト
ロ 敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト
ハ 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト
ニ 助命セザルコトヲ宣言スルコト
ホ 不必要ノ苦痛ヲ與フベキ兵器、投射物其他ノ物質ヲ使用スルコト
ヘ 軍使旗、國旗、其他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジエネヴア」條約ノ特殊標章ヲ履ニ使用スルコト
ト、戰爭ノ必要上萬已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壞シ又ハ押收スルコト

チ 對手當事國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト
第二十五條 防守セザル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ
第二十七條 攻圍及砲撃ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限リ之ヲシテ成ルベク損害ヲ免レシムル爲ニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルベキモノトス
被圍者ハ容易キ特別ノ徵章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ
第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非レバ之ヲ罰スルコトヲ得ズ
第三十二條 交戰者ノ一方ノ命ヲ帶ビ他ノ一方ト交渉スル爲白旗ヲ掲ゲテ來ル者ハ之ヲ軍使トス軍使並之ニ隨從スル

喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス
第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス
部隊長ハ軍使ガ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防グニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得
濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得
第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス
占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス
第四十三條 國ノ權力ガ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベシ
第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

赤十字條約抄

(明治一九、一一、一六勅令)

第一條 戰地假病院及陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若ハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戰者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ但戰地假病院及陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タル資格ヲ失フモノトス
第二條 戰地假病院及陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員醫員事務員負傷者運搬員並ニ說教者ハ各其ノ本務ニ從事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス
第三條 前條ニ掲ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其ノ本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其ノ屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ

軍事法令—赤十字條約抄

前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ
第四條 陸軍病院ノ器具什物等ハ交戰條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私物品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ携帶スルコトヲ得ス但戰地假病院前哨ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有スルコトヲ得
第五條 負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵スコトヲ得ス且ツ之ヲシテ其目的ヲ得セシメサルヘカラス
交戰國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ從憑シ且ツ慈善ノ舉ニ依テ局外中立タルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫告スルノ責アルモノトス
家屋内ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スル時ハ其家屋ヲ侵スコトヲ得ス又自己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課税ノ一部ヲ免レ且ツ其家屋ヲ軍隊ノ宿舎ニ供用スルコトヲ免カルヘシ
第六條 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人

ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看護スヘシ司令長官ハ戰圍中ニ負傷シタル兵士ヲ速ニ敵軍ノ前哨ニ送致スルコトヲ得但右ハ其ノ時ノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且ツ兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス
治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其本國ニ送還スヘシ
患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取扱ヲ受クヘシ
第七條 陸軍病院、戰時假病院並患者負傷者ノ標章トシテ特定ノ旗章ヲ用ヒ且ツ其標章ニ必ス國旗ヲ掲ケヘシ
局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ送付スルコトヲ許ス但其ノ交付方ハ陸軍官衙ニ於テ之ヲ司トルヘシ旗及臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノナルヘシ
第八條 此ノ條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戰國ノ司令長官ニ於テ其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且ツ此ノ條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ



美容一般
御婚禮御仕度

軍人會館美容室

匣中花子

資本金 壹千萬圓 (全額拂込済)

證券投資及事業資金
仲介に關する一般業務

本社
京橋營業所

本社電話茅場町 (66)

自至

三三三三

一一一一

五五四四

三二九一

番番番番

東京市日本橋區兜町一丁目一階
同 京橋區第一相互館一階

△山一證券株式會社

取締役社長 太田 收

支店及出張所
派出所

大阪支店 名古屋支店 岡山市支店 新瀧市支店 濱松市支店 京都支店 福岡支店 廣島支店 札幌支店 神戶支店 横濱支店

大阪市東區高麗橋二丁目二七番
名古屋市中區榮町三丁目三〇番
岡山市内山下三丁目三〇番
新瀧市上大川前通八番町
濱松市鍛冶町二丁目三六番
京都市下京區四條通り高倉角
福岡市土居町三博多ビル二一
廣島市紙屋町四丁目一八
札幌市西區大通三丁目四二
神戶市神戶區榮町二丁目五
横濱市中區本町二丁目住友ビル三七

三井鑛山株式會社

取締役會長 尾形次郎

東京市日本橋區室町二丁目一番地

電話日本橋(24) 自二三三一 至二三三九番

陸軍指導の下、我國民間唯一の防毒具研究製造專門會社
陸軍科學研究所型式御認可

特許 第九一九二七號
實用新案 第二二一〇二四號
第一七〇五一四號
第二二五一五號

國用壹號(隔離式)「最適品」

十二年型

市民用防毒面

其他工場鑛山船舶
火災用各種防毒面
防毒服
其他防毒具一式



恐るべき不完全品の危害

- ① 毒瓦斯がもれる
- ② 充分瓦斯を濾過し得ぬ
- ③ 呼吸が苦しい
- ④ 壽命が短い
- ⑤ 眼鏡が曇る
- ⑥ 視界が狭くて危い
- ⑦ 吐いた呼吸を又吸ふ
- ⑧ 防水が不完全
- ⑨ 冠り憎く氣持が悪い
- ⑩ 結局役立たぬ

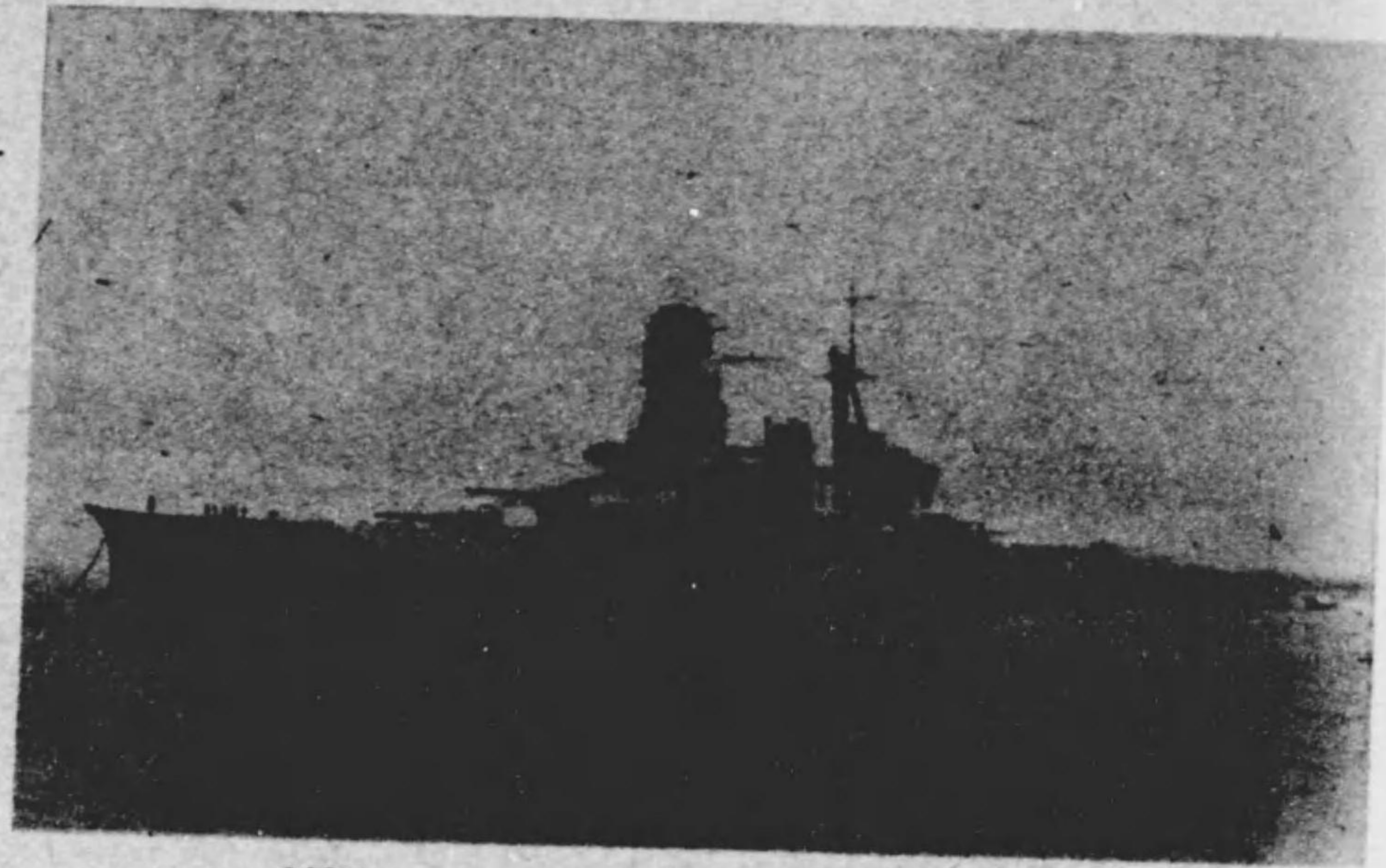
承繼部間民工化本日

昭和化工株式會社



東京市王子區袋町一丁目一三八番
電話 大塚(86) 赤羽
番七〇六四
番九二二五
番二二二四
番六九四二

主 力 艦



(順〇三三・九二) 剛金艦軍國帝るれな裝新



—ベユシ・フラグ・ルラミドア艦戦珍袖逸獨
(順〇〇〇・〇一)

廣 告

キ
リ
ン
ビ
ー
ル



最古の歴史
最新の設備
最上の品質

トウタスンリキ
ンモレンリキ 飲料 清涼

社 會 式 株 酒 麥 麟 麒

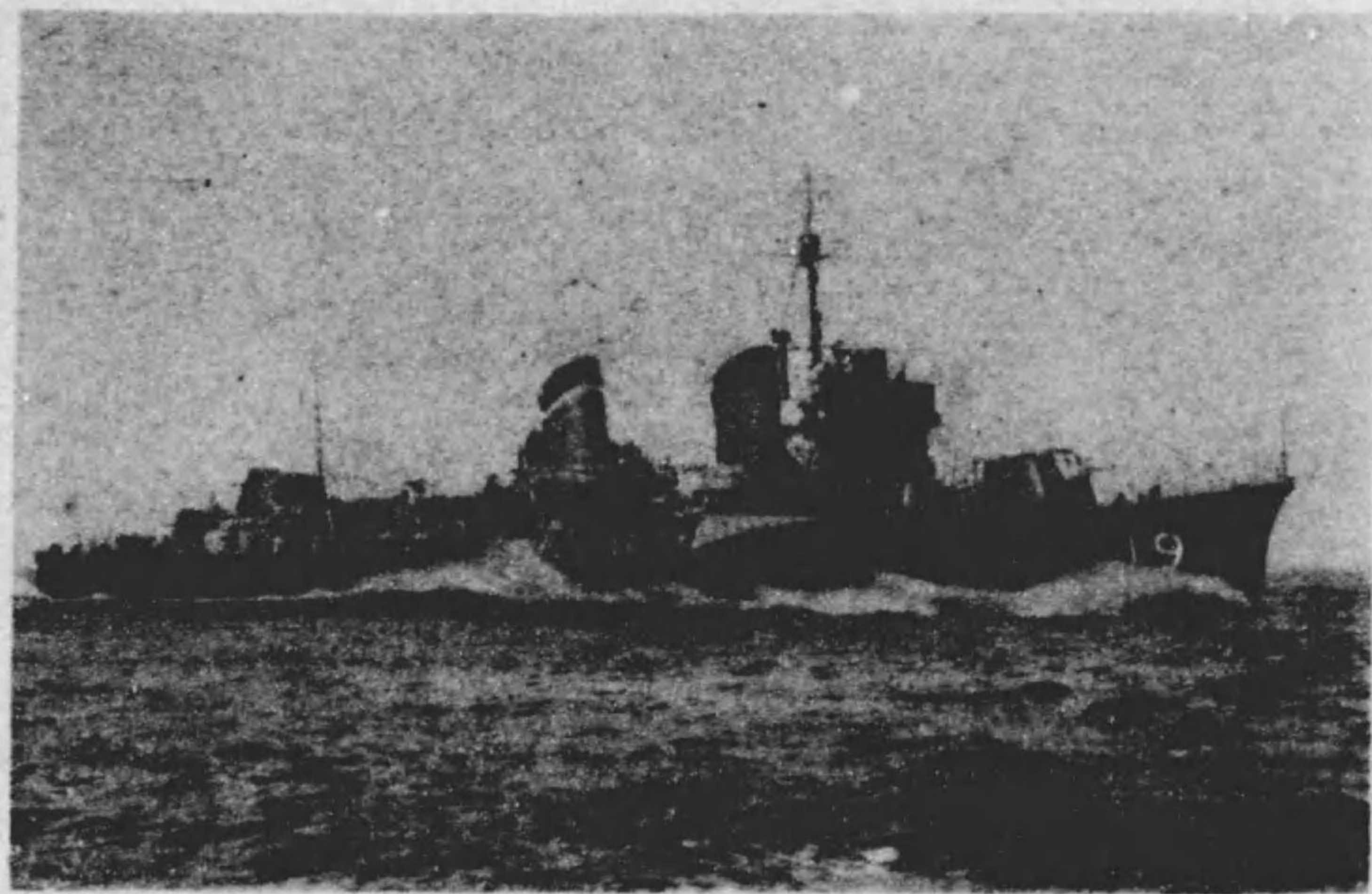
四一六

艦洋巡新最國帝



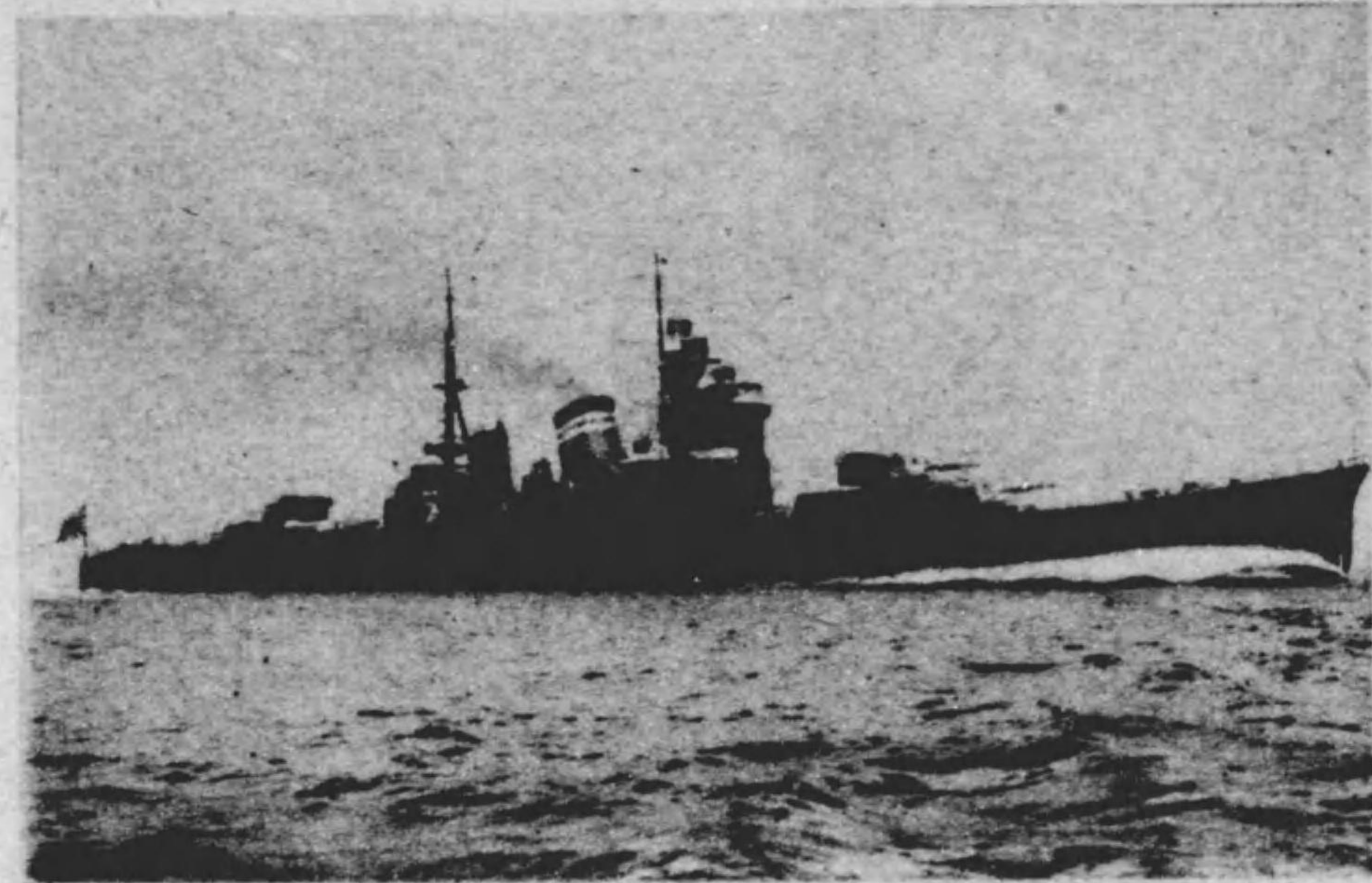
(節三三噸〇〇五・八)級上最

艦逐驅型大

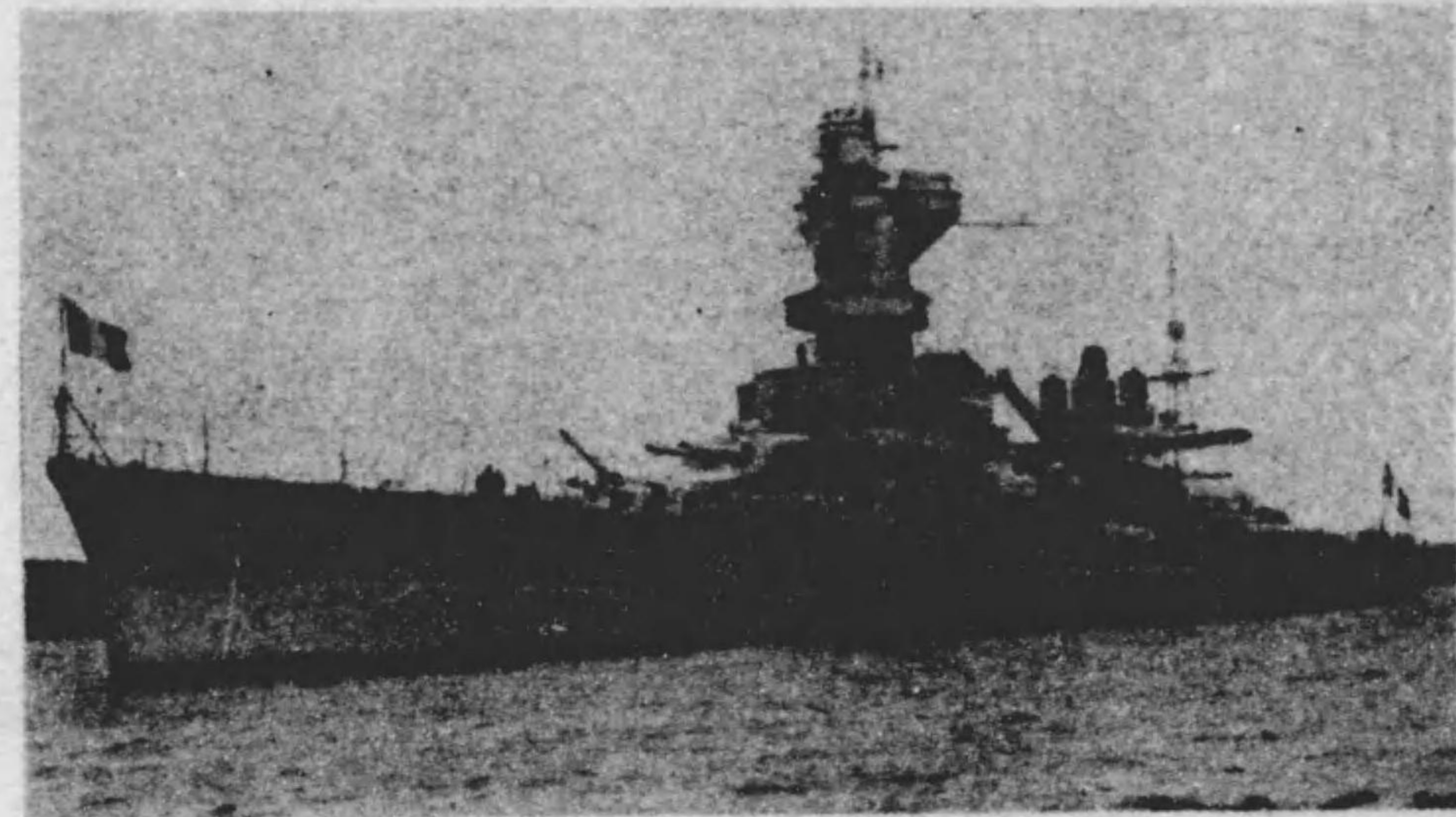


(節四三噸〇〇七・一)級波敷

艦洋巡級甲

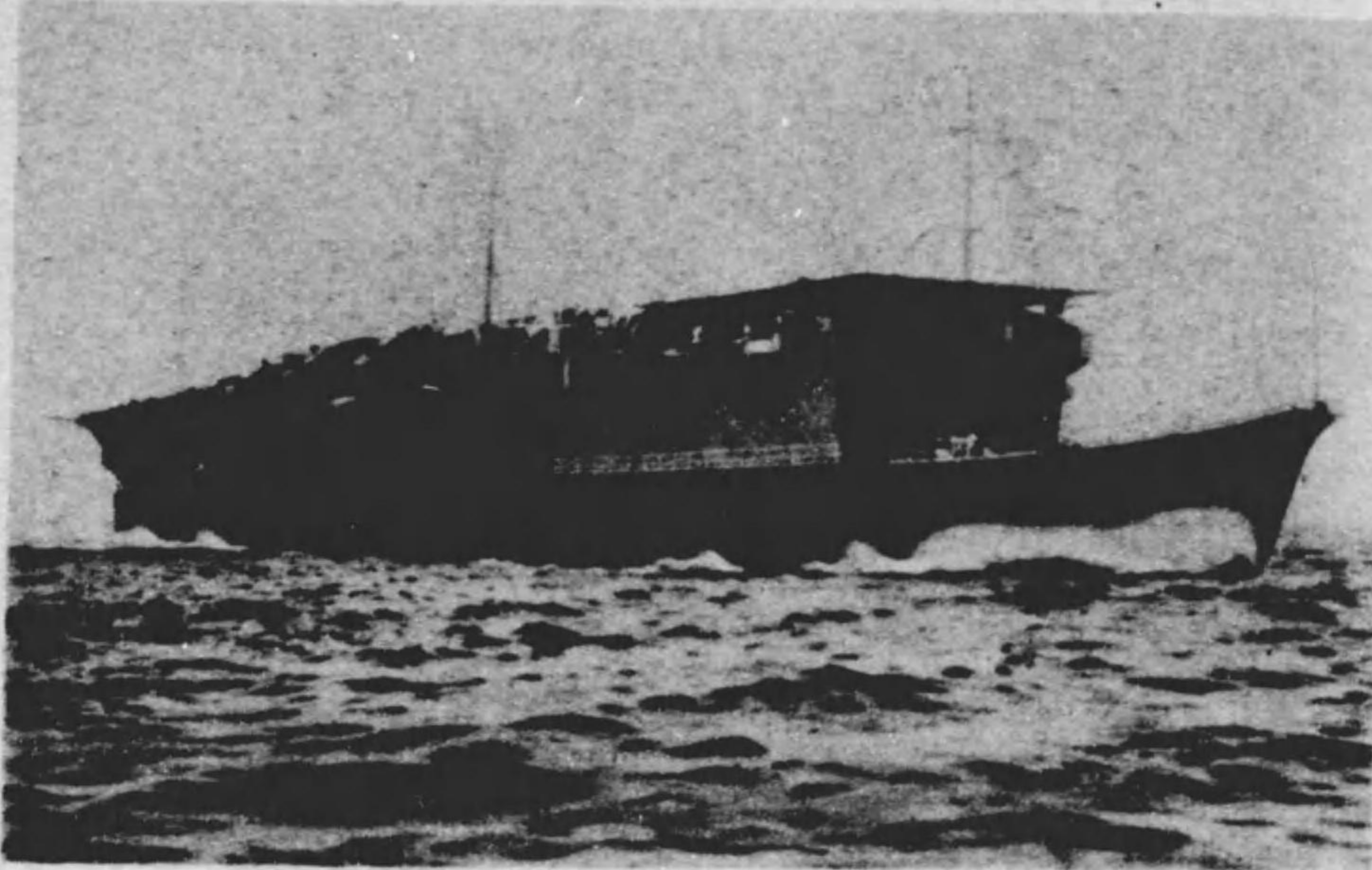


(噸〇〇〇・〇一)級柄足艦軍國帝

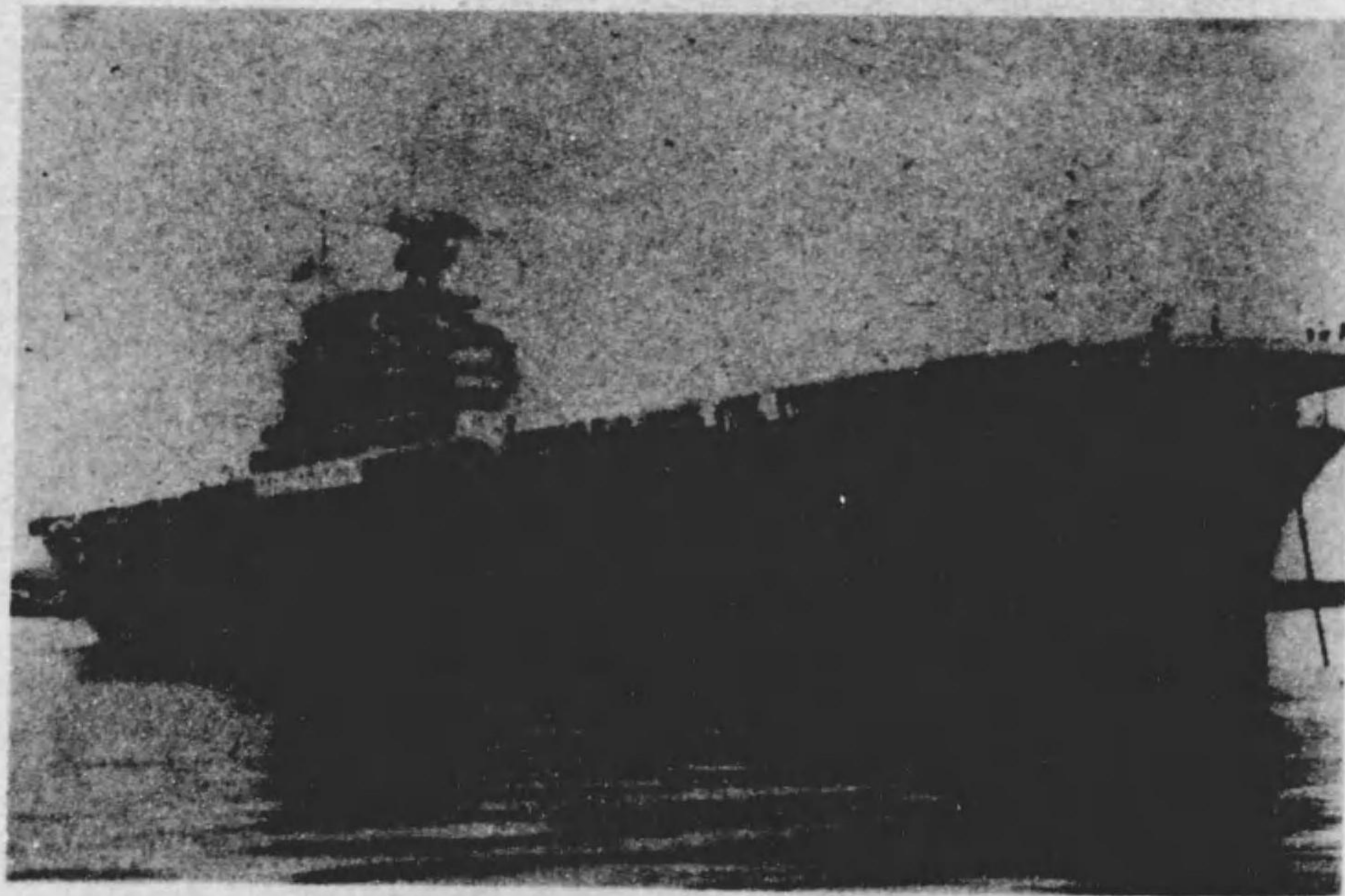


(噸〇〇〇・〇一)ーリエヂルア艦軍國佛

最新航空母艦

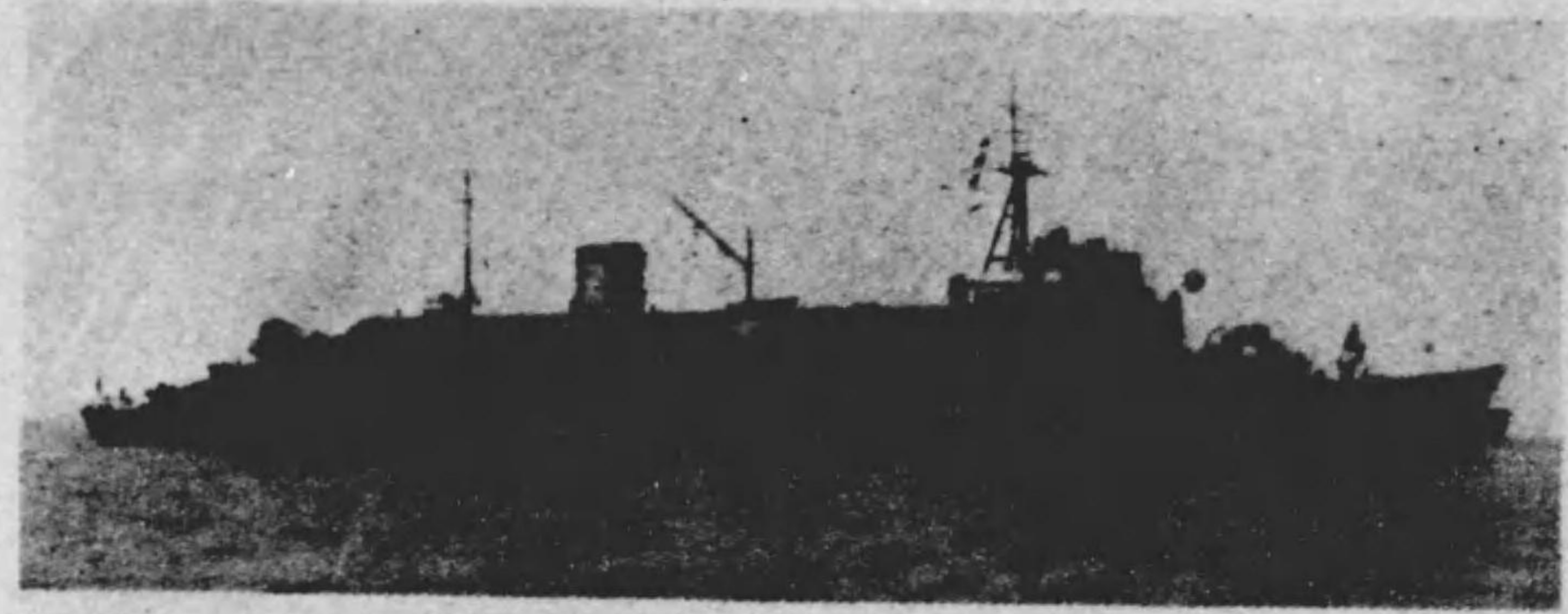


帝國軍艦龍(七〇一噸)



米國ヨウターウ(二〇〇〇噸)

最新潛水母艦



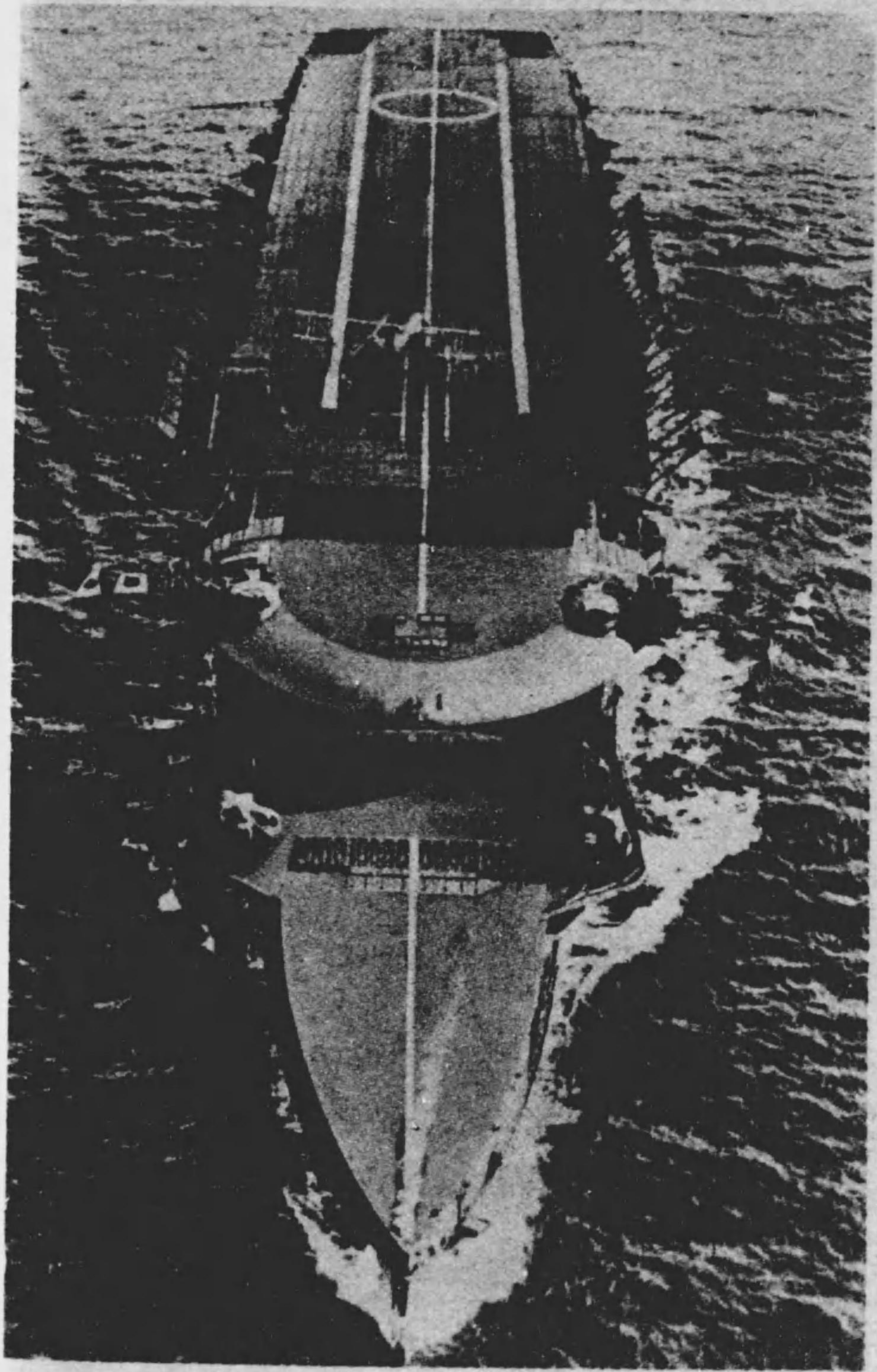
大鯨(一〇〇〇噸二節)

最新水雷艇



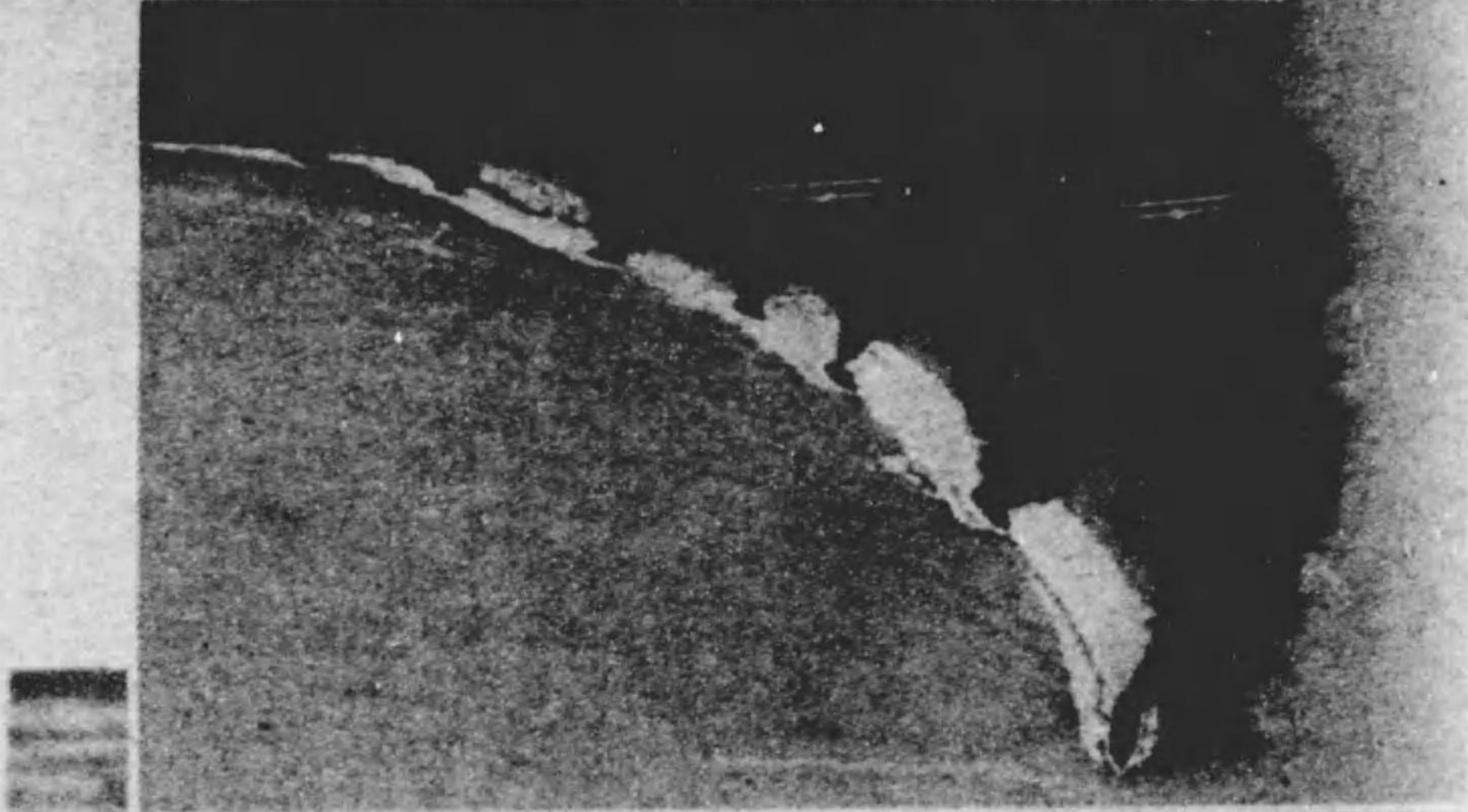
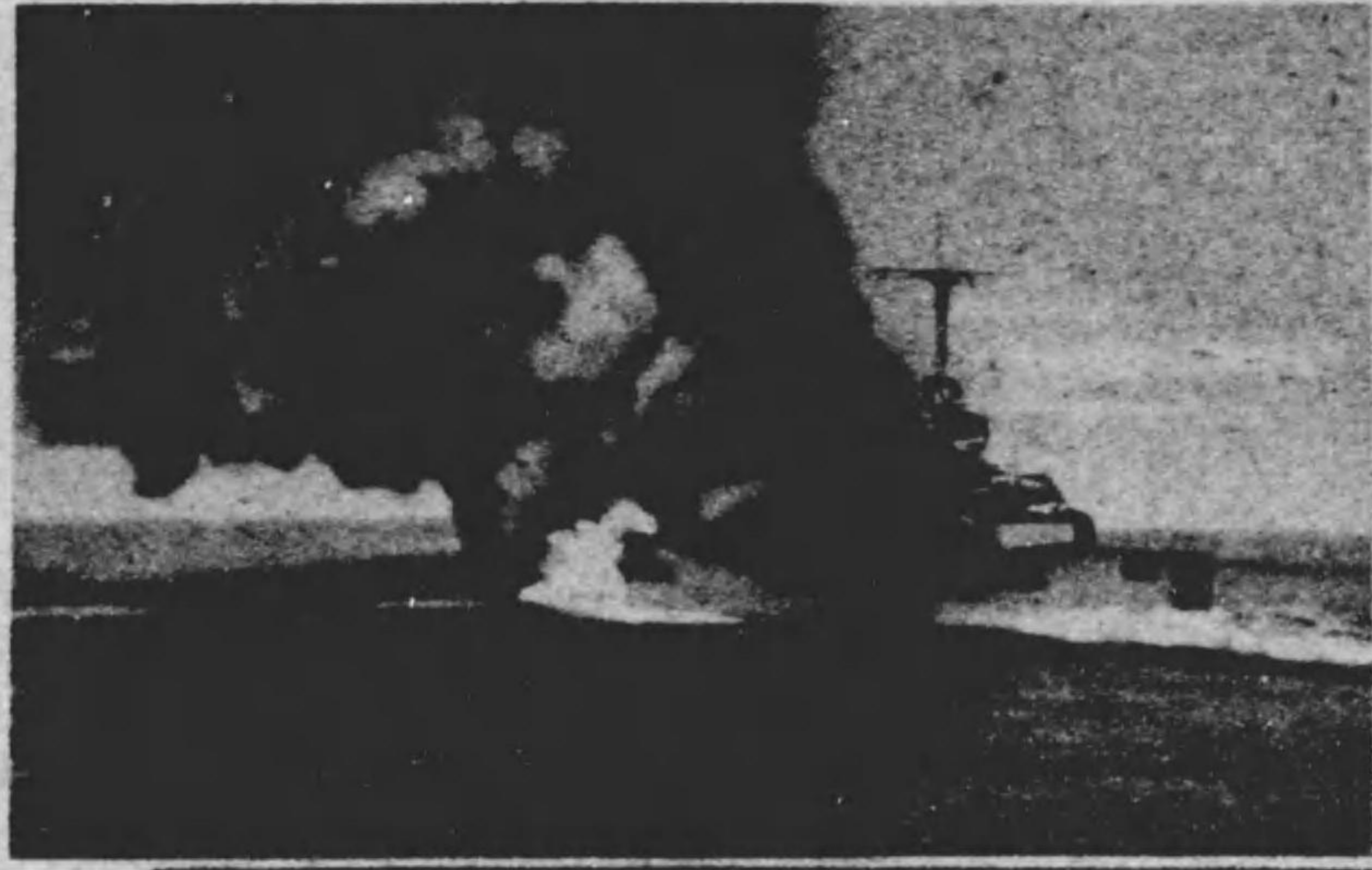
鵠(五九五噸二八節)

スアリュフ艦母空航國英



(節一三順〇五四・二二)

煙幕展開



最大の社礎

古の歴史
 コドモ 徴兵 保険
 の 保険 教育結婚 保険
 軍人の 職友共済 保険
 保険 護國養老 保険

眞面目な外務社員招請

(在郷軍人特優)



東京・銀座座

躍進！ 第一 徴兵

魚雷演習



東京市神田區駿河臺三丁目

電話神田

代表番號 長 一一七〇番
自 一一七一番
至 一一七九番

倉庫專用 神田 二二二九番

私書函 神田局 第二十六號



株式會社

博進社洋紙店

支店

大阪市東區瓦町二丁目
神戸市神戸區榮町通六丁目
名古屋市東區宮町一丁目
福岡市博多行町

兵役關係事項

帝國兵役法の根本精神

帝國兵役制度の精神は、我が特有の國體、建國の本義、國民の崇高なる道義心に基き、國家の保護、皇威扶翼の名譽及責任は全國民の負擔なりとの理念に基き制定せられてゐる。

一 國體一致、國民皆兵の主義に立脚せることは憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられてあるのみならず、兵役法に於て戶籍法の適用を受ける年齢十七年より四十年迄の男子（内地又は樺太に本籍を有する）は特定の者を除くの外悉く何れかの兵役に服するこ

兵役關係事項—兵役法

とを規定してあるのを見ても明かである。

二 兵役は國民の最高且榮譽の義務たると同時に、忠良なる臣民の享有する權利であつて、兵役に堪へない不具發疾者及六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者は其の權利でない。

三 國民負擔の軽減生産の増加は素より願望する所であるが、精兵主義を以て根本方針としてゐる。

四 兵役義務負擔の公平を圖る爲地獄的公平主義を採用してある。

五 國民資質の向上を圖る爲文教及社會政策等の國家の重要政策との關係を適切に顧慮してある。

六 帝國兵役法は必任義務の徵兵制を主

體として義務的志願兵制を併用してゐる。

兵役法

第一章 總則

第一條 帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ

常備兵役ハ之ヲ現役及豫備役ニ補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ國民兵役ハ之ヲ第一國民兵役及第二國民兵役ニ分ツ

第三條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セラルル者ノ兵役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ス

第二章 服役

第五條 現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海

兵役關係事項一兵役法

軍ニ在リテハ三年トシ現役兵トシテ徵集セラレタル者之ニ服ス

現役兵ハ現役中ニ在リテハ五年四月

第六條 豫備役ハ陸軍ニ在リテハ五年四月、海軍ニ在リテハ四年トシ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第七條 後備兵役ハ陸軍ニ在リテハ十年、海軍ニ在リテハ五年トシ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第八條 第一補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二年四月、海軍ニ在リテハ一年トシ現役ニ適スル者ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス

第九條 第一國民兵役ハ後備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第十條 年滿二十五年迄ニ師範學校ヲ卒業シタル者(小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタル者ヲ除ク)ノ現役ハ第五條ノ規定ニ拘ラス五月トス但シ師範學校ノ教練ヲ終了セサル者ニ在リテハ七月トス

第十一條 現役兵ニシテ青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ノ在營期間ハ六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

第十二條 現役兵ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル者ノ在營期間ハ軍事上妨ケナキトキニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日以内之ヲ短縮スルコトヲ得

第十三條 現役兵ニシテ一年六月以内ニ於テ教育ヲ終了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前二條ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル處ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十四條 現役兵ニシテ在營中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ在營期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十五條 前四條ノ規定ハ短期現役兵ニ之ヲ適用セス

第十六條 第十一條乃至第十四條ノ規定

第十七條 現役又ハ補充兵役ハ現役兵又ハ補充兵トシテ徵集シタル年ノ十二月一日ヨリ起算ス

第十八條 短期現役兵ノ現役ハ入營ノ月ノ一日ヨリ起算ス

第十九條 戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ前二項ニ規定スル起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

第二十條 第五條乃至第八條第九條第一項及第十條ニ規定スル服役ハ其ノ期間ニ拘ラス年滿四十年ヲ以テ限リトス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

兵役關係事項一兵役法

タル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第二國民兵役ハ戶籍法ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニ在ラサル年滿十七年ヨリ四十年迄ノ者之ニ服ス

第十條 年滿二十五年迄ニ師範學校ヲ卒業シタル者(小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタル者ヲ除ク)ノ現役ハ第五條ノ規定ニ拘ラス五月トス但シ師範學校ノ教練ヲ終了セサル者ニ在リテハ七月トス

第十一條 現役兵ニシテ青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ノ在營期間ハ六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

第十二條 現役兵ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル者ノ在營期間ハ軍事上妨ケナキトキニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日以内之ヲ短縮スルコトヲ得

第十三條 現役兵ニシテ一年六月以内ニ於テ教育ヲ終了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前二條ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル處ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

四二〇

前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度、認定及在營期間短縮ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 現役兵ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル者ノ在營期間ハ軍事上妨ケナキトキニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日以内之ヲ短縮スルコトヲ得

第十三條 現役兵ニシテ一年六月以内ニ於テ教育ヲ終了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前二條ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル處ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十四條 現役兵ニシテ在營中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ在營期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

一、品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者

二、定員ニ對シ過剩ト爲リタル者

第十五條 前四條ノ規定ハ短期現役兵ニ之ヲ適用セス

第十六條 第十一條乃至第十四條ノ規定

神ノ異常ニ因リ當該兵役ニ服シ難キ者又ハ現役兵ニシテ前條ノ規定ニ依リ現役ヲ免除セラレタル者ハ之ヲ他ノ兵役ニ轉セシム但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ兵役ニ堪ヘサル者ニ對シテハ兵役ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ轉役スル者ノ服スヘキ兵役及服役期間ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 現役兵ニシテ入營前又ハ入營後六年未滿ノ徵役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ノ在營中刑ノ執行ヲ受ケタル日數及在營中逃亡シタル者ノ逃亡中ノ日數ハ之ヲ現役期間ニ算入セス

第二十三條 戶籍法ノ適用ヲ受ケル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年滿二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徵兵検査ヲ受クルコトヲ要ス

前項ニ規定スル年滿ハ之ヲ徵兵適齡ト

四二一

ニ依リ在營期間ヲ短縮スル場合ニ於テハ現役期間内ニ未入營期間又ハ歸休期間ヲ置ク

第十七條 現役又ハ補充兵役ハ現役兵又ハ補充兵トシテ徵集シタル年ノ十二月一日ヨリ起算ス

第十八條 短期現役兵ノ現役ハ入營ノ月ノ一日ヨリ起算ス

第十九條 戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ前二項ニ規定スル起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

第二十條 第五條乃至第八條第九條第一項及第十條ニ規定スル服役ハ其ノ期間ニ拘ラス年滿四十年ヲ以テ限リトス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

兵役關係事項一兵役法

解ス

第二十四條 戶主ハ其ノ家族中毎年十二月一日ヨリ同月三十一日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ年十一月中ニ、一月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ前年十一月中ニ本籍ノ市町村ニ届出ツヘシ戸主年齢二十年ト爲ルトキ亦同シ但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此限ニ在ラス

第二十五條 兵員ヲ徵集スル爲メ徵兵區ヲ設ク

徵兵區ハ之ヲ徵募區ニ分ツ

徵兵區ノ種類及區域並ニ徵募區ノ區域ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 現役兵及第一補充兵ノ員數ハ之ヲ徵兵區ニ配賦シ更ニ之ヲ徵募區ニ配賦ス

前項ノ規定スル配賦ハ徵兵區又ハ徵募區ニ本籍ヲ有シ徵兵検査ヲ受クヘキ者ノ見込數ヲ基準トシテ之ヲ行フ

第二十七條

前條ノ規定ニ依リ配賦シタル兵員ハ當該徵兵區ニ本籍ヲ有スル者ヨリ之ヲ徵集ス

第二十八條 徵兵區又ハ徵募區配賦シタル兵員ヲ當該徵兵區ニ又ハ徵募區ニ於テ充足シ難キトキハ其ノ不足員數ヲ他ノ徵兵區又ハ徵募區ニ配賦シ徵集スルコトヲ得

第二十九條 徵兵検査ハ徵兵検査ヲ受クヘキ者ノ本籍所在ノ徵募區ニ於テ之ヲ行フ但シ身體検査ニ限リ本籍所在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得

第三十條 徵兵検査ヲ受クヘキ者徵兵検査ヲ受クヘキ年ニ於テ之ヲ受ケサルトキハ次年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第三十一條 身體検査ヲ受ケタル者ニシテ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集セラルヘキ者ハ他ノ徵募區ニ轉屬スルモ之ヲ轉屬前ノ徵募區ノ配屬人員ニ充テ徵集ス

第三十二條 身體検査ヲ受ケタル者ハ左

ノ如ク之ヲ區分ス

- 一 現役ニ適スル者
- 二 國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セサル者
- 三 兵役ニ適セサル者
- 四 兵役ノ採否ヲ判定シ難キ者

前項ニ規定スル區分ノ標準ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第三十三條 現役ニ適スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ體格等位ノ優劣ニ從ヒ各徵募區ノ配賦人員ニ應シ現役兵、第一補充兵ノ順序ニ之ヲ徵集ス此ノ場合ニ於テ體格等位同一ナル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外兵種毎ニ抽籤ノ法ニ依リ徵集順序ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ徵集スヘキ者ノ屬スル兵種ハ各徵募區ノ配賦人員ニ應シ其ノ身材、藝能及職業ニ依リ之ヲ定ム現役ニ適スル者ニシテ現役兵又ハ第一補充兵ニ徵集セサル者ハ之ヲ第二補充兵ニ徵集ス

現役兵トシテ徵集セラルヘキ者ニシテ其ノ屬スル兵種定マリタル者ハ本人ノ願ニ依リ第一項ニ規定スル抽籤ニ加フルコトナク現役兵ニ之ヲ徵集スルコトヲ得

第三十四條 國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セサル者ハ之ヲ徵集セス

第三十五條 兵役ニ適セサル者ハ兵役ヲ免除ス

第三十六條 兵役ノ採否ヲ判定シ難キ者ニ付テハ徵集ヲ延期シ爾後採否ヲ決定シ得ルニ至ル迄毎年徵兵検査ヲ行フ

第三十七條 徵兵検査ヲ受クヘキ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ適セスト認ムル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ノ者ナルトキハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ニ基キ身體検査ヲ行フコトナク兵役ヲ免除スルコトヲ得

第三十八條 短期現役兵タル資格ヲ有スル者ニシテ現役ニ適スル者ハ第三十三條ノ規定ニ拘ラス之ヲ短期現役兵ニ徵

集ス

第二十六條乃至第二十八條ノ規定ハ短期現役兵ノ徵集ニ關シテ之ヲ適用セス

第三十九條 徵兵検査ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徵集ヲ延期スルコトヲ得

- 一 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ爲メ豫審又ハ公判中ナルトキ
- 二 犯罪ノ爲メ拘禁中ナルトキ
- 三 刑ノ執行停止中ナルトキ
- 四 假出獄中ナルトキ
- 五 少年法ノ定ムル所ニ依リ少年教護院、矯正院又ハ病院ニ收容中ナルトキ
- 六 矯正院法ノ定ムル所ニ依リ假退院中ナルトキ

前項ノ規定ハ現役ニ適スル者ニシテ未ダ徵集順序定マラサル者ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十條 徵兵検査ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラルルニ因リ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シタル者ニ限ル)カ生活ヲ爲スコト能ハサルニ至ルヘキ確證アル場合ニ於テハ二年間徵集ヲ延期ス但シ故意ニ其事故ヲ作爲シタル時ハ此限ニアラス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者其延期期間内ニ於テ其事由止ム時ハ事由止ム年又ハ其翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期間ヲ過キ尙其ノ事由止マサルトキハ之ヲ過キタル年ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集スルコトナシ第一項ノ延期期間ハ徵兵検査ヲ受ケタル年ノ十二月一日ヨリ之ヲ起算ス

第四十一條 中學校又ハ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ學校ノ修

兵役關係事項一兵役法

學年限ニ應シ年齡二十七年ニ至ル迄徵兵ヲ延期ス
前項ニ規定スル認定及年齡ノ區分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ在學ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ學校ニ入學スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス
第二項ノ年齡ノ區分ニ基ク最高年齡ニ達スルモ在學ノ事由尙止マサル者ハ最高年齡ニ達シタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ
第四十二條 徵兵適齡及其ノ前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ徵集ヲ延期ス
前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十三條 前條第一項ノ規程ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ直系尊族若ハ妻子ノ死亡若ハ重態ノ爲又ハ官廳ノ命ニ依リ一時帝國内ニ歸還スル者ハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス但シ歸還後ノ滞在期間九十日ヲ超ユル時ハ此限ニ在ラス
前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外前條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ一時帝國内ニ歸還スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在留地ノ遠近ニ應シ一年間二回滞在期間九十日ヲ超エサル場合ニ限り徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス
前二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ歸還後ノ滞在期間ニ於テ疾病其ノ他避クヘカラサル事故生シ前二項ノ規定スル期間内ニ出發シ離キ者アルトキハ其ノ滞在期間ヲ延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ延長シタル期間徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第四十四條 前二條ノ規定ハ帝國外地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員ニ之ヲ準用ス
第四十五條 家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)二人以上現役兵トシテ同時ニ在營スル爲家事上ノ支障ヲ生スヘキトキハ一人ノ在營間他ノ者ノ入營ヲ延期スルコトヲ得
第十七條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ入營ヲ延期セラレタル者ニ之ヲ準用ス
第四十六條 現役兵トシテ入營スヘキ者疾病其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ入營スヘキ期日ニ入營シ難キトキ又ハ第三十九條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ三十一日以内入營ヲ延期スルコトヲ得
現役兵トシテ入營スヘキ者ニシテ前項ニ規定スル入營ヲ延期シ得ヘキ期間内ニ入營シ難キ者ニ對シテハ更ニ徵兵検査ヲ行フ但シ第十三條ニ規定スル兵種ニ屬スル者ニ在リテハ更ニ徵兵検査ヲ

行フコトナク次ノ入營スヘキ期日ニ入營セシムルコトヲ得
第四十七條 現役兵トシテ入營スヘキ者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ三十一日以内ニ治療ノ見込ナク且勤務ニ堪ヘスト認ムル者ナルトキハ之ヲ歸郷セシメ

第二十一條ノ規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ
前條第二項但書ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ歸郷セシメラレタル者ニ之ヲ準用ス
第四十八條 現役兵ニ關員ヲ生シタル場合ニ於テハ服役第一年次ノ第一補充兵ヲ以テ其ノ徵集順序ニ從ヒ補充スルコトヲ得
第二十七條及第二十八條ノ規定ハ前項ニ規定スル補充ニ之ヲ準用ス
第四十九條 左ニ掲グル者(第一號、第二號、第五號及第六號ノ者ニ在リテハ徵兵適齡ヲ過キタル者ニ限ル)徵集セ

兵役關係事項一兵役法

ラルル場合ニ於テハ第三十三條第一項ニ規定スル抽籤ニ加ヘサルモノトス但シ二人以上アルトキハ其ノ者ノミニ付抽籤ヲ行ヒ徵集順序ヲ定ム
一 第四十一條第三項又ハ第四項ノ規定ニ該當スル者
二 第四十二條第二項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當スル者
三 第四十六條第二項ノ規定ニ該當スル者
四 第四十七條ノ規定ニ該當スル者
五 第六十六條第一項ノ規定ニ該當スル者
六 第六十七條ノ規定ニ該當スル者
七 第七十四條ノ規定スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者
八 第七十六條ノ規定スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者
前項ニ掲グル者ノ徵集順序ハ第三十三條第一項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタル者ノ上位トシ同條第四項ノ規定ニ依リ

徵集セララルヘキ者ノ徵集順序ハ前項ニ掲グル者ノ上位トス
第五十條 第七十四條又ハ第七十六條ニ規定スルノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ第四十條乃至第四十二條第四十四條及第四十五條ノ規定ニ依リ延期ヲ爲サス
第五十一條 戶籍ノ記載ノ抹消又ハ遺漏其ノ他ノ事由ニ因リ戶籍ニ記載セラレサル爲本籍ヲ有セサル者ニシテ徵兵検査ヲ受クヘキ者ヲ發見シタルトキハ發見ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ戶籍ノ錯誤ノ爲徵兵検査ヲ受クヘキ者ニシテ之ヲ受ケサルモノヲ發見シタルトキ亦同シ
徵兵検査ヲ受ケタル者戶籍ニ記載セラレアル出生年月日ノ訂正ニ因リ徵兵適齡又ハ徵兵適齡未滿ト爲リタルトキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ
一 現役中ノ者又ハ現役ヲ終リタル者

兵役關係事項一兵役法

二 補充兵ニシテ教育ノ爲召集中ノ者又ハ其ノ召集ヲ終リタル者
 三 第三十七條ノ規定ニ依リ兵役ヲ免除セラレタル者
 第五十二條 戶籍法ノ適用ヲ受ケサル者ニシテ徵兵適齡ヲ過キ戶籍法ノ適用ヲ受ケタル者ノ家ニ入りタル者ニ對シテハ徵集ヲ免除ス
 前項ノ規定ハ徵兵適齡ヲ過キ帝國ノ國籍ヲ取得シ又ハ回復シタル者ニ之ヲ準用ス
 第五十三條 第三十條、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項若ハ第三項、第四十一條第三項若ハ第四項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項、第六十六條第一項又ハ第六十七條ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケヘキ者年齢第三十七年ヲ過キタルトキハ徵集ヲ免除ス
 前項ノ年齢ハ第十七條第一項又ハ第二

四二六

項ニ規定スル現役又ハ補充兵役ノ起算ノ日ニ於ケル年齢トス
 第四十條 召集
 第五十四條 歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵又ハ國民兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス
 第五十五條 歸休兵ハ在營兵ノ補闕其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得
 服役第一年次ノ豫備兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得
 第五十六條 豫備兵及後備兵ハ勤務演習ノ爲豫備役及後備兵役ヲ通シ五回以内之ヲ召集スルコトヲ得
 前項ニ規定スル召集ハ一年一回トシ一回ノ日數ハ陸軍ニ在リテハ三十五日以内海軍ニ在リテハ七十日以内トス
 海軍ニ在リテハ特別ノ必要アル場合ニ限り前項ニ規定スル召集日數ヲ五十日以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ第一項ニ規定スル召集回數ヲ一回宛減スルモノトス
 第五十七條 第一補充兵ハ教育ノ爲百二十日以内之ヲ召集スルコトヲ得
 第五十八條 補充兵ニシテ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル者ハ勤務演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得
 第五十六條ノ規定ハ前項ニ規定スル召集ニ之ヲ準用ス
 第五十九條 勤務演習ニ召集セラレタル者召集中犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク勤務演習ヲ闕キタルトキハ其ノ闕キタル日數又ハ回數ヲ勤務演習ノ日數又ハ回數ニ算入セス
 正當ノ事由ナク召集ノ期日ニ後レタルトキ亦同シ
 前項ノ規定ハ教育ノ爲召集セラレタル者ニ之ヲ準用ス
 第六十條 歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵ニ對シテハ毎年一回簡閱點呼ヲ行フコトヲ得

第六十一條 歸休兵、豫備兵、後備兵又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得
 一 餘人ヲ以テ代フヘカラサル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者
 二 市町村長、助役、收入役、其ノ他之ニ準スヘキ職ニ在ル者
 三 帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準スヘキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル
 四 帝國外ノ地ニ旅行又ハ在留スル者
 五 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員
 第六十二條 召集セラレタル者疾病其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ召集ニ應ジ難キトキハ十日以内召集ヲ延期スルコトヲ得
 召集セラレタル者第三十九條第一項各號ノ一ニ該當シ召集期日ニ召集ニ應ジ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ召集ヲ

兵役關係事項一兵役法

延期セラレタル者其ノ延期期間内ニ召集ニ應ジ難キトキハ召集期日又ハ召集年次ヲ變更ス
 前二項ノ規定ハ簡閱點呼ニ參會ヲ命セラレタル者ニ之ヲ準用ス召集セラレタル者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ勤務ニ堪ヘスト認ムル者ナルトキハ召集ヲ免除ス
 第六十三條 召集セラレタル者召集ニ因リ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シタスル者ニ限ル)カ生活ヲ爲スコト能ハサルノ確證アル場合ニ於テハ召集ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第五節 雜則
 第六十四條 第一補充兵ニシテ第四十八條ノ規定ニ依リ現役兵ノ補闕ニ充テラレ現役ニ服スルニ至リタル者ノ既服シタル第一補充兵役ノ期間ハ之ヲ現役ノ期間ニ通算ス

四二七

第六十五條 第四十六條ノ規定ニ依リ後レテ入營シタル者又ハ第四十八條第一項ノ規定ニ依リ補闕トシテ後レテ入營シタル者ト雖其ノ在營期間ノ計算ニ關シテハ後レスシテ入營シタルモノト看做ス但シ犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク後レテ入營シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ規定ハ第六十二條第一項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者ニシテ其ノ延期期間ニ召集ニ應ジタル者ニ之ヲ準用ス
 第六十六條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニシテ兵籍ヨリ除カルルニ至リタル者勅令ノ定ムル期間服役セサル者ナルトキハ更ニ徵兵検査ヲ行フ
 前項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラレタル場合ニ於ケル現役期間ノ計算ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
 第六十七條 短期現役兵トシテ現役ヲ終リタル者年齢二十八年迄ノ間ニ於テ左

兵役關係事項一兵役法

ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ更ニ徵兵檢
査ヲ行フ此ノ場合ニ於テ現役兵トシテ
徵集セラレタルトキハ前ノ現役期間ヲ
後ノ現役期間ニ前ニ在營シタル期間ヲ
後ニ在營スヘキ期間ニ通算ス但シ第十
三條ノ規定ニ該當スル現役兵トシテ徵
集セラレタル時ハ前ニ在營シタル期間
ヲ後ニ在營スヘキ期間ニ通算セス
一 小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒ
タルトキ
二 現役ヲ終リタル日ヨリ六月ヲ經過
シタル日及其後ニ於テ小學校ノ教職
ニ在ラサルトキ
前項ノ規定ハ短期現役兵トシテ現役中
小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタル
者ニ之ヲ準用ス
第六十八條 本法ニ規定スルモノノ外兵
役ニ關シ必要ナル届出ニ付テハ命令ノ
定ムル所ニ依リ爲サシムルコトヲ得
第六十九條 市町村長ハ兵役(第二國民
兵役ヲ除ク)ニ在ル者ニ付命令ノ定ム

之ヲ適用ス

附則

本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施
行ス本法施行ノ際現ニ豫備役ニ在ル者
ノ服役期間ハ尙從前ノ規定ニ依ル此ノ
場合ニ於テハ第五十五條第二項ノ規定
ヲ適用セス
本法施行ノ際現ニ補充兵役ニ在ル者ハ
第一補充兵役ニ服スルモノトス
本法施行ノ際現ニ徵兵令第二十三條ノ
規定ニ依リ入營ヲ延期セラレ居ル者ニ
付テハ尙從前ノ例ニ依ル其ノ徵集セラ
ルル場合ニ於ケル徵集順序ニ關シテハ
第四十九條ノ例ニ依ル
刑法施行法第二十六條第二號ヲ左ノ如
ク改ム
二 削除

海軍志願兵令

(昭和二、一、三〇)
勅令三三三(四)

兵役關係事項一兵役法、海軍志願兵令

四二八

ル所ニ依リ其ノ戶籍ノ欄外ニ兵役ノ略
符號ヲ附スヘシ
戶籍法第三條ノ規定ハ前項ニ規定スル
事務ニ之ヲ準用ス
第七十條 本法中本人ヨリ願出ヲ爲スヘ
キ場合ニ於テ本人事故アルトキハ戶主
之ヲ爲スコトヲ得
第七十一條 本法中戶主ニ關スル規定ハ
戶主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ
戶主ノ法定代理人ニ、戶主若ハ戶主ノ
法定代理人未タ決定セサルトキ又ハ避
クヘカラサル事故アルトキハ家族中家
事ヲ擔當スル者ニ之ヲ適用ス
第七十二條 本法中市長ニ關スル規定
(六十一條ノ規定ヲ除ク)ハ區長ヲ以
テ戶籍ニ關スル事務ヲ管掌スル者ト爲
シタル市ニ在リテハ區長之ヲ適用ス
本法中市町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ
準スヘキ者ニ之ヲ適用ス
第七十三條 本法ニ規定スル學校中ニハ
帝國外ノ地ニ在リテ帝國臣民ノ爲ニ設

第一章 總則

第一條 海軍志願兵トハ左ニ掲クル海軍
兵ヲ謂フ
一 本令ニ依リ海軍兵ニ採用セラレ海
軍兵籍ニ編入セラレタル者
二 兵役法又ハ兵役法施行令第七條第
一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラ
レタル海軍兵ニシテ本令ニ依リ再現
役ニ入りタル者
第二條 志願兵ノ服スヘキ兵役ハ現役、
豫備役及豫備兵役トス
第三條 第一條第一號ニ規定スル現役兵
ノ兵籍ハ之ヲ志願兵徵集地ノ海軍志願
兵徵集區ヲ管轄スル鎮守府ニ置キ第一
條第二號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍
ハ之ヲ再現役ヲ許可シタル鎮守府ニ置
ク但シ海軍大臣ハ必要ニ應シ現役志願
兵(歸休中ノ志願兵ヲ除ク)ノ兵籍ノ
所在ヲ變更スルコトヲ得
歸休中ノ志願兵又ハ再現役ヲ離レタル志
願兵ノ兵籍ハ之ヲ其ノ本籍地ノ志願兵

置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ
依リ指定シタルモノヲ包含ス
第六章 罰則

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ
潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若ハ疾病ヲ作
爲シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ
三月以下ノ懲役ニ處ス
第七十五條 現役兵トシテ入營スヘキ者
正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ後レ十日
ヲ過キタルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處
シ戰時ニ在リテハ五日ヲ過キタルトキ
ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス
前項ノ規定ハ志願ニ依リ兵籍ニ編入セ
ラレ服役スル者ニ之ヲ準用ス
第七十六條 正當ノ事由ナク徵兵檢査ヲ
受ケサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第七十七條 第二十四條ノ規定ニ依リ届
出ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ罰金又
ハ科料ニ處ス
第七十八條 前四條ノ規定ハ何人ヲ問ハ
ス帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ

徵集區ヲ管轄スル鎮守府ニ置ク

第四條 志願兵ノ採否ノ決定、再現役ノ
許否ノ決定、轉役及免役ノ處分ハ在籍
鎮守府司令長官之ヲ行フ
第五條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ
處セラレタル者ハ服役スルコトヲ得ス
第六條 本令中地方長官ニ關スル規定ハ
樺太ニ在リテハ樺太廳長官ニ、府縣ニ
關スル規定ハ北海道又ハ樺太ニ在リテ
ハ北海道廳又ハ樺太廳ニ、市又ハ市長
ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪
市、名古屋市、横浜市又ハ神戸市ニ在
リテハ區又ハ區長ニ、町村、町村長又
ハ町村吏員ニ關スル規定ハ町村、町村
長又ハ町村吏員ニ準スヘキモノニ之ヲ
適用ス
第二章 服役

第七條 志願兵ノ現役ハ五年、豫備役ハ
四年、後備兵役ハ五年トシ現役ヲ終リ
タル者ハ之ヲ豫備役ニ、豫備役ヲ終リ
タル者ハ之ヲ後備兵役ニ別ニ辭令ヲ用

ヒス服セシム

後備兵役ヲ終リタル者ニシテ年齢四十歳未満ノ者ハ之ヲ第一國民兵役ニ服セシム

第八條 現役期間ハ服役シタル月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

第九條 志願兵ノ現役年限年齢ハ三十五年トシ四十年ヲ以テ服役ノ終期トス

第十條 艦船部隊(要港部、學校、病院其ノ他之ニ準スヘキモノヲ含ム)ニ勤務ノ志願兵ハ各其ノ艦船部隊内ニ居住セシムルヲ例トス

第十一條 現役志願兵ハ第七條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得

兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル現役兵ハ兵役法第五條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得
再現役ハ二年ヲ一期トシ海軍大臣ノ定

備役ニ服セシムルコトヲ得

第十四條 志願兵現役年限年齢ニ達シ又ハ服役期間滿ツト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ服役期間ヲ延長スルコトヲ得

一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀艦式アルトキ

五 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ已ムヲ得サルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ノ服役期間ニ之ヲ通算ス

第一項ノ規定ニ依ル服役期間ノ延長及其ノ解止ニ關シテハ海軍大臣臨時之ヲ定ム但シ航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ノ者ノ服役期間ノ延長及其ノ解止ハ鎮守府司令長官之ヲ爲スコトヲ得

生徒ニ採用セラレタル者ハ其ノ入校ノ日ヲ以テ其ノ身分及服役ヲ免ス
前項ノ規定ニ該當スル者生徒ヲ免セラレタルトキハ前ニ免セラレタル身分ニ復シ前ノ服役ヲ繼續セシム
第十七條ノ二 豫備役又ハ後備役ノ志願兵ニシテ海軍豫備員ニ任用セラレタル者ハ其ノ任用ノ日ヲ以テ其ノ身分及服役ヲ免ス
第十八條 志願兵現役ニ服シタル期間二年以上ニシテ刑ニ處セラレ又ハ懲罰處分ヲ受ケ改悛ノ狀ナキトキハ其ノ現役ヲ免シ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得
第十九條 現役志願兵戰地ニ臨ミ、沈没シタル艦船中ニ在リ又ハ其ノ他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シ戰爭止ミタル後、艦船ノ沈没シタル後又ハ其ノ他ノ危難ノ去リタル後三年ヲ經過スルモ尚所在不明ナルトキハ其ノ現役ヲ免シ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第二十條 電信兵又ハ掌航空兵タルコトヲ志願シテ水兵又ハ航空兵ニ採用セラレタル者ニシテ當該特修兵タルノ見込ナキモノハ入團又ハ入隊後其ノ特修兵ト爲ル迄ノ間ニ於テ志願兵ヲ免ス但シ服役シタル期間二年以上ノ者ハ之ヲ豫備役ニ服セシム

軍樂兵ニシテ技術發達ノ見込ナキ者ハ入團後二月以内ニ志願兵ヲ免ス
前二項ノ規定ニ該當スル者アルトキハ本人ノ志願ニ依リ他ノ科ニ轉セシムルコトヲ得

第二十一條 鎮守府司令長官ハ志願兵ニシテ一年以内ニ現役滿期ト爲ル者アルトキハ之ニ歸休ヲ命スルコトヲ得
歸休ヲ命セラルル志願兵ニ關シテハ海軍大臣上裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二十二條 兵役法第二十條、第二十一條第一項及兵役法施行令第三十八條ノ規定ハ志願兵ノ服役ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第二十條又ハ前條ノ規定ニ

第十六條 左ニ掲ケル期間ハ之ヲ現役期間ニ算入セス

一 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ受ケタル日數

二 逃亡中ノ日數

第十七條 現役志願兵ニシテ海軍兵學校、海軍機關學校又ハ海軍經理學校ノ

時機切迫シ海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ待チ難キ場合ニ於テハ艦隊司令長官、艦隊司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官、特命司令官又ハ分遣艦船部隊指揮官ハ其ノ部下ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限リ服役期間ノ延長ヲ專行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事實ヲ具シ速ニ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十五條 後備兵役ノ志願兵ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集ヲ令セラレタル者應召ノ日ニ於テ後備兵役ノ期間ヲ過クルニ至ルヘキトキハ前條ニ規定スル命又ハ召集解除ノ命アル迄其ノ服役期間ヲ延長ス

兵役關係事項—海軍志願兵令

依リ現役ヨリ豫備役ニ轉シタル志願兵ノ豫備役期間ハ前ニ服シタル期間ヲ通算シ九年ニ滿ツル日迄トス

第三章 徵募

第二十四條 戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ海軍ニ服役スルコトヲ志願スル者ハ別ニ定ムル者ヲ除クノ外銓衡ノ上之ヲ海軍志願兵ニ採用ス

第二十五條 海軍志願兵トシテ徵募スヘキ海軍兵ノ兵種左ノ如シ

- 一 水兵
- 二 航空兵
- 三 機關兵
- 四 軍樂兵
- 五 看護兵
- 六 主計兵

第二十六條 志願兵ノ徵募ハ採用ノ年ノ十二月一日ニ於テ年齢十五年以上二十一年未滿ノ者ニ就キ之ヲ行フ
各兵種ノ徵募年齡ニ關シテハ前項ニ規定スル年齢ノ範圍内ニ於テ海軍大臣之

ヲ定ム

第二十七條 左ニ掲タル者ハ志願兵ノ徵募ニ應スルコトヲ得ス

- 一 陸軍ノ豫備役、後備兵役及第一國民兵役ニ在ル者並ニ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル第一補充兵
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第八十五條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者
- 三 刑事被告人

第二十八條 左ニ掲タル者ハ之ヲ志願兵ニ採用スルコトヲ得ス

- 一 身體完全ナラサル者
- 二 志操確實ナラサル者
- 三 品行方正ナラサル者
- 四 略高等小學校卒業程度以上ノ學力ナキ者
- 五 試験検査ニ合格セサル者
- 六 前各號ニ掲タル者ノ外將來下士官ニ適セスト認ムル者

第二十九條 志願兵ハ各鎮守府別ニ徵募

四三二

シ採用ノ上ハ之ヲ所轄鎮守府ノ海兵團ニ入團セシム但飛行豫科練習生タルコトヲ志願スル航空兵ハ之ヲ横須賀海軍航空隊ニ、軍樂兵ハ之ヲ横須賀海兵團ニ入隊又ハ入團セシム

第三十條 海軍大臣ハ志願兵徵募ノ爲海軍志願兵徵募區(以下之ヲ徵募區ト稱ス)ヲ定メ鎮守府ヲシテ之ヲ管セシム
徵募區ハ必要ニ應シ之ヲ検査區ニ分ツ
徵募検査施行ノ爲検査區毎ニ概ネ一検査所ヲ設ク但シ數検査區ヲ併セ一検査所ヲ設クルコトヲ得

第三十一條 海軍大臣ハ鎮守府司令長官及地方長官ヲシテ志願兵ノ徵募ヲ掌理セシム

第三十二條 鎮守府司令長官ハ部下ノ將校中ヨリ海軍志願兵徵募官ヲ、部下ノ軍醫科士官中ヨリ海軍志願兵徵募軍醫官ヲ命ス
府縣ノ兵事ニ關スル事務ヲ分掌スル書記官又ハ地方事務官(以下之ヲ兵事官

ト稱ス)、支廳長及市長ハ海軍志願兵徵募官トス

海軍志願兵徵募官タル海軍將校ヲ海軍徵募官、海軍志願兵徵募軍醫官タル海軍軍醫科士官ヲ海軍徵募軍醫官、兵事官、支廳長及市長ヲ地方徵募官ト稱ス
海軍志願兵徵募官ハ海軍徵募官ヲ首座トス

海軍徵募軍醫官ハ其ノ服務ニ關シテハ海軍徵募官ノ命ヲ承ク

第三十三條 鎮守府司令長官及地方長官ハ左ノ區分ニ從ヒ海軍徵募官及地方徵募官ヲシテ徵募ノ事務ヲ執行セシム

- 一 支廳長ノ管轄區域以外及市外ノ區域ニ在リテハ海軍徵募官及兵事官
- 二 支廳長ノ管轄區域ニ在リテハ海軍徵募官及支廳長
- 三 市ニ在リテハ海軍徵募官及市長

地方徵募官事故アルトキハ兵事官ニ在リテハ地方長官ノ指名スル其ノ部下ノ官吏、支廳長又ハ市長ニ在リテハ其ノ

兵役關係事項—海軍志願兵令

職務ヲ代理スル者地方徵募官ノ職務ヲ代理ス

第三十四條 海軍徵募官ハ徵募検査ノ事務ヲ執行シ合格者ノ決定ニ任ス
徵募軍醫官ハ身體検査ヲ掌リ體格等位ノ決定ニ任ス
地方徵募官ハ徵募検査ノ事務ヲ執行シ徵募検査ヲ受クル者ノ身上ニ關スル調査ニ任ス

町村長ハ検査所ニ出席シ海軍志願兵徵募官ノ諮問ニ應スヘシ

第三十五條 地方長官ハ検査所ヲ開設スル地ノ市町村長ヲシテ豫メ徵募検査ニ關スル準備ヲ爲サシムヘシ
地方長官ハ徵募検査ニ際シ必要アル場合ニ於テハ市町村長ニ命シ當該市町村ノ吏員ヲシテ徵募事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三十六條 海軍大臣ハ毎年採用スヘキ志願兵ノ兵種別員數ヲ定メ之ヲ鎮守府司令長官ニ告達ス

鎮守府司令長官ハ前項ノ規定ニ依ル告達ニ基キ府縣別志願者割當員數ヲ定メ之ヲ地方長官ニ通知ス

第三十七條 地方長官ハ前條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ基キ市町村長ヲシテ其ノ管内ニ現任シ志願兵タルコトヲ志願スル者ニ付第二十四條及第二十七條ニ規定スル資格ヲ審查シ且第二十八條各號ノ一ニ該當セスト認ムル者ノ兵種別員數ヲ報告セシムヘシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ總括シ之ヲ鎮守府司令長官ニ通知スヘシ

第三十八條 志願兵ノ入團又ハ入隊日ハ六月一日トス但シ海軍大臣ハ必要アル場合ニ於テハ之ヲ變更スルコトヲ得

第三十九條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團ノ際現役ニ堪ヘサル者ナルトキ又ハ志願兵トシテノ適性ニ乏シキ者ナルトキハ其ノ採用ヲ取消シ歸郷セシム

鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊ニ際シ疾病其ノ他避クヘカラサル事故

四三三

兵役關係事項一海軍志願兵令、兵役の區分及用途

ニ因リ入團又ハ入隊シ難キ者ナルトキハ二十日以内其ノ入團又ハ入隊ヲ延期スルコトヲ得

第四十條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊期日後二月以内ニ副員ヲ生シタルトキハ其ノ補闕ノ爲更ニ志願兵ノ採用ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 海軍大臣ハ鎮守府ノ所管徵募區内ニ於テ要員ヲ採用スルコト能ハサルトキハ他ノ鎮守府ノ所管徵募區ヨリ之ヲ補充セシムルコトヲ得

第四十二條 検査所ノ諸費、志願兵入團又ハ入隊ノ旅費及附添ノ官吏吏員ノ旅費ハ之ヲ官給トシ志願兵ヲ志願スル者ノ検査所ニ於テ検査ヲ受クル爲ノ旅費ハ之ヲ自辨トス

第四十三條 歸休中ノ志願兵又ハ豫備役、後備兵役者ハ第一國民兵役ノ志願兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス

四三四

昭和四年度迄ニ入團セシムヘキ志願兵ノ採用ニ付テハ第二十八條第四號ノ規定ハ之ヲ適用セス其ノ學力ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ足ル

本令施行前再服役ヲ許可セラレ又ハ海軍特修兵令第一條ノ規定ニ依ル特別技術ヲ修ムルコトヲ命セラレ本令施行後志願兵ト爲リタル者ノ服役ノ種類及期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

兵役の區分及用途

〔兵役の區分〕 兵役は之を常備兵役（現役及豫備役）、後備兵役、補充兵役（第一及第二補充兵役）、國民兵役（第一及第二國民兵役）に分つ。

〔兵役の用途〕 現役兵は軍隊に入つて教育を受け、戰時部隊の骨幹と成り、豫備兵は戰時の要員たるべきものである。但安寧秩序を維持し、若しくは最も迅速を要する出兵等の爲には現役兵のみを以て出征することがある。

第一補充兵は現役兵に缺員を生じた場合之が補缺を爲し、又必要に際し之を召集して所要の教育訓練を施し以て戰時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戰時若は事變に際し、必要に應じ之を召集して戰時の要員に充てられる。

服 役

〔服役の區分及年限〕

現役（陸軍二年、海軍三年）。現役兵として徵集せられた者之に服す。但海軍下士官六年、志願兵は四年。

豫備役（陸軍五年四月、海軍四年）。現役を終つた者之に服す。

後備役（陸軍十年、海軍五年）。常備兵役を終つた者之に服す。海軍下士官は三年。

第一補充兵役（陸軍十二年四月、海軍一年）。現役に適する者で其年の所要の現役兵員に超過する人員の中所要の人員之に服す。

兵役關係事項一服 役

第二補充兵役（同右但し海軍の第一補充を終つた者は十一年四月）。第一補充兵役に徵集せられない者之に服す。第一國民兵役（年齢四十年迄）。後備兵役を終つた者及軍隊に於て教育を受けた補充兵で補充兵役を終つた者之に服す。

〔服役の特例〕

國民の兵役義務負擔は平等均一でなければならぬが、經濟教育、家事上等の關係に依り服役上特例を設けてある。

一 在營期間の短縮 凡て現役兵は現役中之を在營せしむるを本則とするも、特別の者に對しては次の通り在營期間を短縮せられる。此の場合に於ては現役期間に未入營期間又は歸休期間を置く。猶特に必要のあるときは其外に概ね三月以内の未入營期間を置かれるこ

四三五

とがある。此の場合其の期間以内現役期間が延長せられる。そして延長した期間は豫備役期間に通算せられる。未入營期間とは現役に就き未だ入營せざる期間、歸休期間とは在營を了り尙現役に在る期間を謂ふ。

1 青年學校終了者青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を終了した者で入學後の檢定に合格した者は左の通り在營期間を短縮する。

イ 歩兵（戰爭を除く）六月以内（在營一年六月）

ロ 其他の兵種（輜重特務兵及衛生部兵を除く）六十日以内（陸軍は四十日、在營一年十月二十日）

檢定に合格した者でも在營期間成績不良なるときは「2、」に依る。

2 青年學校未修了者 軍事上妨げないときは四十日以内短縮す（在營一年十月二十日）

3 短期間に教育可能な兵種 輜重兵

兵役關係事項―服 役

- 特務兵概ね二月、衛生兵一年六月、補助衛生兵概ね三月。
- 4 特別の事由ある者 品行方正學術勤務の成績優秀な者及定員に對し過剩と爲つた者。
- 二 服役延期 左の各號の一に該當するときは服役の期間を延長せられることがある。
- 1 戦時又は事變に際するとき
- 2 出師の準備又は守備若しくは警備の爲必要あるとき
- 3 航海中又は外國に於て勤務中なるとき
- 4 重要なる演習又は特別に觀兵の舉あるとき
- 5 天災其他避くべからざる事故に因り已むを得ざる時
- 三 特殊の轉役及免除
- 1 貧困に因る現役免除 在營中本人に依るに在らざれば家族が生活を爲すこと能はざるに至つたときは、現

- 役を免除し第二補充兵役に服することとなる。但軍事扶助法に依り救護し得る者を除く。
- 2 疾病其他身體の故障に因る轉役及兵役免除 現役兵、豫備兵、後備兵又は補充兵で疾病其他身體又は精神の異常に依り當該兵役に服し難い者は他の兵役に轉せしめ、兵役に堪へない者は兵役を免除する。
- 四 短期現役兵 年齢二十五年迄に師範學校を卒業した者（小學校の教職に就くの資格を失つた者を除く）の現役は五月（但し師範學校の教職を修了しな

四三六

の際伍長に任ぜられる。

海軍に在りては兵科に屬し、入營後概ね一月半の後三等水兵、概ね三月の後二等水兵、四月半の後一等水兵を命じ、現役満期の際三等兵曹に任ぜられる。

短期現役兵として現役を終つた者年齢二十八年迄に小學校の教職に就く資格を失つたとき、並現役を終つた日より六月を経過したる日、又は其後に於て小學校の教職に就いてゐない時は更に徴兵検査を受けなければならない。

轉校の服役

現役 特別の者の外現役年限に満つる日迄。

豫備役 現役年限に満つる年の翌年三月三十一日迄。

後備役 現役年限に満つる年から起算して六年目の三月三十一日迄

幹部候補生又は操縦候補生出身豫備役將校の豫備役期間終期は年齢四十五年に満つる年の翌年三月三十一日、後備

役は豫備役満了の年から五年目の三月三十一日迄。

准士官の服役

現役 准士官は特別の者の外現役年限に満つる日迄服役する。年齢左の如し。

- 一 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の准尉四十年。
- 二 其の他の准士官 四十八年。

豫備役及後備役

〔一〕に該當する者各豫備役期間の終期は現役年限に満つる年より起算し六年目の三月三十一日、後備役期間の終期は現役年限に達する年より起算し十一年目の三月三十一日。

〔二〕に該當する者の豫備役期間の終期は現役年限に満つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は現役年限に満つる年より起算し六年目の三月三十一日。

特別志願將校

兵役關係事項―服 役

服務期間は補職の日より起算して二年。爾後再服務を志願するときは年齢四十年（大學令に依る大學學部卒業者は四十二年、技術將校たるべき各兵科將校及各部將校は四十五年）に満つる日迄毎回一年を限度として數次之を許可せられる。

軍醫候補生より見習醫官を命ぜられ次で衛生部將校に任ぜられた者の服役

現役期間は任官の日より起算し一年とし、其の現役期間に満つる日の翌日より豫備役となる。但し引續き現役に服することを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することが出来る。而して爾後の服役は前者に在りては幹部候補生より豫備役將校となつた者の服役に同じく、後者に在つては陸軍武官服役令に依る。

〔武官實役停年〕 武官の進級は一定の實役停年を超えた者につき、順次級を逐ふて應進せしめらる。其進級に必要な各官

の實役停年は左の如し。但し戦時事變に在つては各官の實役停年は半減され、特別部隊に服する場合亦加算に依て其停年を短縮される。

陸軍 中將四年、少將三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉二年、少尉一年、海軍 少將三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉一年六月、特務中尉三年、少尉一年、特務少尉二年、一等下士官二年四月、二三等下士官各一年四月。

〔武官現役年限〕

陸軍 大將（元帥を除く）六十五歳。△中將六十二歳。△各部少將六十歳。△少將五十八歳。△各部大佐五十六歳。△大佐五十五歳。△各部中佐五十四歳。△中佐五十三歳。△各部少佐五十二歳。△少佐五十歳。△各部大尉五十歳。△大尉四十八歳。△各部中尉四十七歳。△中尉四十五歳。但し當分の内各兵科大尉は五十歳、主計大尉は五十二歳、中少尉は四十六歳とす。

海軍 大將(元帥を除く)六十五歳。△中將同相當官六十二歳。△少將相當官六十歳。△少將五十八歳。△大佐相當官五十六歳。△大佐、機關大佐、各科特務大尉五十四歳。△中佐相當官、各科特務中尉五十二歳。△中佐、機關中佐、特務少尉五十歳。△少佐相當官四十九歳。△准士官四十八歳。△少佐、機關少佐、大尉相當官四十七歳。△大尉、機關大尉四十五歳。△中少尉相當官四十二歳。△中少尉、機關中少尉四十歳。△特務士官より任用された佐官(各科大佐を除く)は特務大尉の例に依り、下士官にあつては四十歳。

下士官の服役

一 下士官の服役は現役、豫備役及後備役である。

二 下士官の現役期限

- 1 憲兵科の下士官は轉科前の服役年月を推算して六年。
- 2 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科

の下士官 工兵技術 經理部及衛生部の下士官を除く 下士官を除く 經理部及衛生部の下士官は前服役年月を推算して四年

- 3 砲、工、技術下士官は任官年の十二月から起算して三年
- 4 獸醫部下士官は前服役年月を推算して五年
- 5 軍樂部の下士官は軍樂上等兵を命ぜられた年の十二月から起算して五年
- 6 豫備役後備役の下士官で再び現役に服した者並に歸休又は豫備役後備役の上等兵及之と同等級の兵で現役下士官となつた者は再び現役に服した年又は現役下士官と成つた年の十二月から起算して二年
- 7 下士官の現役年限は左の通りである。
 - 1 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の隊附下士官 工兵技術 下士官を除く 四十年
 - 2 其の他の下士官 四十五年

四 下士官にして現役期間満了した後再び現役を希望する者は、現役年限に満つる日まで數次再服役を志願することが出来る。

- 5 下士官の豫備役期間の終期は任官の年から起算して九年目の三月三十一日である。但し航空兵科下士官特別補充に依る者の豫備役の終期は年齢三十五年に滿つる年の翌年三月三十一日である。
- 6 下士官の後備役期間の終期は前の豫備役期間満了の年から起算して十一年目の三月三十一日とす。前の但し書の者の後備役の終期は年齢四十八年に滿つる年の翌年三月三十一日である。
- 7 下士官にしてその服役を終つた者で年齢四十年未滿の者は年齢四十年に滿つる日迄引續き第一國民兵役に服し、年齢四十年以上四十五年未滿の者は其の翌日を以て服役を免ぜられる。又下士官にして服役中年齡四十五年に達す

る者は服役の期間に拘らず四十五年に達する年の三月三十一日を以て服役を免ぜられる。

八 幹部候補生より下士官に任ぜられたる者の豫備役及後備兵は現役兵として徵集せられた時に於る現役の起算日より起算して豫備役は七年四月、後備役は十七年四月に滿つる日迄とす。

但航空免狀(自由氣球操縦士免狀を除く)を有する年齢二十五歳未滿の者に於て、志願して豫備役及後備役の航空兵科下士官と爲りたる者及操縦候補生出身下士官の豫備役期間の終期は、年齢三十五年に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は年齢四十八年に滿つる年の翌年三月三十一日とす。

兵の服役

- 一 服役、常備兵役(現役、豫備役)後備兵役、補充兵役(第一補充兵役、第二補充兵役)國民兵役(第一國民兵役、

兵役關係事項一服 役

第二國民兵役)に分つ。

- 二 兵(憲兵及軍樂部を除く)の現役期間は二年であるが其の在營期間は左の通りである。
 - 1 青年學校の課程又は之と同等以上の課程を修め陸軍大臣の定むる檢定に合格した者で歩兵(戰車兵を除く)は一年六月。
 - 2 輜重兵特務兵は概ね二月、衛生兵は一年六月、補助衛生兵は三月。
 - 3 前二號以外の者の在營は一年十月二十日
- 尚ほ在營間品行方正、學術勤務の成績優秀なる者又は定員過剩と爲りたる者は其の在營を短縮される。
- 前に述べた現役期間は徵集年の十二月一日から起算する。尤も二期入營部隊の後期入營兵は入營の月の一日から起算する。

三 豫備役兵(憲兵科及軍樂部を除く)の服役期間は現役終了後五年四月。

- 四 後備役兵(憲兵科及軍樂部を除く)の服役期間は豫備役終了後十年。
- 五 補充兵役の服役期間は徵集年の十二月一日から起算して第一補充兵役第二補充兵役共に十二年四月。
- 六 第一國民兵役は後備役を終つた者及び軍隊に於て教育を受けた補充兵で其の役を終つた者並常備後備の役を免ぜられた者が滿四十歳迄之に服する。
- 七 第二國民兵役は滿十七歳から滿四十歳迄の男子で常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役でない者が之に服する。
- 七 憲兵上等兵及軍樂上等兵の服役期間
 - 1 現役 憲兵上等兵は前の服役期間を通じて四年、軍樂上等兵は之を命ぜられた年の十二月一日から起算して五年。
 - 2 豫備役 現役の期間を合して七年

兵役關係事項一服役

四月に滿つる日迄。

5 後備兵役 前の服役を通じて十七年四月に滿つる日迄。

八 下士官の服役期間が滿ちた者でも戦時又は事變其の他必要の場合には服役を延長せられる。延長せられた期間は次に服すべき兵役の期間に之を通算する。

九 現役兵で入營前又は入營後六年未滿の徵役若しくは禁錮の刑に處せられた者の在營中刑の執行を受けた日數及在營中逃亡したる者の逃亡中の日數は現役期間に算入せられぬ。

十 六年の懲役若しくは禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服することが出来ぬ故兵籍から除かれる。

再現役志願の手続

一 豫備役後備役憲兵軍曹伍長、砲、工兵技術下士官、主計軍曹(伍長)、縫(裝)工下士官及衛生(療工)軍曹(伍長)は現役滿期後二年以内に更に現役

四四〇

命ぜられ又は現役期間に滿ち退營したる後二年以内に現役下士官を志願することが出来る。

2 豫備役後備役軍曹伍長は現役滿期後二年以内に現役下士官を志願することが出来る。

前諸項によつて現役下士官を志願する者は左記様式の願書を本籍地市町村長及聯隊區司令官を経て服役せむとする部隊長に差出すのである。

現役下士官志願ニ付御願

原所屬部隊	何兵第何聯(大)隊
現官任命(現等級ニ進級)何年何月何日	何年何月何日
退營年月日	何年何月何日
現役に服シタル年數何年何ヶ月	何年何月何日
現役滿期後ノ職業	何
服役希望ノ部隊	何兵第何聯(大)隊
本籍地	何
居住地	何

徵集年役種兵科部官等級 氏 名

右現役下士官希望ニ付御採用被成下度此段及御願候也

昭和 年 月 日

何兵第何聯(大)隊長殿

右 氏 名 印

支那事變ニ關シ陸軍軍人ノ服役又ハ在營延期ニ關スル件

(昭和一二、九、二八) 陸省令四一號

第一條 動員部隊又ハ事變地ニ在ル部隊ニ屬スル現役、豫備役又ハ後備役ノ將校、准士官、見習士官及下士官、現役兵(短期現役兵ヲ除ク以下之ニ同ジ)、豫備兵、後備兵並ニ第一補充兵ニシテ服務期間ニ滿ツル者ハ其ノ服役ヲ延期ス特別志願將校ニシテ其ノ服務期間ヲ滿了スル者ニ付亦同ジ

兵役關係事項一服役、徵集

第三條 前二條ノ規定ニ依リ服役、服務

又ハ在營ヲ延期セラレタル者ニ付テハ左ノ區分ニ依リ其ノ延期ヲ解止ス但シ昭和十四年三月三十一日迄ノ間ニ於テ第三號ノ規定ニ依リ其ノ延期ヲ解止セラルル者ニシテ其ノ解止ニ因リ後備役後備兵役又ハ第一補充兵役ヲ滿了スベキモノニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

徵集

第四條 第一條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル將校、准士官、下士官及兵ニシテ昭和十三年ニ於テ後備役、後備兵役又ハ第一補充兵役ヲ滿了スベキ者ノ當該服役ハ之ヲ一年延期ス

兵員配賦

毎年徵集する現役兵及第一補充兵の員數は陸軍大臣上裁を経て之を各師管に配賦す。師團長は師團に配賦せられたる員數を各聯隊區に、聯隊區司令官は更に之を各徵募區に配賦す。

徵兵検査

徵兵事務(抽籤事務を除く)執行の爲毎年徵募區又は検査區毎に聯隊區徵兵署を、又抽籤事務執行の爲聯隊區抽籤徵兵署(六大都市及樺太に在ては聯隊區聯合抽籤署)を設く。

聯隊區徵兵事務は毎年四月十六日より七月三十一日迄の間に於て行ふを例とす。

兵役關係事項一 徵集、召集

身體検査 兵役の適否を定むる爲の適齡壯丁の身體検査（體格検査及身上調査）を行ひ左の區分に從ひ徵否並兵種を決定す。

- イ 現役に適する者（甲種及乙（第一、第二）種）現役又は補充兵役
 - ロ 國民兵役に適するも現役に適せざる者（丙種）徵兵免除
 - ハ 兵役に適せざる者（丁種）兵役免除
 - ニ 兵役の適否を判定し難き者 至るべきは甲種又は乙種に合すべき見込の者（戊種）徵集延期
- 兵種は各徵集區の配賦人員に應じ其身材、藝能及職業に依りて決定す。
- 徵集延期 左の各號に該當するものは徵集を延期す。
- 一 徵兵検査の結果戊種と判定せられたる者、徵否を決定し得る迄毎年徵兵検査を受く。
 - 二 徵兵検査を受くべき者刑法の適用を

四四二

受けつつあるか或は之に類する場合、其事由止む迄。

- 三 徵兵検査を受けたる者現役兵として徵集せらるるときは家族が生活を爲すこと能はざる時、二年間。
- 四 中學校又は其學科程度と同等以上の學校に在學する者本人の願に依り修學年限に應じ年齢二十七年（二十二年、二十五年、二十七年）に至る迄。
- 五 徵兵適齡及其前より帝國外の地に在る者（帝國外の地を往復する帝國船舶を含む）本人の願に依り事由止む迄。

召集

- 一 歸休兵、豫備兵、後備兵、國民兵は戰時又は事變に際し必要あるとき
- 二 歸休兵は在營兵の補闕其他必要ある場合、服役第一年次豫備兵は豫備其他の必要に依り歸休兵を召集するも尙兵員を要する場合
- 三 豫備兵及後備兵は勤務演習の爲豫備役及後備役を通じ五回以内（一年一回、一回の日數は三十五日以内）補充兵にして軍隊に於て教育を受けたる者亦之に準ず。
- 四 第一補充兵は教育の爲百二十日以内歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼を行ふことを得。
- 召集區分 召集を分けて左の六種とす
- 一 充員召集 動員に當り諸部隊の要員を充足する爲在郷軍人を召集するを謂ふ。
- 二 臨時召集 戰時又は事變に際し必要ある場合に於て臨時在郷軍人を召集し

- 三 國民兵召集 戰時又は事變に際し國民兵を召集するを謂ふ。
- 四 演習召集 勤務演習の爲在郷軍人を召集するを謂ひ時として充員召集の演習を爲す目的を以て其手續に準じ之を實施することあり然るときは特に之を臨時演習召集と稱す。
- 五 教育召集 教育の爲第一補充兵を召

若しくは平時に於て警備其他の必要に因り歸休兵又は服役第一年次の豫備兵を召集するを謂ふ。

- 六 歸休兵召集 在營兵の補缺其他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふ。

簡閱點呼 簡閱點呼の目的は豫備役、後備役の下士官、兵及第一補充兵を參會せしめ之を點檢査閱、教導するに在り。

補充 補充とは編制上の要員を充足するを謂ふ。

從て廣義に於て一般の兵の徵集をも包含するも通常狹義に於て武官及特種の長期志願兵（憲兵上等兵及隊附衛生兵、軍樂上等兵）の平時及戰時の要員を充足するを謂ふ。而して前者即ち徵集に依る兵員の強制補充は法律の範圍に屬するを以て兵役法に依り規定せらるるも、後者は其性質を異にし志願に基くものなるを以て法律たるを要せず主として憲法第十條の任官大權及第十二條の編制大權に基き勅令たる陸軍補充令を以て規定せらる。

徵兵適齡表（自昭和十三年迄の分）（至昭和十五年迄の分）

年 度	滿二十歳となり徵兵に當る者	滿十七歳となり兵役を志願し得る者
昭和十三年	自大正六年十二月二日生 至同七年十二月二日生	自大正九年十二月二日生 至同十年十二月二日生
昭和十四年	自大正七年十二月二日生 至同八年十二月二日生	自大正十年十二月二日生 至同十一年十二月二日生
昭和十五年	自大正八年十二月二日生 至同九年十二月二日生	自大正十一年十二月二日生 至同十二年十二月二日生

在郷軍人諸願届一覽表（主として服務に關するもの）

兵役關係事項一 召集、簡閱點呼、補充、徵兵適齡表、在郷軍人諸願届一覽表

兵役關係事項—服役上の諸届出

帝國內の地又は航海に七日以上を要する水域に赴かうとするときも同様届出でなければならぬ。

四 歸休兵、第一補充兵、及び豫備役又は後備役の下士官兵にして内地又は帝國外の地（關東州及滿洲國を除く）より朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に到り當該地域に在留する者は在留地到着後十四日以内、朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守市尹又は支廳長、關東州に在りては民政署長又は同支署長滿洲に在りては警察署長又は領事官を経て師團長又は軍司令官に届出でなければならぬ。其の届書の様式は外國に在留届出に準ずる、又右の者が朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留し當該地域内で在留地を變更したとき又は他の地域若しくは内地に到るときも同様届出を要する、若し其の在留地から外國に行くときは三に掲げた帝國外（旅行）に在留届

を出すのである。

五 歸休兵、第一補充兵、及び豫備役、後備役の下士官兵にして所在不明の者あるときは憲兵又は警察官吏の證明書を添へて其の戸主（本人戸主なれば家族）より十四日以内に本籍市町村長に届出づ

べきである。所在不明の者歸郷若しくは所在分明したるときも亦同様である。但し證明書は要しない。其の届書の様式は左の如くである。但し此の届は口頭でも差支はない。
(用紙適宜)

四四八

在郷軍人所在不明届（分明届）

一 本籍地	府縣郡市區町村字番地
二 現住地	何 氏
三 役種、兵種、徵集年、等級	氏 名
四 所在不明（分明）トナリタル年月日	何年何月何日
五 所在不明ノ者ニ在リテハ其ノ事實ノ要旨	出漁遭難（何々）

右所在不明（分明）ニ付届出候也

本籍地	府縣郡市區町村字番地
現住地	何 氏
昭和 年 月 日	戸主 氏 名
何市區町村長殿	何 氏 名

朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留する在郷軍人に就ては右の届出は朝鮮に

在りては警察署長、間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守、市尹、支廳長、關東州に在りては民政署長同支署長、滿洲に在りては警察署長、領事官を経て師團長又は軍司令官に差出すのである。

六 在郷軍人（國民兵を除く）にして市町村長、助役、収入役又は之に準ずるもの又は帝國議會府縣會市町村會其の他之に準ずるもの職員となつた者は勤務演習簡閱點呼を免ぜらるるのであるから、之に就きたる時は其の日より十四日以内に本籍地市長又は町村長及警察署長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の職を退きたる時も亦同様である。
又此等の者は願に依りて演習召集簡閱點呼を受ける事が出来るが其の場合の簡閱點呼の差出先經由等は右と同じる。
七 在郷軍人在郷中傷病疾病の爲永久服役に堪へないときは在職陸軍醫官の診

斷證書若しくは地方醫師の病況書を添へて本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。
八 歸休兵、豫備兵、後備兵又は第一補

充兵にして船舶國籍證書を有する船舶の船員たる者は其の就職又は雇入の日より十四日以内に左記様式の届書を管
(用紙適宜)

船員就職（雇入）届

一、本籍地	府縣郡市區町村番地
二、現住地	何 氏
三、徵集年、役種、兵種、等級	氏 名
四、就職（雇入）年月日	氏 名
五、職名 <small>（船長、一等運轉士、二等運轉士、機関長、一等機関士、事務長、水夫、無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、船方等）</small>	氏 名
六、海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試験規程ニ依リ選任大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ其旨	氏 名
七、乗組船舶ガ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否	氏 名

右及届出候也

年 月 日 本人 氏 名

何聯隊區司令官殿

兵役關係事項—服役上の諸届出

海官廳又は該官廳の事務を行ふ市町村長若しくは之に準ずる者(外國に在り)の證明を受け其の旨を本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の退職し又は雇止したるときも亦同様である。

前項の證明書は海員に在つては船長の證明書で代へることが出来る外國出の際證明書の代りに單に船員手帳を市町村長(之に準ずるもの)に示せば宜しいのである。

又旅行届を、帝國外に往復する船舶の船員は外國旅行届を出さずとも宜い。

九 在郷軍人正當の事由なく本章に規定する届出(七の届出を除く)を怠りたる時は拘留又は科料、五十圓以下の罰金に處せらるるのである。

又自己の居所を家事擔當者に詳知せしめざる爲、軍需の命令を通報することを得ざるに至らしめたときも亦同様である。

家事擔當者又は本人に代りて令狀を受けたる者正當の事由なく召集の命令を確實迅速に本人に通報(到着遅延の虞ある場合其他必要の場合には無信等にて)せず、又は令狀を交付するの處置を怠りたる時は拘留又は科料に處せらるる。

召集及簡閱點呼

召集及簡閱點呼は通常令狀を以て命令せられるのである。

召集に應ずる者にして日本郵船株式會社又は大阪商船株式會社の船舶に乗船する場合には召集令狀を示せば賃金の二割を減じ乗船することが出来るのである。

在郷軍人故なく召集の期限に遅れ、平時にありて十日を過ぐる時は一年以下の禁錮、戦時又は事變の爲召集を受けたる場合に於て五日を遅れたる時は二年以下の禁錮に處せられるのである。

召集を免るる目的にて疾病を作為し身

此の願をする場合は一旦應召した後でなければならぬので、軍事扶助法などによつて救済の出来ない場合に限るのである。

るから、眞に急迫の場合でなければならぬのである。此の願の書式は左の通りである。(用紙適宜)

家事故障ノ爲召集免除願

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徳集年役種官等級 氏 名

別紙ノ事故(別紙ニ何召集ニ應ジ家族自活シ能ハサル事實ヲ詳記スル事)有之候ニ付何召集免除許可相成度市町村長(憲兵警察官吏)ノ證明書相添ヘ及願出候也

昭和 年 月 日

何兵第何聯(大)隊長殿

右 氏 名 〇

充員召集

一 充員召集とは動員に方り諸部隊の要員を充足する爲、在郷軍人を召集するもので、動員令に依つて實施されるもの

兵役關係事項—充員召集

である。

二 召集令狀は市町村長から本人又は家族(召集通報人又は其の家族)に、交付せらるるのである。

令狀交付を受けたる者は令狀に添附し

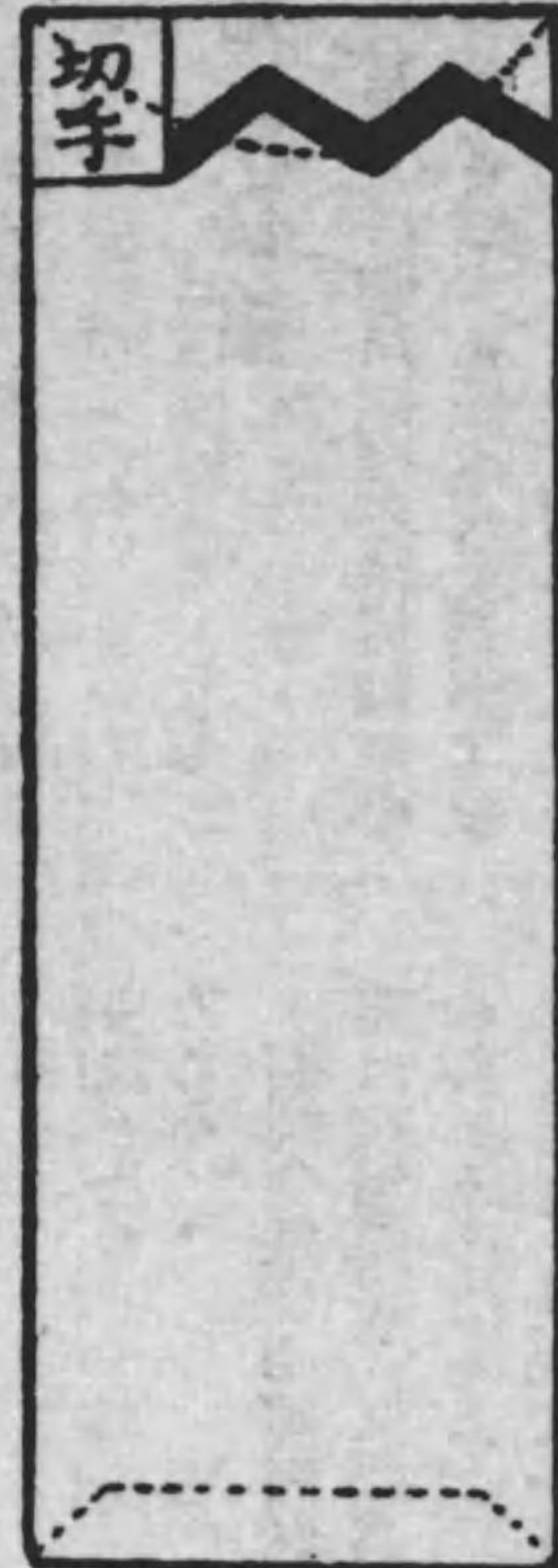
てある受領證に受領の年月日を記入し捺印(本人に代つて受領したるものは記名捺印)して直ちに返付すべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。

三 本人に代つて召集令狀を受領した者は直に確實迅速なる方法で召集部隊到着地、及到着日時を(到着遅延の虞ある場合其他必要の場合には電信等を以て)本人に通報し且召集令狀を速に本人に交付するの手續をなすべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。

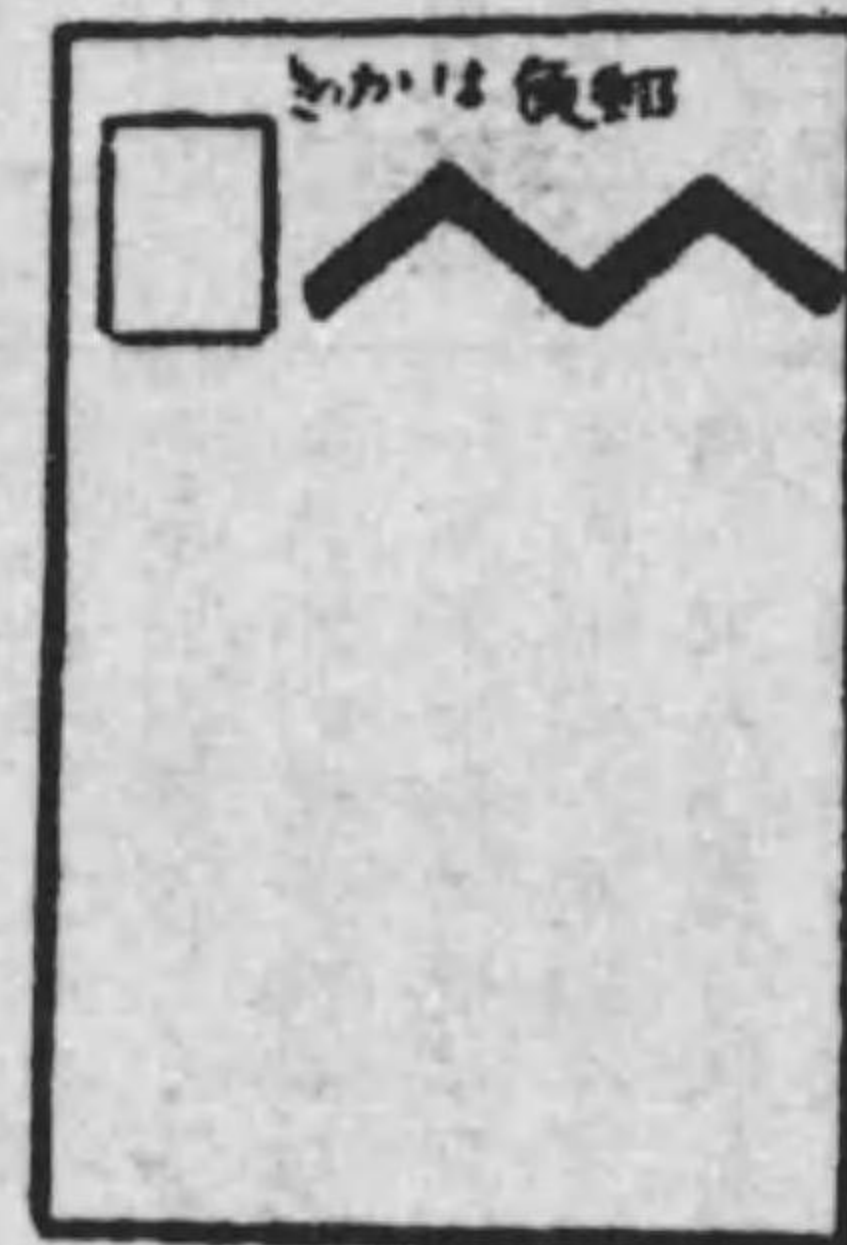
充員召集若しくは臨時召集の通報をする際の郵便物の封筒、葉書には自分で下記の如く標示を記入し一般郵便物との區別を明瞭にすべきである。

四 本人召集令狀を受領したるときは之を携へ其の令狀に定められたる日時に

封筒表面



端書表面



備考 Mは一見明瞭なる太さとし青色を適宜とす。

所命の地に到着し召集事務所に届出づべきである。
召集通報人より召集通報を受けたる者令状の交付を待たんが爲却て到着遅延の虞ある場合には令状の到着を待たず直に應召するのをよしとする。
五 令状又は召集の通報を受けたる日時
の關係上指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は所在地の憲兵又は警察官吏に就て令状又は通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所に届出づべきである。此の

規定に違反した者は拘留又は科料に處せらるるのである。
前項の場合に於て召集事務所閉鎖後なるとき又は集合場に集合すべきときは直に召集部隊に到着すべきである。
六 召集に應ずる際携帯すべき物は概ね左の通りである。
一 召集令状
一 軍隊手帳
一 適任證書
一 勳章記章
一 各種徽章

一印 形
一 風呂敷又は油紙其の他必要の物
七 應召員傷病疾病の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に醫師の診斷書を添へて直に本籍地市町村長に(出發後なるときは同)差出すべきである。(時に召集事務所へも)

其一

何々ノ爲到着遅延届	何年何月何日午前(後)何時	何々ノ氏名
到着日時	何年何月何日午前(後)何時	何々ノ氏名
到着地	何	何々ノ氏名
召集部隊	何兵第何聯(大)隊	何々ノ氏名
本籍地	府縣都市區町村字番地	何々ノ氏名
職年	職年	何々ノ氏名
役種	官等級	何々ノ氏名
官等級	官等級	何々ノ氏名
右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到り難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候	昭 和 年 月 日	何々ノ氏名
何聯隊區司令官殿		何々ノ氏名

(用紙適宜)

其二

到着遅延届	何年何月何日午前(後)何時	何々ノ氏名
到着日時	何年何月何日午前(後)何時	何々ノ氏名
到着地	何	何々ノ氏名
召集部隊	何兵第何聯(大)隊	何々ノ氏名
本籍地	府縣都市區町村字番地	何々ノ氏名
職年	職年	何々ノ氏名
役種	官等級	何々ノ氏名
官等級	官等級	何々ノ氏名
右應召途中何處ニテ疾病ニ罹リ(何々ニ依リ)召集期日ニ到着地ニ到り難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也	昭 和 年 月 日	何々ノ氏名
何部隊長殿		何々ノ氏名

(用紙適宜)

兵役關係事項—充員召集

八 應召員傳染病豫防の爲、交通遮斷、隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因り指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる届書を直に本籍地の市町村長(出發後なるときは同)に差出し、且其の地市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は隊長の證明書を受け到着の上召集事務所に差出すべきである。其の届書の様式は次の通りである。

(用紙適宜)

到着日時	何年何月何日午前(後)何時
到着地	何
召集部隊	何兵第何聯(大)隊
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徴集年	役種 官等級
右召集途中何處ニテ傳染病預防ノ爲何日間交通遮断ヲ命ゼラレ(何々ノ事故ニ因リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添ヘ届出候也	名
昭和 年 月 日	
何部隊長殿	右 氏 名 印

九 犯罪又は所在不明等の爲、指定の日

時に到着地に到ることの出来ぬ者あるときは令状を受領したる者より聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に憲兵又は警察官吏の證明書及令状を添へて直に本籍地の市町村長に差出すべきである。

到着日時	犯罪(所在不明)ノ爲不應召届 何年何月何日午前(後)何時
到着地	何
召集部隊	何兵第何聯(大)隊
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徴集年	役種 官等級
右犯罪(所在不明)ノ爲到着地ニ到リ難ク候ニ付憲兵(警察官吏)ノ證明書相添ヘ及届出候也	名
昭和 年 月 日	
右召集通報人 (戸主又ハ家事擔當者)	右召集通報人 氏 名 印
何聯隊區司令官殿	

(用紙適宜)

七、八、九の届出を爲さざる者は拘留又は科料に處せられる。

十 諸種の事故(十一の場合を除く)に依り到着地に到ることの出来ぬ旨を届出でたる者其の事故の止みたる時は、直に左記様式に依つて本籍地市町村長に届出で直に應召し到着の上召集事務所に届出づべきである。但し召集事務

所閉鎖後なるときは召集部隊に到着すべきである。

十一 非常事變に因り交通遮断し到着地に到着することが出来ぬ場合には其の旨を最寄諸部隊(諸部隊なき土地にありては支隊長市町村長及憲兵又は警察官)に届出で指揮を受くべきである此の規程に違背する者は拘留又は科料に處せられるのである。

到着日時	何年何月何日午前(後)何時
到着地	何
召集部隊	何兵第何聯(大)隊
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徴集年	役種 官等級
右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ因リ未ダ應召致サズ候處今般事故止ミ候ニ付届出候也	名
昭和 年 月 日	
何市(町)(村)長殿	右 氏 名 印

演習召集

一 演習召集とは勤務演習の爲在郷軍人を召集するを謂ふのである。其の召集回数、標準年次及日数は左に示す外附表第一の通りである。但し師團長特別の必要あるときは召集年次を適宜變更する事があるし、又必要に際しては臨時に演習召集を命ぜらるる等左表に依らざる事がある。
イ 飛行機操縦術を修得したる豫備役又は後備役の將校(操縦候補生出身者にして少尉に任ぜらるるの資格を備ふるものを含む)准士官及下士官は豫備役(現役より直に後備役に入りたる者)にありては後備役)に入りたる年の翌年に召集し、爾後毎年之を召集す、其の召集回数は五回、召集日数は各回二十八日とす、但し年齢四十年に達する者に在つては其の年及爾後之を召集せず。

兵役關係事項一演習召集

口 憲兵科、又は軍樂部の將校、准士官、下士官、兵及各部佐官並現役を

離るとき其の服役したる年月を通算し十三年を超過する下士官は之を

召集せず。

附表第一

種	類		回数(役種ヲ通シ)	標準年次	日数
	後備役	豫備役			
各兵科將校(幹部候補生出身者ヲ除ク)	後備役	豫備役	二	四年	二十一日
幹部候補生出身ノ將校	後備役	豫備役	二	三年	三十五日
各兵科准尉	後備役	豫備役	二	四年	二十一日
各兵科下士官(幹部候補生出身者ヲ除ク)	後備役	豫備役	二	三年	二十一日

豫備役後備役將校准士官、下士官兵、補充兵演習召集回数、標準年次及日数表

リヨ年翌ノ年ルタリ入ニ役

各兵第一補充兵	衛生部		各兵科兵(輜重兵特務兵ヲ除ク)	各兵科兵(輜重兵特務兵ヲ除ク)		幹部候補生出身ノ下士官	幹部候補生出身ノ下士官
	補	衛生		後備役	豫備役		
一回	第一	第四	第四、第十	第二	第四	第五	第二
年	年	年	年	年	年	年	年
ス	起算	年ノ	徵集	ス	算起		
二十一日	十日	二十一日	十日	二十一日	二十八日	三十五日	

兵役關係事項一演習召集

一、豫備役後備役ノ者ニシテ下士官ヨリ准士官ニ、准士官ヨリ尉官ニ任官又ハ進級シタル者ノ演習召集ハ任官年又ハ進級年ヲ第一年起算スルモノトス

二、幹部候補生出身者ニシテ一月ヨリ四月迄ノ間ニ於テ豫備役ニ入りタル者ニ在リテハ其ノ年ヲ第一年起算スルモノトス

三、步兵科兵(下士官)ニシテ槍架術ヲ修得シタルモノニ在リテハ本表ニ依ラズ第三年(豫備役第二年)又ハ第九年(後備役第一年)ヲ標準年次トスルコトヲ得

四、豫備役後備役兵ニシテ演習召集中下士官ニ任セラレタル者ノ召集回数ハ兵トシテノ召集回数ヲ通算スルモノトス

五、豫備役後備役准士官下士官兵ニシテ將校勤務適任證書又ハ下士官適任證書ヲ有スル者ノ演習召集ハ現官等級相當ノ召集回数、年次及日数ニ依ル

兵役關係事項—演習召集

六、本表ノ外必要ナル演習等ノ爲召集シ又ハ本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアル
七、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス

二 演習召集の召集部隊は特に規定するものを除く外附表第二の區分に依り本籍地所在の師管内にある部隊である。
附表第二

但し必要あるときは附表第三其三の通り他の師管内にある部隊に召集せらるる事がある。寄留地に於て勤務演習に

應ずることの許可を受けたる者は、寄留地所管の師團に召集せらるるのである。

所管内ノ部隊ニ召集スベキ者ノ召集部隊表		區分	階級	召集部
各兵科	佐官以下	尉官	准士官以下	當該兵科ノ各隊
				師團司令部所在地ノ各隊
經理部	尉官	准士官以下	各隊	師團司令部所在地ノ各隊
				師團司令部所在地ノ各隊
衛生部	下士官以下	尉官	准士官以下	各隊
				師團司令部所在地ノ各隊
獸醫部	尉官	准士官以下	各隊	師團司令部所在地ノ各隊
				騎、砲、輜重兵隊

附表第三其三

一 師團長ハ演習召集ノ際特種ノ戰時職務ヲ有スル者ヲシテ之ニ適應スル勤務ヲ修得セシムル爲又ハ戰時充用上
其ノ他必要アルトキハ師團内ノ他部隊ニ召集シ其ノ勤務ヲ修得セシムルコトヲ得
二 補助衛生兵ノ召集部隊ハ陸軍病院所在地ノ部隊トス
三 獸醫部下士官適任證書ヲ有スル者ノ召集部隊ハ獸醫部准士官以下ノモノト同ジ

他師管ニ在ル部隊ニ召集スベキ者ノ區分表

本籍師團	召集師團	近衛師團	第一師團	第二師團	第三師團	第四師團	第七師團	第十二師團	第十六師團
第二師管			重砲兵						
第三師管						重砲兵			
第五師管								重砲兵	
第六師管								山野戰重砲兵	
第八師管				山砲兵					
第九師管									重砲兵
第十師管						重砲兵			
第十一師管						重砲兵			

兵役關係事項—演習召集

第十四師管	野戰重砲兵重砲兵								
第十六師管		野戰重砲兵							

三 演習召集及教育召集に就ては前表に示すものの外左の各項に依つて召集せらるるのである。

1 戰車隊、高射砲隊、氣球隊、鐵道隊、電信隊、飛行隊、陸軍工兵學校教導隊電氣中隊又は陸軍習志野學校練習隊に於て教育を受け又は現役を終りたる者（飛行隊に於て飛行機操縦術を修得したる者を除く）及陸軍野戰砲兵學校教導隊に於て砲兵情報に關する教育を受けたる者並に職

車隊、高射砲隊、氣球隊、鐵道隊、電信隊又は陸軍工兵學校教導隊電氣中隊の要員（電氣中隊に在りては工兵隊の要員）として徵集せられたる第一補充兵中必要の者は當該隊に召集せらるるのである。但し野砲兵第二十六聯隊高射砲隊に於て教育を受けたる者、陸軍野戰砲兵學校教導隊高射砲隊に分遣せられたる者及従前の電信聯隊電氣中隊に於て又は昭和六年以前の徵集兵にして陸軍工兵學

校教導隊電氣中隊に於て教育を受けたる者は高射砲隊に、無線乙中隊に於て教育を受けたる者は本籍地師管内適宜の部隊に召集せらるるのである。

以上の規定に依り召集せらるる者の部隊は、其の本籍地師管別に基き次に掲ぐる附表第三其一の區分に依る。

部	隊	師	管
戰車隊、高射砲隊、電信隊又ハ飛行隊ニ於テ演習又ハ教育ノ爲召集スベキ者ノ召集部隊表			

戰車 第一聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管
同 第二聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管
高射砲 第一聯隊	第三、第四、第五、第六、第十、第十一、第十二、第十六師管
同 第二聯隊	第一、第二、第七、第八、第九、第十四師管
電信 第一聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管
同 第二聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管
飛行 第一聯隊	第一、第二、第三、第九、第十四師管
同 第二聯隊	
同 第三聯隊	
同 第四聯隊	
同 第五聯隊	第五、第六、第十一、第十二師管
同 第五聯隊	第一、第二、第七、第八師管

一 特殊無線ノ教育ヲ受ケタル者ハ電信第一聯隊ニ、固定無線ノ教育ヲ受ケタル者ハ電信第二聯隊ニ之ヲ召集スルモノトス

二 飛行第七聯隊ニ召集スベキ者ハ同隊又ハ爆發隊ニ於テ服役シタル者トス

三 第一、第二師管ニ在リテハ飛行第七聯隊ニ召集スベキ者ヲ除クノ外總テ飛行第五聯隊ニ之ヲ召集スルモノトス

兵役關係事項—演習召集

四六二

2 陸軍騎兵學校教導隊及騎兵部隊内
裝甲車隊に於て裝甲車に關する教育
を受けたる者は陸軍騎兵學校教導隊
附表第三其二

に召集せらる。
3 本款一のイに述べた者は熊谷陸軍
飛行學校に召集せられる。

4 輜重兵にして、自動車教育を受け
た者は、本籍地師管別に基き附表第
三其二の各輜重隊に召集せられる。

自動車ニ關スル教育ヲ受ケタル輜重兵ニシテ演習ノ爲召集スベキ者ノ召集部隊表	
部	師
近衛輜重兵聯隊	第一、第十四師管
輜重兵第一聯隊	第一、第二師管
同	第三、第九師管
同	第四、第十師管
同	第五、第十一師管
同	第七、第八、第十四師管
同	第十六師管
同	第六、第十二師管
戰時自動車部隊ノ要員タル各兵科ノ者ハ所要ニ應ジ關係師團長ノ協議ニ依リ本表ニ準ズル取扱ヲ爲スコトヲ得	

四

近衛師團に召集せらるる者は左の通りである。但し氣球隊、鐵道隊、電信隊、飛行隊の者を除く。

イ 近衛師團にて現役を終りたる豫備役、後備役、將校、准士官、下士官兵及近衛師團に於て教育を受けたる第一補充兵中第一第十四師管に本籍を有する者。

ロ 本郷聯隊區又は甲府聯隊區内(山梨縣を除く)に密留し第一師管内の部隊(重砲兵隊を除く)に於て演習

召集に應ずべき許可を受けたる者。

五 在郷軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長助役收入役其の他之に準ずべき職に在る者、帝國議會府縣會市町村會其の他之に準ずべき議員(但し其の議會開會中に限る)帝國外の地(關東州及滿洲國を除く)に旅行又は在留する者及往復する帝國船舶の船員は演習召集を免除せられる。

六 應召員中直系尊屬妻子の死去又は重態、同一戸籍内に在る者死亡し他に後

(用紙適宜)

演習召集到着期日延期願	
到着日時	何年何月何日午前(後)何時
到着地	何
召集部隊	何兵第何聯(大)隊
延期ノ事由	父某死亡(母某危篤等)
本籍地	府縣郡市區町村字番地
徵集年(下士官以上ニ在リテハ役種輸入年)	役種 官等級 氏 名

兵役關係事項—演習召集

四六三

始末する者なきとき、本人住家の火災流失又は倒壊其の他之に準ずる災害の爲及同一戸籍内に在る者重態にして本人に依るに非ざれば他に看護を爲す者なきため到着期日の延期を願はむとする者は上記様式に依り聯隊區司令官に宛てたる願書を本籍地市町村長(寄留地に在る者ハ該地聯隊區司令官及市町村長)に提出すべきである。

但し直系尊屬妻子又は同一戸籍内に在る者重態の場合は醫師の診斷書を、其他に係るときは市町村長警察官吏又は憲兵の證明書を添付すべきである。

右の事故突發し聯隊區司令官の指令を受くる暇なき場合でも正當の手續を爲せば此の場合に限り市町村長に於て三日以内到着期日延期の承認を與へる事が出来るのである。到着期日の延期を願出でたる後でも別に指令がなければ指定の日時に召集に應ずべきものである。

兵役關係事項—演習召集

右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ到着期日ヲ延期相成度別紙
醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也
昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名印

四六四

て届出つべきである。

前三號の届書の様式は充員召集七、
八、九(事故止みの届書は一〇)に
掲載したるものに準ずる。又右届出
を爲したる後尙事故止まず期日以内
に到着し居るに在りては召集期日後五
日、教育召集に在りては十日以内に到着地に
到ることの出来ぬ者は令狀を返附すべ
きである。

八 以上掲ぐるものを除く外演習召集に
就ての心得は充員召集の場合に於ける
心得に準ずるのであるから、熟讀參照
すべきである。

九 本籍地以外の聯隊區に寄留する者は
願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習
召集を受けることが出来るのである。
前項の願出を爲す者は上記様式の願書
を其の前年の十一月三十日迄に寄留地
市町村長及警察署長を経て寄留地所管
の聯隊區司令官に差出し許可を受くべ
きである。

七 應召員事故の爲指定の日時に到着地

に到る事の出来ぬ者の手續は左の通り
である。

1 傷病、疾病の者は醫師の診斷書を
添へて直に市町村長 寄留地勤務演習
市町 長を経て聯隊區司令官に届出づべ
きである。
2 傳染病預防の爲交通遮断隔離又は
停留を命ぜられ其の他止むを得ざる

事故に因る者、犯罪又は所在不明等
の爲本人に代つて令狀を受領したる
者並に非常事變に因り交通遮断した
るときは其の地の市町村長、憲兵、
警察官吏、船長又は隊長の證明書を
添へて聯隊區司令官に届出づべきで
ある。
3 應召員出發後事故發生して前項の
届出を爲す場合には召集部隊長に宛

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召願

寄留地 府縣郡市町村字番地

寄留年月日 何年何月何日
本籍地 何々々

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度及願
出候也
昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名印

(用紙適宜)

町村長、警察署長を経て左の書式に依
り願出つることが出来る。此の場合に
は本籍地の勤務演習に應召せしめ得る
者に限り許可せらるることがある。

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於
て勤務演習を爲さむとするものは情を
具し市町村長より寄留に關する證明を
受け寄留の日より十四日以内に出願す
ることが出来る。其の願出手續は前項
と同様である。但し此の願は許可せら
れないことがある。
前二項の許可を得たる者本籍地に復歸
し又寄留換を爲したる爲、其の許可の
取消を受けむとするものは新居住地所
管の聯隊區司令官に宛て新居住地の市

兵役關係事項—演習召集

寄留地演習召集應召許可取消願

寄留地 府縣郡市町村字番地
本籍地 何々々

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

取消ノ事由 寄留換(本籍地復歸)

右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相成度及願出候也
昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名印

四六五

寄留地に於て勤務演習を爲すことの許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留地を爲すも許可の取消を許されたる場合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。

明し本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。但し其の願書には本籍地市町村長又は關係ある官公署の長(船員は船長)の證明書を添付する必要がある。其の様式は左の通りである。

(用紙適宜)

演習召集延期願	本籍地	府縣郡市町村字番地
	備集年(下士官以上ニ在リ)	役種 官等級 氏 名
	右何年度演習召集に召集セラレキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處)	
	別紙(左記)理由ニ依リ何年 月 日ヨリ 年 月 日	
	ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相	
	添へ此段及願出候也	
	昭和 年 月 日	
	何聯隊區司令官殿	右 氏 名 印

海外居住者の召集

四六六

十一 在郷軍人(國民兵を除く)にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及勤務演習を行ふのである。其の願届に關する心得は本籍地に於けると同様である。演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻地の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更、旅行滞在、在留地復歸に關する願届に要する召集通報人は其の地在留者を以て定むべきで總て十四日以内に届出を必要とする。

演習召集に關し内地に於ける聯隊區司令官の事務を執る者は朝鮮に在りては師團長、臺灣に在りては軍司令官、關東州又は滿洲國(關東)に在りては關東軍司令官、間島に在りては第十九師

團長である。又内地の市町村長に相當する者は朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守、市尹及支廳長、關東州にありては民政署長、又は民政支署長、滿洲國(關東)に在りては警察署長又は領事官(領事官の職務を行ふものを含む)間島に在りては領事館(領事官の職務を行ふものを含む)である。

教育召集及歸休召集

一 教育召集とは教育の爲め未だ教育せざる第一補充兵を召集するのである。目下は歩兵、戰車兵、野(山)砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、電信兵又は輜重兵中の人員を限り服役間一回(通常備集年の翌年)九十日間之を召集するを謂ふのである。

二 歸休兵召集とは平時に於て在營兵の補缺其他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふのである。

三 教育召集及歸休兵召集に關する心得は充員召集に關する心得に準ずるのである。但し應召集員中事故に依り歸郷を命ぜられたる者又は召集解除を命ぜられたる者及事故の爲到着地に到ることの出來ぬ者に就いては演習召集の場合の手續に準ずるのである。

簡閱點乎

一 簡閱點呼とは豫備役後備役の下士官兵歸休兵及補充兵を參會せしめ其の一般の狀態特に軍人精神の保持及軍事思想普及の程度健康狀態並に服役上の義務履行の確否等を査閱し所要の教訓を與へ在郷軍人に其の本分を全うせしむる如く指導するを謂ふのである。此の點呼に參會すべき回数及年次は別段の規定ある場合を除くの外は左の區

兵役關係事項一簡閱點呼

者を含むに在りては其の服役間を通じ四回とし豫集年の翌年を第一年次とし通常二年置きとす。
幹部候補生にして豫備役將校に任ぜられる資格を具へた者は簡閱點呼に之を參會させることはないのである。

充員召集、臨時召集、又は教育召集及歸休兵召集の解除、（召集日の歸休、現役、又は就職満期等に依り陸軍軍醫官衛學校より歸郷したる者及演習召集に召集せらるべき者は其年の簡閱點呼に參會したものと看做されるのである。）
傷疾疾病其の他の事故に依つて點呼に參會しない者は規定回数範圍内で適宜の年簡閱點呼に參會せしめ得るのである。

二 簡閱點呼に參會するものは左の諸點に注意すべきである。
イ 令狀、軍隊手帳、補充兵證書（未

入營補充兵手帳）及奉公袋を携ふること。

ロ 軍服所持者は成るべく之を着用すること。其の他の者に在りては質素にして且端正を害せざる程度に於て敏捷なる動作に便利なる服装を爲すこと特に靴其の他運動に便なる履物を穿つが宜しい。

ハ 定められたる時刻より若十時前に參集すること。遅刻したときは更に他の點呼場に參會を命ぜらるることがある。

ニ 簡閱點呼執行官の意圖命令に違反

四六八

し若しくは上官に禮を失した時は陸軍刑法又は陸軍懲罰令に依つて處分せらるることがある。

ホ 參會の爲往復途中及點呼場に於ては服装の何たるを問はず上官に對して敬禮をなすべきである。

三 寄留地に於て簡閱點呼を受けむとする者は寄留地に於て勤務演習を受くる場合に準じ毎年三月三十一日迄に寄留地所管の聯隊區司令官に願出許可を受くべきである。其の願書の様式は左の通りである。

(用紙適宜)

寄留地簡閱點呼參會願
寄留地 府縣郡市町村字番地
本籍地 何々々
豫集年(下士官ニ在リテハ役種編入年) 役種 兵種 官等級 氏 名
右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出

候也

昭和 年 月 日 右 氏 名 印
何聯隊區司令官殿

(用紙適宜)

簡閱點呼不參願

參會日時 何年何月何日午前何時
點呼場 何々々
不參ノ事由 父某死亡(母某危篤等)
本籍地 府縣郡市町村字番地
役種 兵種 官等級 氏 名
右簡閱點呼ヲ命ゼラレ候處何々々ニ依リ不參許可相成度別紙醫師ノ
診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也
昭和 年 月 日 右 氏 名 印
何聯隊區司令官殿

四六九

兵役關係事項一簡閱點呼

前項の願出期日後に寄留地に於て簡閱點呼を受けんとするものは情を具して本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日（本籍地及寄留地内にて受付けんとするものは七日前迄に願出づることが出来る。但し此の願は許可せられないことがある。）

四 事故の爲參會することの出来ぬ者の願出に關しては演習召集の場合の規程に準ずるのである。但し其の願書は參會日時迄に市長村長に差出すのである。

五 直系尊屬妻子の死亡、重態又は同一戸籍内の者の死亡及天災等に依る不參の願出は演習召集到着期日延期の願出と同じである。其の様式は下の通りである。

又避く可からざる事故に依り參會期日の變更を願出づる者は情を具し且參會期日及希望する變更期日を明記し市町村長を経て聯隊區司令官に願出づるの

兵役關係事項—關東州、滿洲國に於ける召集、簡閱點呼の手續

である。其の様式は左の通りである。

六 正當の事由なくして點呼に參會せざ

る者は五十圓以下の罰金又は拘留若く

(用紙適宜)

簡閱點呼參會期日變更願	
本籍地(寄留地)	府縣郡市町村字番地
參會ヲ命ゼラレタル點呼場	何々々
希望スル參會點呼場	何々々
希望スル參會點呼場	月 日 何々々
役種 兵種官 等級 氏 名	右 氏 名 印
右簡閱點呼參會ヲ命ゼラレ候處別紙(左記)理由ニ依リ右記希望ノ如ク參會期日ノ變更許可相成度此段及願出候也	
昭和 年 月 日	
何縣隊區司令官殿	

注意 一 希望スル參會日次及點呼場ニ數種アル時ハ之ヲ列記スルモ妨ゲナシ

四七〇

は料りに處せらるるのである。

七 この外、寄留地に於ける總ての心得は寄留地にて勤務演習を爲す者の心得に準ずるのである。

八 朝鮮臺灣關東州に在留する者の簡閱點呼に就ての心得は演習召集に於ける海外在留者と同じである。

關東州、滿洲國(間島を除く)に於ける召集、簡閱點呼の手續(關東軍司令部の定むる規定)

在留に關する届出

一 始めて關東州滿洲國に在留した者又は従前より在留し本年徴兵検査を受け第一補充兵に編入せられたる者は十二月一日以後速に關東州に在りては民政部署又は民政支署、南滿洲鐵道附屬地に在りては警察署、其の他の滿洲國內は所轄領事館を経由して關東軍司令部官宛の在留届を提出すること。

届書の様式は左の通りにして用紙は最

寄民政署、警察署又は領事館或は在郷

軍人分會にある。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

本籍地	在留地(現在居ル所)	在留年月日(現在居ル所ニ移ツタ年月日)	前居住地(前ニ關東軍司令官又ハ朝鮮師團長臺灣軍司令官宛届出デタル所)	徴集年(徴兵検査ヲ受ケタル年)	入營年月	入營部隊	初任官年(下士官志願ニ依ル下士官ノミ記ス)	役種	兵種	官等級(幹部候補生出身者ハ「幹」年志願兵出身者ハ「一」志ト記ス)	
除年月日(下士官以上ハ現役部隊ヲ離レタル年月日)		適任證書ノ種類		特修得シタル學術		職業(現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)		勤務先(電話番号)		住所	
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
印		印		印		印		印		印	

兵役關係事項—關東州、滿洲國に於ける召集、簡閱點呼の手續

四七一

兵役關係事項—關東州、滿洲國に於ける召集、簡閱點呼の手續

昭和	年	月	日
關東軍司令官殿			
フ	リ	カ	ナ
氏	名	印	
生	年	月	日

注意

- 一 本屆ノ記載ニ方リテハ軍隊手帳又ハ補充兵證書ニ對照シ苟モ本籍地、兵役關係ハ絕對ニ誤ラザル様注意ヲ要ス
 - 二 前居住地欄届出ヲナシタルコトナキモノハ記入セザルモノトス
- 在留届を提出後在留地を變更したる場合は左記様式の在留地變更届を軍司令官宛所在地の民政署、警察署、領事館に差出すこと。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

在留地變更届 (字體ハ楷書ニ通提出)			
本籍地	在留地 (現在居ル所)	在留年月日 (現在居ル所ニ移ツタ年月日)	前居住地 (前ニ關東軍司令官宛届出デタル所)
徵集年 (徵兵検査ヲ受ケタル年)	入營年月	入營部隊	除隊年月日 (下士官以上ハ現役部隊ヲ離レタル年月日)
			適於テ證書ノ種類ニ於テ修得セタル特修有得ノ技能又ハ學術

三 關東州滿洲國外の地へ退去する場合

は出發前に關東軍司令官宛の退去届を

在留届の要領に依り提出すること。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

退去	届 (字體ハ楷書ニ通提出)
本籍地	在留地
在留地	退去先
退去年月日	退去年月日

兵役關係事項—關東州、滿洲國に於ける召集、簡閱點呼の手續

出發 豫定期及發航地	
在留地 歸著 豫定期	
昭年 年 月 日	
徵集年	入替年
役種	兵種
官等級	氏 名
	印

關東軍司令官殿

一 本屆出者出發豫定期日後十四日以内ニ出發セザルトキ又ハ在留地ニ歸著シタルトキハ其ノ後十四日以内ニ前項ニ準ジ届出ツルモノトス

恩給、年金、賜金

勳章年金

普通恩給 一定年限に達して退職した軍人及准軍人に賜はる一般的恩給で其在職年限及年金額は階等に依て左の如く區別される。

一 准士官以上に在つては在職十三年以上十四年未満に對し退職前の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額、以上一年を増す毎に其一年に對し退職前

の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額。

二 下士官以下に在つては在職十二年以上十三年未満に對し退職前の俸給年額百五十分の五十に相當する金額、以上一年を増す毎に其一年に對し下士官に在ては七圓、兵に在ては六圓を加へたる金額。

增加恩給 公務の爲、傷病を受けて不具廢疾となり失格原因なくして退職したるものに普通恩給に加へて賜はる年金で

普通公務の傷病原因に對しては年額二四〇圓乃至一、九二〇圓、戰爭又は之に準ずる公務の傷病原因に對しては年額三〇〇圓乃至二四〇〇圓。

傷病年金 公務の爲、傷病を受け不具廢疾に至らざるも一定の限度に達し失格原因なくして之が爲め一年内に退職し又下士官以下軍人にして退職後一年内に之が爲、一種以上の兵役を免ぜられた者に賜はる年金で傷病の程度に依り判任及同待遇者に在つては最低一一〇圓より最高

三二二圓迄。

傷病恩給 下士官以下の軍人公務の爲傷病を受け又疾病に罹り傷病年金を受ける程度に至らざるも、之が爲退職し又退職後一年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられた者に一時金として給せられる、其の額は傷病の原因及程度に依て異なるが其の最高最低額は左の通りである。

傷病原因	下士官	兵
戰爭又は之に準ずる公務	一六五〇	一五〇〇
	一九九〇	一九〇〇
普通公務	一三三二	一二〇〇
	一七九二	一七二〇

一時恩給 准士官以上の軍人在職三年以上十三年未満又下士官在職二年以上十二年未満にして退職した者(但し下士官以上としての在職一年未満なる時は此限りにあらず)に給されるもので其の額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職年數を乗じた額である。

扶助料 軍人在職中死亡し其死亡を退

兵役關係事項—恩給、年金、賜金、勳章年金

職と看做すに於て普通恩給を給せらるべきものなるとき及普通恩給を給せらるるもの死亡したる時其遺族(兄弟姉妹を除く)に給されるもので其年額は戰爭又戰爭に準すべき公務に因る傷病疾病の爲の死亡なるときは其普通恩給年額の金額、普通公務に因る傷病疾病の爲の死亡なるときは其普通恩給年額の十分の八に相當する金額、其他の場合は普通恩給年額の十分の五に相當する金額、但し一、二號の該當者及増加恩給を併給される者死亡の場合には其死亡の翌月より五年間は上記の年額に各其十分の三を加給さる。

一時扶助料 准士官以上の軍人在職三年以上十三年未満、下士官同二年以上十二年未満にして在職中死亡した其遺族に給せられるもので其額は一時恩給の額を適用さる。

特別恩給 航空勤務者、潜水艦勤務者、化學兵器研究勤務者、國境、蕃地、其他滿鐵附屬地警備勤務者等の死亡傷病に對

しては夫々特別規定に依る一時賜金、保護賜金を給せらる。

死亡賜金 現役の武官死亡する時は其遺族に左記定額の死亡賜金を給せられる(各相當官を含む)

(階 等)	(金額)
大 將	二、二〇〇圓
中 將	一、九三四
少 將	一、六六七
大 佐	一、三八四
中 佐	一、一七三
少 佐	九六五
大 尉	七〇六
中 尉	五二〇
少 尉	四三四
見習士官	三八八
准士官	三八八
曹長	二八五
一等下士官	二八五

軍
二等下士官
伍長
三等下士官

二五五

二二五

一 恩給並扶助料は之を受くべき事由の生じたる時より七箇年内に請求の手續をしないときは之を受くるを得ざるに至るのである。(新法に於ては天災避くべからざる場合)

二 職官又は公務のため負傷若くは疾病に罹り恩給を受けたる者又は之を受くるに至らざりし者にて現役を離れたる後五年内に之が爲不具廢疾となり又は其の程度が増進した場合其の期間内に請求した時は、新に普通恩給及増加恩給若くは傷病年金を給し又は現に受くる増加恩給を改定せられるのである。前項五年の期間を経過したる後と雖恩給審査會にて不具、廢疾が公務に起因すること顯著なりと議決せられたるときは議決後之に相當の恩給を給せられ又は之を改定せられるのである。

三 下士官以下の軍人職官又は公務の爲傷病を受け若くは廢疾に罹りたるも増加恩給又は傷病賜金を受け得られずして現役を離れたる後一年内にその公傷病のために一種以上の兵役を免ぜられたるとき(増加恩給程度に)は傷病年金若くは傷病賜金を給せられるのである。

四 普通恩給を受くる者再び軍人、文官、待遇職員、警察、刑務所職員又は官公立學校教職員に就職し、滿一年以上在職するときは更に其在職年数を前の在職年数に通算し、後の退職當時の階級(軍人以外に在)に相當する恩給に改定せられるのである。(待遇職員及び警察、刑務所職員に就職する場合は大正十二年十月一日以後に軍人の恩給を受けた場合のみに限る。尙教職員は昭和八年十月一日以後に就職したることを要す)

扶助料を受け得らるる遺族並に其の扶助料を受くる順位は妻、未成年の子、父母成年の子(不具廢疾にして生活資料を得るに足らざるもの)、祖父、祖母であつて軍人の死亡當時より引續き同一戸籍内に在るものに限るのである。軍人死亡當時胎兒たる子が出生したる時は前同様軍人死亡當時同一戸籍内に在つたものと看做される。是等の遺族が若し其の軍人死後に其の戸籍より離れ或は婚嫁する等の場合には直に扶助料を受くることを得ざるに至るのである。但し寡婦及子は分家の場合においても扶助料を受くることが出来るのである。尙軍人死亡の場合兄弟姉妹以外に扶助料を受くるものなきときは其の兄弟姉妹に一時扶助料を給せらるる特殊の場合がある。

六 恩給證書及勳章年金證書は讓渡し又は擔保に供することが出来ぬ。又負債の抵償として差押へることも出来ない。

のである(恩給に就ては國稅徵收法又は國稅徵收の例による場合は此の限りにあらず)

七 恩給又は勳章年金を受くる者改印したるときは適宜の用紙にて改印届を作り金額の支給を受くる郵便局へ差出すべきである。轉居等の場合に在りては亦同じである。

八 恩給又は勳章年金を受くる者氏名を變更したるときは其の旨を記載したる届書を作り之に恩給證書又は年金證書に戸籍謄本を添へ恩給に在りては直接内閣恩給局へ、勳章年金に在りては金額の支給を受くる郵便局を経て貯金局へ差出すべきである。

九 普通恩給を受くる者にして恩給證書を亡失したるときは亡失の顛末及亡失後に於て執りたる措置を記載したる書面並に其の事實を證明するに足るべき警察官署等の公の證明書を添へて證書再下付の請求書を内閣恩給局へ差出すべきである。勳章年金の際は其種類、

證書番號、年金額及亡失の事由を具し支給郵便局を経て貯金局に届出るべきである。

十 普通恩給を受くる権利を失ふ場合は左の通りである。

イ 死亡したるとき

ロ 死刑又は無期若くは二年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられたるとき

ハ 日本の國籍を失ひたるとき

イ 死刑、懲役、無期又は三年以上の禁錮に處せられたるとき

ロ 前項以下の刑に處せられ又は素行修まらず帶動者たるの面目を汚す等の際も情状重きとき

十一 普通恩給を停止せらるる場合は左の通りである。

イ 再び現役に就き又は召集に依り部隊に編入せられたるとき、志願に依

り現職に就きたるとき(實在職一月未滿ならしむ)

ロ 將校にして文官、宮内職員、待遇職員、警察、刑務所職員又は官公立學校教職員(但し昭和八年十月一日以前に在りては)に任ぜられたるとき(待遇職員、警察、刑務所職員の場合は大正十二年九月三十日以前に軍人恩給を受けたるものは停止せられず)

ハ 二年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其期間(刑の執行の限りに在らず)の増加恩給に限り「ハ」の場合にのみ停止せらるるのである)

ニ 三十五歳未滿は六分の一、四十歳未滿は八分の一(増加恩給又は傷病年金を併給せられる者及昭和八年九月末日迄に就職したる者は除く)

十二 年金たる恩給(普通恩給、増加恩給、傷病年金及扶助料)を受けて居る者は、陸軍軍人及同遺族は昭和の偶數年に、海軍軍人及同遺族は昭和の奇數年に言ひ換へれば一年置に恩給受給權

兵役關係事項—恩給、年金、賜金、勳章年金、軍人傷痍記章

調査表（様式左記の通り）と稱する書面に戸籍抄本（妻以外の者が扶助料を受けて居る場合は戸籍謄本、共に當月又は前月作製のもの）を添附して、扶助料受給者以外はその年の一月中旬に、扶助料受給者は其の年の七月中に必ず直接内閣恩給局へ提出を要する。若し此の調査票の提出を怠ると之を提出すべき月から一期隔つた後の支給期以後の支給を即ち恩給は七月、扶助料は其の翌年の一月に支給せられるものから一時差止められることとなる。

- 一 恩給受給調査票
- 一 恩給證書記號番號
- 一 受給者住所氏名
- 一 受給調査期月

（用紙は成るべく半紙四つ切大若くは半切大とすること）

十三 勳章記章を佩用するは大禮服、通

常禮服、陸海軍制服其の他官にて定められたる制服着用のときに限るのである。但し功四級勳四等以下の勳章及記章は時宜に依り通常服（「フロック」又は「モーニング」）又は紋付羽織袴着用の節衣服の左助に佩用することが出来る。

- 十四 勳章記章等にて公然佩用し得るものは左の通りである。
- 勳章
- 從軍記章
- 佩用を許可せられたる外國勳章、同記章
- 射撃勳章
- 褒章（勳章）
- 憲法發布記念章及銀婚式記念章
- 韓國併合記念章
- 大禮記念章
- 戰捷記章
- 國勢調査記念章
- 勳功章
- 赤十字社勳章、同有功章

四八〇

十五 勳章を賜はりたる者左の事項の一に該るときは十四日以内に賞勳局へ届出づべきである。

- イ 任官轉官又は位階に叙せられ若しくは之を奪はれたるとき
- ロ 外國に旅行し又は外國より歸朝したるとき
- ハ 轉籍又は族稱を變更したるとき
- ニ 氏名變更のとき
- ホ 死亡のとき（遺族又は親戚より）

軍人傷痍記章

- 一 軍人傷痍記章は恩給法に依り軍人（准軍人を含む）としての増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受くる者に授與する爲設けられたるものである。
- 二 本記章は甲乙の二種がある。甲種記章は戰闘又は戰闘に準すべき公務に基因する傷病の爲め増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受くる者に、乙種記章は其の他の傷病の爲め増加恩給、傷病

年金又は傷病賜金を受くる者に授與せらるるのである。

- 三 本記章は本人の願出に依つて陸軍關係の者には陸軍大臣より、海軍關係の者には海軍大臣より授與せられる。本記章を授與せらるる者には同時に軍人傷痍記章授與證書を授與せられる。
- 四 本記章は右助に佩ひ佩用中は傷痍記章授與證書を携帯すべきものである。
- 五 本記章を受けんとする者は下記様式の願書を直接（海）陸軍省に差出す。

軍人傷痍記章

- 甲種
- 乙種



兵役關係事項—軍人傷痍記章

軍人傷痍記章授與願

元何兵第何聯(大)隊第何中隊
官、等級(元官、等級)位、勳、功 氏 名
年 月 日 生

舊氏名何某(恩給證書(兼定通知書)受領當時ノ氏名ト軍人傷痍記章授與當時ノ氏名ト異なる者ニ限リ記載スルモノトス)

傷病ノ基因及症狀 明治三十七八年戰役ニ於テ第何軍ニ屬シ何年何月何日何地攻撃ノ際右腰部ニ骨折銃創ヲ受ケ遂ニ膝關節以下ヲ切斷シ(公務ノ爲何病ニ罹リ何々ノ機能障害ヲ胎シ)何年何月何日兵役免除目下義足ヲ用ヒ歩行ニ支障ナシ云々

右ハ何年何月恩給法ニ依リ甲(乙)號ノ増加恩給(傷病年金又ハ傷病賜金)ヲ受領致候間軍人傷痍記章授與相成度候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地
居住地 府縣郡市區町村字番地

陸軍大臣 爵氏 名 殿
年 月 日
氏 名 印

(用紙美濃白紙)

備考 傷病ノ基因及症狀ハ増加恩給(傷病年金又ハ傷病賜金)ヲ受領スルニ至レル病症ノ基因及目下外觀ニ現ハレタル症狀ヲ正確ニ記述スベシ。特ニ人目ニ觸ルベキ著シキ症狀ハ具體的ニ記述スルヲ要ス

六 本記章を有する者が死刑又は無期若しくは二年以上の懲役若しくは禁錮の刑に處せられたるときは褫奪せられ、二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときはその佩用を停止せらる。(但し刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは停止せられず) 又不正に行使したるときはその佩用を一時停止せられ又は褫奪せらるることがある。

七 昭和九年八月十日勅令第二百四十五號を以て更に軍人傷病記章令を改正せられ下士官以下は勿論准士官以上にも傷病年金者に對しては前項同様之を授與せらるる如く範圍を擴張せられたのである。そこで軍人傷病記章授與資格者は大別して増加恩給(恩給法施行令第二十四條) 傷病年金(同施行令第二十四條ノ二) 傷病賜金(同施行令第三十一條) 受給者の三種となつた次第で其の授與證書の様式を示せば下記の如くである。

* 軍人傷病記章授與證書 *	
甲(乙)種第 號	官等級(元官、等級)位、勳、功 氏 名
	年 月 日 生
基 因 (何々戰役何地戰闘ニ於ケル負傷ニ基因シ何々……) 及症狀	
右恩給法施行令第二十四條第何項(第二十四條ノ二第何款) (第三十一條第何目) 症該當者ナルヲ以テ頭書ノ軍人傷病記章ヲ授與ス	
昭和 年 月 日	陸 軍 省 圖
* * *	

八 以上は軍人傷病記章及同授與證書に關して極く簡単に述べたのであるが詳細に付ては直接陸軍省人事局恩賞課に

照會するが便宜である。

軍人遺族記章

- 一 軍人遺族記章は名譽ある戦傷病死者軍人の遺族たることを表彰するため設けられたるものにして其の授與資格は大別して次の如くである。
 - (一) 戦地(之に準ずる事變地を含む以下之に同じ)に於て戦死したる軍人の遺族
 - (二) 戦地に於て傷病を受け又は疾病に罹りたる軍人にして之が爲三年以内に死亡したる者の遺族
 - (三) 陸軍大臣又は海軍大臣に於て前二號に相當する者と認むる軍人の遺族
- 二 軍人遺族記章は遺族の願出に依り陸軍大臣又は海軍大臣之を授與し其の範圍及順位は死亡したる軍人の屬したる様式(用紙半紙)

家と同一の家に在る寡婦、子、父、母、祖父、祖母、孫の範圍及順位に従ひ其の一人に之を授與せらる。尙前記遺族のない時は同一の家にある兄、弟、姉、妹の中一人に其の年長の順位に従ひ授與せらる。但し遺族が禁錮以上の刑に處せられた

る者なる時は拜受、繼承、又は佩用の資格がない。又其の家を去りたる時も同様である。三 軍人遺族記章は之を右肋に佩用し其の佩用中は軍人遺族記章授與證書を携帶しなければならぬ。四 軍人遺族記章の形状は次の如し。



正面



五 軍人遺族記章の授與願は次の様式で本籍の市區町村長の奥書蓋印を受け戸

籍抄本を添へ直接陸軍省に宛てて之を差出せばよい。

軍人遺族記章授與願

兵役關係事項—軍人遺族記章

四八四

一 故人ノ身分	何兵第何聯(大)隊第何中隊 官、等級(元官、等級)位、勳、功	氏	名
二 故人ノ生年月日	年 月 日生		
三 故人死亡ノ原因	第何師團何隊ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ戰死ス又ハ何師團何隊ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ負傷シ何年何月何日何地ニ於テ之ガ爲死亡ス等ト其ノ要旨ヲ明記スベシ		
四 軍人遺族記章ヲ受クヘキ最先順位ノ遺族	本籍 府縣郡市町村字番地 居住地 府縣郡市町村字番地 故人トノ續柄 氏 名		
右ノ通ニ付軍人遺族記章授與相成度候也	府縣郡市町村字番地 故人トノ續柄 氏 名		
陸軍大臣 爵 氏 名殿	年 月 日	氏 名	印

六 軍人遺族記章授與證書様式は次の如

くである。

面 表

	第 號	折 目	注 意	
* ← 八 糎 → *	* ← 八 糎 → *	* ← 八 糎 → *	* ← 八 糎 → *	* ← 八 糎 → *
← 八 糎 →	← 八 糎 →	← 八 糎 →	← 八 糎 →	← 八 糎 →
← 八 糎 →	← 八 糎 →	← 八 糎 →	← 八 糎 →	← 八 糎 →

(紙厚紙用 式様)

兵役關係事項—軍人遺族記章

四八五

裏

面

軍人遺族記章授與證書

故陸(海)軍、官、等級、氏名、寡婦(長男長女等)

氏名

右軍人遺族記章令ニ依リ軍人遺族記章ヲ授與ス

陸(海)軍省 印

年 月 日

軍人遺族記章繼承之證

繼承年月日	繼承者氏名及死亡軍人トノ續柄	市町村長證印	繼承ノ理由
昭和、六、九、四	亡何某長男 何某	何縣何郡何村長 何某	前受有者妻何某死亡セシニ因ル

折……………目……………

↑……………十四種……………
……………十三種……………↓

←……………八……………→ ←……………八……………→

←……………八……………→

以上は軍人遺族記章に關して大略を記述したのであつて尙詳細については居住地の市區町村役場へ尋ねらるるがよい。又之に關する規定は昭和六年八月四日の官報に掲載してある勅令第二百四號軍人遺族記章令及陸海軍省令第一號の軍人遺族記章令施行規程を參照せられたい。

雜 件

一 在郷軍人にして陸軍の取扱に係らざる官公職(恩給法の適用を受ける公務員、公務員に準ずべき者、宮内職員を謂ふ)に就きたるとき、位勳時に異動ありたるるとき、褒章等を授與せられたるとき、懲罰懲戒せられたるとき、恩給法第三十三條乃至第三十六條、第三十八條、第九十一條、第九十二條に依り恩給年を加算せらるべき資格、(其の始終期と爲すべき港灣、勤務地發着年月日國境關東州界通過の年月日又は服

兵役關係事項—雜件

務の年月日等)に異動ありたるときは左記様式に依り十四日以内に本人(事故の爲本人より届出を爲し能はばるる場合に於ては戸主、家事擔當者又は之に

準ずる者)より本籍地市區町村長を経て聯隊區司令官に届出づべきである。

(用紙適宜)

兵 籍 異 動 届

異動ノ時 何年何月何日

異動事項 任何官(何地勤務を命ゼラレ何年何月何日何港出發、何月何日何港上陸、月日國境通過、月日何地著等)

本籍地 何々

右及御届候也 徵集年 役種 官等級 氏 名

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿 右 氏 名 印

二 在郷軍人は左の場合に陸軍刑法陸軍懲罰令の適用を受けるのである。

イ、召集中

ロ 召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服するとき

ハ 陸軍の制服着用中又は現に服役上

兵役關係事項一雜件

の義務履行中（服役上の義務履行中とは簡閱點呼參會等の場合である）

折目	折目	折目
年月日 官位勳功爵 氏名	謹ミテ 新年ヲ賀シ奉ル (紀元節) (天長節) (明治節)	

ニ 志願に依り國民軍に編入せられ其の服務中

三 有位有勳者にして新年、紀元節、天長節又は明治節に宮中に參賀することの出來ぬ者は上記の賀表を宮内省式部職へ書留郵便又は使丁を以て差出すべきである。

右に用ゆる料紙は大廣奉書積二ツ折である。但し美濃紙薄葉を代用することは差支ないのである。

四 在郷下士官兵の制服（帶劍を除く）を著用し得る場合は左の通りである。

イ 滿期歸郷のとき
 ロ 召集若しくは簡閱點呼のとき

四八八

ハ 演習又は觀兵式參觀のとき
 ニ 賀儀親祭のとき

ホ 以上掲げたるものの外在郷軍人の資格を表すとき

五 軍服着用の場合左の諸點に注意すべきである。

イ 衣袴は同一制式のもの揃へて着用し異制式のもの混用することは宜しくない。

ロ 夏季冬衣袴を着用することは制服所持數の關係上避け難きも、出來得る限り季節に伴ふ時服を着用すること。

ハ 軍服と他の服と混用することは宜しくない、例へば軍服の上に「インパネス」を混用するが如きことである。

ニ 軍服の一部を着用し日傘、雨傘の類を翳し或は草履、下駄等穿つが如き又は普通の帽子を冠るが如きは

宜しくない。

ホ 軍服を着用し大なる風呂敷包を背負ふが如きは之れ亦適當ではない。

六 軍隊手帳又は補充兵證書は常に大切に保持し萬一紛失又は盗難、焼失、流失したときは本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に其の再下附

を左記様式に依りて願出づべきである。軍隊手帳再下附の場合には不可抗力に依るものの外代金を納附すべきものである。

(用紙適宜)

軍隊手帳(補充兵證書)再下附願	
事由	何々々
昭和 年 月 日	
徵集年	役種 官等級 氏名 印
何聯隊司令官殿	
右軍隊手帳(補充兵證書)再下附相成度及御願候也	

武官退職後の参考

事項

勳位

兵役關係事項一武官退職後の参考事項

(有位者心得)

一、勳等功級に叙せられ又は記章褒章を授與せられた者族籍、氏名を變更したときは其の旨を速に賞勳局に届出づる

のである。

變更後未だ届出ない者も亦同じ(第一、第二様式)

前項の者死亡したるときは家督相續人、戸主又は親族より届出るのである。死亡後未だ届出でない者も亦同じ

(第三様式)

年金受給者死亡したるときは死亡届(第十一様式)に戸籍謄本を添附し受給者戸主なりしときは家督相續人より非戸主なりしときは遺産相續人より、支給郵便局を経て貯金局へ差出すのである。

受給者其の期に屬する年金を受領せずして死亡したる場合(例へば一月以降死亡したるときは六月に受領すべき分を、七月以降死亡の場合は十二月に受領すべき分)は當該年金支給期に於て相續人に其の金額を郵便局より給せらる。

右金額受領後金醵勳章年金は遺族より

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

年金繼承の手續を爲すべきものである。

二 金鵝勳章年金受領者死亡したる時は仍一年間遺族に其の年金を賜ふ。

前項の場合に於て年金受領期間本人及遺族を通じて五年に満たないときは五年に満つるまで遺族に其の年金を賜ふ。

前項の遺族とは寡婦孤兒父母及祖父母にして年金領者生存中より戸籍簿に登録したる者並家督相續人及戸主を謂ふのである。

三 金鵝勳章年金令に依り遺族に賜ふ年金支給の期は年金受領者の死亡六月三十日以前に在るものは七月一日に始まり翌年六月三十日を以て終り、其の死亡七月一日以後に在るものは翌年一月一日に始まり十二月三十一日を以て終るのである。

年金を繼承したる者其の受領期日前に死亡し戸籍を去り又は禁錮以上の刑に

四九〇

給郵便局を経て本人へ戻される。

六 年金支給郵便局を變更するには支給郵便局變更請求書(第五様式)を新舊何れかの郵便局へ差出すのである。

七 勳章及記章所有者が死亡した場合に遺族は之を保管するのである。

八 有位者本籍變更又は氏名更改のときは本人より第六様式に依り死亡のときは遺族又は親族より第七様式に依り其の旨を宮内省宗秩寮へ届出るのである。

恩給

一 將校の退職後に給與される恩給には普通恩給

一時恩給

増加恩給

傷病年金
の四つの區別がある、普通恩給は在職年が(加算年を含む)十三年以上に達したる者に、一時恩給は在職年が三年以上十三年未満の者に、増加恩給は職

闘又は公務の爲傷病を受くるか若しくは疾病に罹り之が爲め不具發疾になつた者に給せらるるもので普通恩給と増加恩給は終身、一時恩給は一時限り支給せらるるものである。(但し昭和八年九月三十日迄の退職者は従前の通りとす)傷病年金は今次恩給法改正に當り新に設けられたる制度であつて、公務の爲、永續性を有する傷病を受け又は疾病に罹り不具發疾に至らざるも勅令の定むる程度に達し之れが爲其の職に堪へずして一年以内に退職したる場合に給せらるべきもので固より普通恩給と併給差支へなきものである。尤も此の制度の適用を受くべき者は昭和九年四月一日即ち傷病年金制度の施行後公務傷病に罹りたる者に限られて居る。(下士官、兵に對する本制度の説明は之を省略す)

是等の恩給は何れも當事者即ち本人から請求書を差出して内閣恩給局長の裁

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

定を経てから其の金額を受領し得るものであつて其の請求期限は恩給を受くる事由の發生後七年以内と定められてある。左に其の請求手續等に就て記述する。

二 過般の滿洲事變の從軍加算は昭和八年十二月内閣告示第五號及同十一年二月内閣告示第二號を以て公布せられた。

從前退職者にして本加算を附せられたる結果新に普通恩給受給資格を生じ或は既に受けある普通恩給額の基礎在職年に異動を生じたる場合に在りては前者は後章記載の普通恩給請求の手續に依り普通恩給請求書類を、後者は更正請求書(第十三様式)に履歴書及戸籍抄本を添附し普通恩給請求の場合と同様の手續に依り提出するを要する。此場合既得の恩給證書は當局恩賞課より提出方指示ある迄受恩給者に於て保管し新證書發布時迄に於ける恩給支給に支

障なからしめてみる。

〔普通恩給〕

一 恩給法改正の結果昭和八年十月一日以後退職の者は在職年十三年以上に達せざれば普通恩給を受くる資格を生じない。

但し昭和八年十月一日に於て既に在職年十一年以上に達しある場合は假令十三年以上に達せずして退職するも普通恩給を受くることを得。此場合に於ける恩給額は假定俸給年額の百五十分の一に相當する金額を控除したるものとなる。例へば十一年にして退職する時は其の恩給額は假定俸給年額の百五十分の四十八となるが如し。

二 恩給法改正の結果恩給年額が千圓以上にして其の恩給外の所得の年額が五千圓を超ゆる時は恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を昭和八年十月より停止せらるることとなつた。

但し恩給の支給年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の二割を超ゆることはない。

此の所得とは所得税法に規定する個人第三種所得と同範圍の所得及第二種乙に屬する一部(例へば法人より受くる利息の配當、剩餘金の如きもの)を謂ふ。恩給額停止に關しての所得の申告は更めて別に之を爲すを要しない。從來軍人として恩給を受くる者が公立學校の職員に就職したる場合には軍人と教育職員と在職年を彼是通算せず從て此場合には軍人の恩給と教育職員との恩給を併給せられたが昭和八年十月一日恩給法の改正に當り此の制限を撤廢して在職年の通算を認められた結果同日以後教育職員に就職したるときは軍人の恩給は之を停止せらるることとなつた。

改正恩給法施行後就職した者が退職したる場合に於て適用せらるる制度であるから茲に解説せず。

(一)請求書(様式八)は退職當時の所屬部隊長から履歴書の下付を受け然る後該所屬部隊長へ差出すのである。此退職當時の所屬部隊長と云ふのは退職時に於ける兵籍保管處の長であつて、待命又は休職から豫備になつた者は本籍地所管の聯隊區將官(將官に在りては團長)在職中疾病の爲め願に依り豫備となつた者切ち在職中直に轉役した者は其の當時の部隊長を云ふのである。

(二)請求書には前記履歴書の外に戸籍抄本の添附を要する。此抄本は轉役後請求書提出迄の間に複製したるものに限るのであるから、轉役前の日附のものは無効である。

(三)請求書類は陸軍省へ請求書と戸籍抄本とが各貳通履歴書を三通差出す

べきものであるから、之れに經由部隊の控用とを加へて提出するのである。

(四)此の請求に對しては内閣恩給局長が裁定した後に恩給證書を複製して直接同局から請求者へ交付されるのである。證書を受領してから後のことに就ては別に記述する。

普通恩給請求書提出後恩給證書の交付に至る迄概略幾何の日時を要するやと謂ふに、經由廳及裁定官廳に於ける處理書類の多寡其他に依り確たる豫想は致し難きも、從來の事例に徴し請求書類に何等の不備なき場合に於ては約三箇月にして恩給證書の交付を受けらるべき筈であるが滿洲事變以來恩給業務繁劇を加へたる爲半歳以上にもなるものがある。斯の如く恩給證書交付せらるる迄に相當の長日時を要するは誠に同情に堪へないが中には提出書類の不備にして追究の爲照復に日時を徒費し

之が爲甚だしく遷延する場合も尠くないから、書類提出の當初に於て十分に注意を拂ふことが必要であつて、不備と認むる若干の例を示せば左の様なのである。

- 一 請求書及履歴書記載の姓名字體が戸籍抄本と一致せざるもの
 - 二 請求書記載の本籍地が戸籍抄本と一致せざるもの
 - 三 請求書に現住所の番地及寄留先等の明確を缺くもの
 - 四 請求書に記載の氏名に振假名を附せざるもの
 - 五 履歴書中氏名下に捺印漏のもの
 - 六 履歴書記載の生年月日が戸籍抄本と一致せざるもの
 - 七 退職前作成の戸籍抄本を添附しあるもの
- 註 待命は恩給法上は在職中であるから豫備役發令後作成せられたるものを要する次第である。

〔一時恩給〕

一 請求書(様式九)提出の順序其他は普通恩給の請求と同様なるも只戸籍抄本の添附を要しない。

書面及恩給診斷書の下付を受け此等の書類を添附して退職當時の所屬部隊へ差出すべきものである。(普通恩給の請求から直に陸軍省へ送達するものであるが增加恩給に伴ふ請求書は所屬部隊から聯隊司令官へ聯隊司令官から陸軍省へ送達する順序になつて居る)

二 此の請求に對しては内閣恩給局長が裁定した後に裁定通知書を直接同局から請求書へ送付されるから、請求者は此の通知書を豫て指定して置いた郵便局へ持參して現金の支給を受くるのである。

三 戸籍抄本を要すること及提出書類の通數は普通恩給の場合と同様である。尙、一旦増加恩給を受けたる後又は之を受けないものでも、退職後五年以内に不具發疫の程度が増進したり又は新に増加恩給を受くる程の症狀に達したときは増加恩給の改定又は新に増加恩給の給與方を請求するの途もあり、又其の五年を過ぎた後でも恩給審査會で不具發疫が公務に起因したることが顯著であると議決せられたるときは相當の増加恩給を給せらるる途があるが、恩給法第四十六條第二項及第三項の規定に依るので特別の場合である。

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

四九五

區司令官(居住地に在りては所屬地所管の區長)へ同五年を経過したる者の請求書類は直接本人より陸軍省へ差出すべきものである。

請求書式(第十條)

傷病年金の請求手續は前項増加恩給の場合と同様である。

請求書式(第十條)

請求書式(第十條)

一 給與金の受取方、受給者が内閣恩給局長より恩給證書の交付を受けたるときは、豫て請求書に指定して置いた郵便局で「印鑑届」の用紙を買ひ之に居所氏名等を書き入れ又印鑑欄に印章を押捺して其の郵便局へ差出して置く。其の際既に受取るべき金額のある場合は其の數日後には直接貯金局より通知があるから其の通知を受け次第該郵便局で現金を受領するのである。

十日迄の間に郵便局へ行つて受取るのである。
此の場合には毎時郵便局より給與金受領證書用紙を買つて之に金額氏名等を書入れ印章を押捺して恩給證書と共に差出せば宜しい。
二 代理受領の場合、事故の爲、自分で郵便局へ行くことが出来ない場合には代理人で受領することが出来る。此の場合には委任状を郵便局へ差出して(一)に記した手續に依れば宜しい。
三 改印、轉居の場合、何れも郵便局へ届出を要する。此等の場合は一々局の指示を受けるが宜しい。
四 改氏名の場合、恩給證書と戸籍謄本とを添へて内閣恩給局長へ届出を差出すのである。同局で其の届書を受領した後、其の證書の裏面に改氏名の事實を證明してから貯金局を経て戻して呉れる。
五 支給郵便局を変更する場合、便宜上

郵便局を変更する場合は恩給證書の種類、記號、番號、新舊支給郵便局、新支給局で支給を受ける初めての支給期月等を書いた請求書を新舊何れかの郵便局へ差出すのである。
六 振替預け入れの場合、支給期の都度恩給證書及印章を郵便局へ持つて行く等の手續を省く爲に、豫め貯金局へ恩給證書を寄託して置く方法がある。此の手續に依ると毎期の給與金は其の都度貯金局で直に本人の貯金に振替へて呉れる。
七 死亡したる場合、受給者が死亡した時は扶助料を受くべき順位の遺族(本該遺族なきときは相續人又は縁故者)から死亡届(第十一條)を郵便局を経て貯金局へ差出すのである。此の場合に死亡の月迄の給與金を受けて居らない時は貯金局から遺族又は相續人に對し其の金額を支給される。
〔遺族の扶助料〕

一 終身恩給を受けて居つたものが死亡した時は其の遺族に扶助料を給與される。其の扶助料を受け得らるる遺族並に其の遺族の順位は妻、未成年の子、父、母、成年の子(不具養失であつて生活つ之を扶養するもの)祖父、祖母である。是等の遺族は總て受恩給者が死亡した當時之と同一戸籍内に在るものに限るので、尙未成年の子は成年に達する迄扶助料を給せらるるのである。
二 右の遺族が若し受恩給者の死亡した後其の戸籍を去り又は結婚した時は扶助料を受くる資格を失ふのである。但し妻と子に限つては分家しても扶助料を受け得らるるのである。
三 扶助料を受けやうとする場合は直接内閣恩給局長へ請求書(第十二條)に恩給證書と戸籍謄本とを添へて差出すので

ある。此の請求書は何處も經由するの必要がないから請求者から新に書留郵便で内閣恩給局長(東京市麹町區丸の内)へ差出せば宜しい。
四 内閣恩給局長は前項の請求書を受けた後に調査の上裁定し請求書に對し直接扶助料證書を交付するのである。此の證書を受けた後の手續は普通恩給證書を受けた時と同様である。
尙前記遺族の無い場合に受恩給者の兄弟姉妹に一時限り扶助料を給せらるることもある。此は特殊の場合であつて其の兄弟姉妹が未成年にあるか又は不具養疾で生活資料を得るの途なく、且之を扶養する者の無い場合に限るのである。
〔恩給受給權調査〕

昭和八年十月恩給法改正の結果受恩給者は其の資格に付隔年毎に恩給受給權調査(第十四條)に戸籍抄本(妻以外の扶助料受給者は戸籍謄本)を添付して内閣恩給局長へ提出を要することとなつた。
此の受給權調査票は陸軍軍人として恩給を受くる者は昭和の偶數年の、海軍軍人としては奇數年の一月、同遺族として扶助料を受くる者は同じく其の七月中に提出すべきものである。此の調査票を提出せざるときは提出すべき月より一期隔りたる後の支給期以後の支給を一時差止められる。即ち一月に提出すべきことを定められある場合には七月の支給期より差止めらるることとなる。
尤も此の調査票を提出すべき月が恩給の裁定を受けたる月(證書の日附に在る月)の翌月より十二月以内に在るときは其の提出を要しない。

〔第一様式〕 (用紙美濃白紙)

有勳者身分異動届

本籍 何縣何郡何町大字何々何番地
 族稱 何縣士族

官位勳功爵 氏^ヲ 名^カ

一勳何等何々章 勳記第何號
 一功何級金鷄勳章 功記第何號
 年金證第何號

(右ノ外所有勳章及記章等全部列記シ且各勳記及
 證狀番號ヲ記ス)

右 年 月 日 何々ト改姓(改名)致候間及御届候也

年 月 日 氏 名[㊦]

賞勳局御中

〔第二様式〕 (用紙美濃白紙)

有勳者身分異動届

本籍 何縣何郡何町大字何々番地

賞勳局御中

〔第三様式〕 (用紙美濃白紙)

族稱 何縣士族

官位勳功爵 氏^ヲ 名^カ

一勳何等何々章 勳記第何號
 一功何級金鷄勳章 功記第何號
 年金證第何號

(右ノ通所有勳章及記章等全部列記シ且各勳記及
 證狀番號ヲ記ス)

右 年 月 日 何縣士族ト改メ候間及御届候也

年 月 日 氏 名[㊦]

賞勳局御中

有勳者身分異動届

本籍 何縣何郡何町大字何々何番地
 族稱 何縣士族

官位勳功爵 氏^ヲ 名^カ

一勳何等何々章 勳記第何號
 一功何級金鷄勳章 功記第何號
 年金證第何號

〔第四様式〕 (用紙美濃白紙)

(右ノ外所有勳章及記章全部列記シ且各勳記及證
 狀番號ヲ記ス)

右 年 月 日 死亡致候間及御届候也

家督相續人(戸主又は親族)
 年 月 日 何之某[㊦]

賞勳局御中

〔第五様式〕 (用紙半紙白紙)

年 月 日

右寡婦(孤兒)(父母)(祖父母)
 氏 名[㊦]

賞勳局總裁爵氏名殿
 (遺族ヨリ年金滙受願書モ此書式ニ準ジテ作
 ル)

年金滙受願 (年金滙受願ニハ必ず年金滙ト戸籍簿
 本ヲ添ヘ地方廳ヲ經テ差出スベシ)

府(縣)郡(市)町(村)番地 華士族平民

故官位勳功爵氏名寡婦(孤兒)(父母)(祖父母)
 氏 名
 何年何月生

功何級金鷄勳章年金證第何號
 歲額何百何圓

右ハ夫(父等)氏名何年何月何日死亡候ニ付金鷄勳
 章年金令第三條ニ依リ何年一月ヨリ同年十二月マ
 デ(何年七月ヨリ何年六月マデ)一年間私拜受仕度
 別紙年金證並戸籍簿本相添此段奉願候也

支給局變更請求書

一給與金の種類 金鷄勳章年金
 一證書記號番號 旭日勳章年金
 一舊支給局
 一新支給局
 一舊居所
 一新居所
 右請求候也

年 月 日 肩 氏^ヲ 書 名^カ

貯金局御中

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

〔第六様式の一〕（用紙半紙白紙）

族 稱
本 籍
現住所
氏, 名

右何年何月何日何々ト改姓、又ハ何々ト改名致候ニ付御届仕候也
年 月 日
生年月日

位勳功 氏 名

宮内省宗秩寮總裁爵氏名殿

四九八

〔第六様式之二〕（用紙半紙白紙）

族 稱
舊本籍
新本籍
現住所
氏, 名

右何年何月何日死亡候ニ付御届仕候也
年 月 日
生年月日

位勳功 氏 名

宮内省宗秩寮總裁爵氏名殿

〔第八様式〕（用紙美濃白紙）

族 稱
本 籍
現住所
氏, 名

右何年何月何日死亡候ニ付御届仕候也
年 月 日
生年月日

官位爵功 氏 名ノ遺族又ハ親族氏 名

宮内省宗秩寮總裁爵氏名殿

〔第七様式〕（用紙半紙白紙）

右何年何月何日前記ノ通り本籍變更致候ニ付御届仕候也
年 月 日
位勳功 氏 名

宮内省宗秩寮總裁爵氏名殿

〔第九様式〕（用紙美濃白紙）

普通恩給請求書
何年何月何日〇〇〇〇（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年 月 日
氏, 名

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

一時恩給請求書
何年何月何日〇〇〇〇（官職）ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年 月 日
氏, 名

兵役關係事項—武官退職後の参考事項

四九九

〔第十様式の一〕（用紙美濃白紙）

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

普通恩給請求書
増加恩給
何年何月何日〇〇〇〇（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給及増加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年 月 日
氏, 名

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式之二〕（用紙美濃白紙）
増加恩給請求書
何年何月何日〇〇〇〇（官職）ヲ退職致候處在職中ノ傷

兵役關係事項—武官退職後の參考事項

病(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付増加恩給ヲ給與相成度證書類相添へ請求候也
改定

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏

名

印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式之三〕(用紙美濃白紙)

傷病年金請求書

何年何月何日(官職)ヲ退職候ニ付傷病年金給與相成度證書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏

名

印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式之四〕(用紙美濃白紙)

傷病年金請求書

何年何月何日(官職)ヲ退職候處在職中ニ傷病(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金給與相成度證書類相添へ請求候也
改定

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏

名

印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式之五〕(用紙美濃白紙)

再診査請求書

何年何月何日退職ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未ダ傷病(疾病)回復セザルヲ以テ再診査相成度證書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

兵役關係事項—武官退職後の參考事項

死亡届

陸軍恩給

一給與金種類 二第……號

一證書記號番號 金……圓

一給與年額 何 某

一受給者氏名 何 某

右何年何月何日死亡候ニ付別紙戸籍謄本相添へ此段及御届候也

年 月 日

何縣何郡何町何番地

右遺族 何 某

名

貯金局御中

〔第十一様式〕(用紙美濃白紙)

本籍地

現住所

年 月 日

氏

名

印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十二様式〕(用紙美濃白紙)

扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者 氏 名

右者何年何月何日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證書類相添へ請求候也

本籍地

現住所

年 月 日

氏

名

印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

〔第十三様式〕(用紙美濃白紙)

恩給更正請求書

兵役關係事項—武官退職後の參考事項

退職當時の官職名 陸軍

年月日生

一退職年月日

昭和 年月日

一證書ノ記號番號

第 昭和 年月日 號

一證書ノ日附

金 昭和 年月日 號

一現恩給年額

局 圓

一支給郵便局

局 圓

昭和八年十二月内閣告示第五號ニ依リ恩給更正相成度此段請求候也

本籍地

現住所

昭和 年月日

氏 名 〇

内閣恩給局長氏名殿

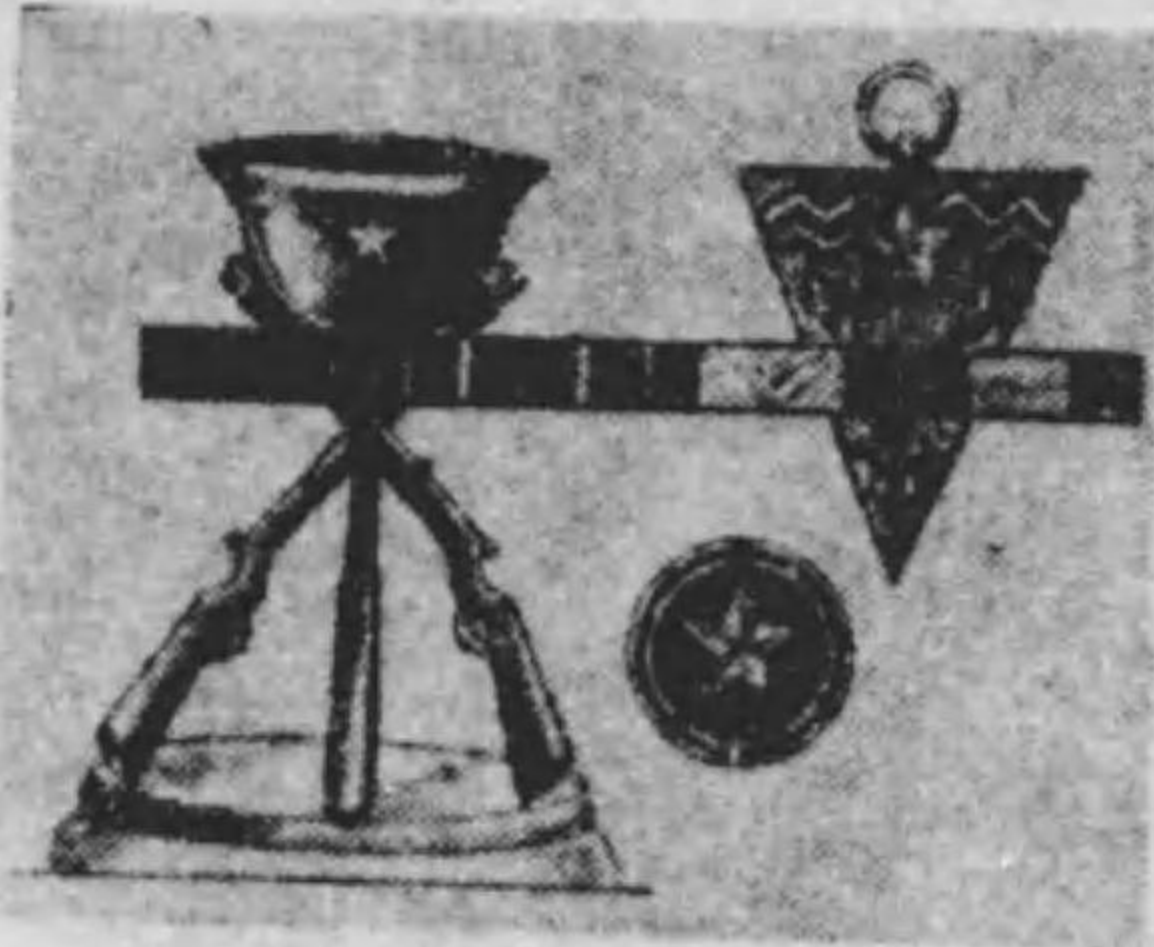
〔第十四様式〕(用紙半紙四つ切大又は半切大)

恩給受給權調査票

- 一 恩給證書記號番號
- 一 受給者住所氏名
- 一 受給權調査期月

昭和 年月

勳章とし略章



勳章・メダル
文銀・賞牌
金銀・略章
記念品

達用御軍海陸
下段九京東

會商章徽バキア

番一五六二 } 段九話電
番七九二三 }
番三一三三 } 京東替振
番八三六五 } 阪大替振

譽榮の製謹會商弊

- 參謀本部職員徽章謹製
- 陸軍士官學校職員徽章謹製
- 陸軍幼年學校職員徽章謹製
- 陸軍騎兵學校職員徽章謹製
- 陸軍兵器本廠職員徽章謹製
- 軍人會館職員徽章謹製
- 關東軍職員徽章謹製

四十餘年・苦心
研究を只一個の
石鹼の上に傾倒
して参りました

「安心して

使へる石鹼」

それが花王石鹼
でございます



純粋度九九・四 %
正價一個十錢

阪大・會商潮長社會式株鹼石王花・京東

帝國在郷軍人會本部
財團軍人會館
法人軍人會館

御指定御用達



梶屋運送店

店主 梶屋武雄

東京市牛込區若松町百十四番地

電話牛込一七五五番

總管東京六三一・一一番

出張所 麴町區九段一丁目七番地

電話九段四六七二番

自動車部 牛込區河田町十七番地

公私軍事關係諸團體

(順序不同)

一 帝國在郷軍人會

所在地 東京市麹町區九段一ノ五軍人會館内

【創立の趣旨】

明治四十三年、時の陸軍大臣たりし子爵寺内正毅が主として本會創立の任に當り、同年十月、明治天皇の御恩召を仰ぎ伏見宮員愛親王殿下を總裁に戴き、十一月三日の佳辰を下して發會式を擧げた。當時發表されたる設立の趣旨は次の如くである。

必任義務兵役ノ法實施以來在郷軍人ヲ主圖トスル尙武團體漸クソノ數ヲ加ヘ當時各町村殆ドソノ設立ヲ見ザルモノナキ盛況ヲ呈スルニ至リタリ。而シ

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會

テ之等ノ團體ハ主トシテ在郷軍人ノ品位ヲ高メ、國民ノ軍事思想ヲ啓發スルニ努メ、以テ過去戰役ニ於テ貢獻スル所渺カラズ。然リトイヘドモソノ設立及經營ハ從來全ク各郷個々ノモノニ屬シ、ソノ目的及行動ニ關シ連繫統一以テ之ヲ指導シ之ヲ振作スルノ機關ナシ、加之將來軍ノ編成ハ在郷軍人ノ精銳ヲ必要トスルコトイヨク切實ナルヲ以テ、復タ之ヲ當時ノ狀態ニ放任スルヲ許サザルニ至レリ、依テ各市區町村ニ於ケル在郷軍人ノ既設團體ヲ糾合シ、ソノ目的ヲ一定ニシ、ソノ行動ヲ整齊ニシ、尙未ダソノ設備ヲ見ザル地方ニ於テハソノ創立ヲ獎勵シ、以テ在郷軍人ヲシテ地方良民ノ模範タラシムル

會長の宣言書

(明治四三、一一、三)
會長 子爵 寺内大將

ト同時ニ益々軍人精神ノ鍛鍊ト軍事知識ノ増進トヲ圖リ、併セテ會員相互扶助慰藉ノ方法ヲ講究セシムトス、是レ帝國在郷軍人會ヲ設立スル所以ナリ

帝國臣民ノ武士的精神ニ富ムハ一國ノ精華トシテ宇内ノ稱揚措カザル所ナリ。最近戰役ノ大捷亦首トシテ之ニ因由スルヤ論ヲ俟タズ。而シテ國軍ノ要素タル在郷軍人ニ在リテハ一層此ノ精神ヲ發揚シ軍事ノ知識ヲ増進シ砥礪淬磨以テ皇室ノ屏翰タリ國家ノ干城タル負荷ニ堪フルコトヲ期スルハ蓋シ當然ノ義務ナリ

近時各地ニ勃興セル在郷軍人ノ團體ハ概シテ上述ノ目的ヲ有スト雖統一指導其ノ機關ヲ缺キ隨テ其ノ効果顯著ナルヲ得ズ時ニ或ハ其ノ行動正鵠ヲ失フノ虞ナキ能ハズ仍テ本官等相圖リテ帝國在郷軍人會ヲ設立シ總裁員愛親王殿下ノ旨ヲ奉ジテ

五〇五

之ガ糾合指導ノ任ニ膺ラントス其ノ目的
他ナシ在郷軍人ヲシテ善ク軍人タルノ本
分ヲ盡サシメントスルニ在リ即チ明治十
五年軍人ニ賜ハリタル 勅諭ノ精神ヲ奉
體シテ軍事能力ヲ増進シ相互ノ親睦ヲ悖
フシ其ノ品位ヲ高メ各自ノ業務ニ勵精シ
以テ國民ノ最良模範タラシメント是ナ
リ本會々員ハ一意専心此ノ趣旨ヲ遵奉シ
規約ノ定ムル所ニ從ヒ至誠以テ本會ノ發
達ヲ期セザル可カラズ萬一本會々員ニシ
テ此ノ團結力ヲ利用シ政治ニ干與スルガ
如キコトアラン乎當ニ軍人會設立ノ本旨
ニ乖戾スルノミナラズ弊害ノ及ブ所實ニ
測ルベカラザルモノアラントス是レ最モ
慎戒ヲ要スル一事ナリ茲ニ本部ノ發會ニ
臨ミ各員ノ努力ヲ前途ニ切望スト云爾
本會は當初陸軍軍人のみを會員とした
が、大正三年十月陸海軍協力提携するこ
ととなり、本會の組織は大要整ふに至つ
た。昭和二年本會創立記念日を定め、毎
年十一月三日各團體に於て式典を舉行す

ることとなつた。なほ同十一年九月廿五
日、勅令第三六五號帝國在郷軍人會及陸
海軍少令第一號帝國在郷軍人規程が公布
せられ、國家の公的團體として認めら
れ、茲に其の重要性強大性を加ふるに至
つた。

【特典】

- 一 天皇皇后兩陛下、皇太子皇太子妃兩殿下の行幸啓並に停車場通御の際は、各地方の在郷軍人會員は儀仗兵の妨げとならざる地域に於て奉迎奉送を爲すこと。
- 二 觀兵式觀艦式特別大演習等に臨御あらせらるるときは、差支なき限り會員は式場又は一定の地區に於て拜觀の光榮を得ること。
- 三 皇族御旅行の時は各地方の在郷軍人會は敬意を表する爲代表者を出すの名稱を有すること。
- 四 毎年日時と人員とを定め離宮及振天府建安府拜觀を差許さるるの光榮を得

ること。
五 觀櫻觀菊等の御宴を催されるときは、其の後日に於て毎年一定の人員を限り苑内拜觀を差許さるるの光榮を得ること。
其他數多き特典を附與さる。

勅語

(大正三年十一月三日)

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本文ヲ盡サムコトヲ期セヨ

奉答 (大正三年十一月四日) (會長 伯耆寺内大將)

今回在郷軍人會ニ優渥ナル 勅語ヲ賜ヒ内帑金拾萬圓 御下賜セラル 聖旨安遠臣等感激恐懼ノ至リニ堪ヘス爾今益々奮勵努力誓テ 聖恩ニ答ヘ奉ランコトヲ期ス

勅語

(大正四年十二月二日)

朕親シク帝國在郷軍人會會員ヲ閱シ其ノ健在ヲ憐フ汝等益々奮勵克ク其ノ本分ヲ盡シ以テ朕カ倚信ニ副ハンコトヲ期セヨ

奉答 (大正四年十二月二日) (總裁 貞愛親王)

陛下茲ニ帝國在郷軍人會會員ヲ親閱アラセラレ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ貞愛等感激ノ至ニ堪ヘス益々奮勵努力以テ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス貞愛帝國在郷軍人會會員一同ヲ代表シ謹ミテ奉答ス

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會、帝國在郷軍人會令

勅語

(昭和三年十二月三日)

朕親シク帝國在郷軍人會會員ヲ閱シ其ノ勇健ヲ憐フ汝等克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ深ク時勢ノ推移ニ鑑ミ益々其ノ本分ヲ盡シ同心協力以テ朕カ倚信ニ副ハンムコトヲ期セヨ

奉答 (昭和三年十二月三日) (總裁 載仁親王)

陛下親シク帝國在郷軍人會會員ヲ閱セラレ優渥ナル 勅語ヲ賜フ洵ニ感激ノ至ニ堪ヘス載仁等益々奮勵各々本分ヲ盡シ以テ 聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス

勅語

(昭和十一年十一月三日)

朕時勢ノ推移ト國防ノ整備トニ鑑ミ茲ニ帝國在郷軍人會ノ組織ヲ確立セシム汝在郷軍人克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕カ倚信ニ副ハンムコトヲ期セヨ

奉答文

(昭和十一年十一月三日) (海軍大臣 永野 修身 陸軍大臣 伯耆寺内 壽一)

帝國在郷軍人會ノ組織確立ニ當リ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ敬慮深遠恐懼感激ノ至リニ勝ヘス臣等益々奮勵各々其ノ本分ヲ盡シ以テ 聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス

帝國在郷軍人會令

(昭和一一、九、二四日) (勅令 第三六五號)

第一條 在郷軍人其ノ精神ヲ鍛鍊シ軍事

公私軍事關係團體—帝國在郷軍人會令、帝國在郷軍人會規程

五〇八

在郷軍人會ト爲ルコトヲ得

帝國在郷軍人會規程

(昭和一一、九、二五日) 陸海軍省令第一號

能力ヲ増進シ榮ホテ社會ノ公益ヲ圖リ
 風教ヲ振作シ國家ノ干城國民ノ中堅タ
 ルノ實ヲ舉ゲル目的ヲ以テ帝國在郷軍
 人會ヲ組織セントスルトキハ陸軍大臣
 及海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ
 帝國在郷軍人會ノ組織、會員ノ資格、
 加入及脱退其ノ他帝國在郷軍人會ニ關
 シ必要ナル事項ハ陸軍大臣及海軍大臣
 之ヲ定ム

第二條 陸軍大臣及海軍大臣ハ帝國在郷
 軍人會ヲ監督ス

陸軍大臣及海軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ
 依リ陸海軍部隊ノ長ヲシテ帝國在郷軍
 人會ヲ監督セシムルコトヲ得

第三條 政府ハ帝國在郷軍人會ニ對シ豫
 算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコ
 トヲ得

第四條 帝國在郷軍人會ハ附屬第一ニ定
 ムル會旗ヲ使用スルモノトス(附屬略)
 帝國在郷軍人會會員ハ附屬第二ニ定ム
 ル會員徽章ヲ佩用スルモノトス(附屬

略)
 會旗ノ使用及會員徽章ノ佩用ニ關シテ
 ハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ定ム

第五條 帝國在郷軍人會ハ政治ニ干與ス
 ルコトヲ得ズ

第六條 陸軍大臣及海軍大臣ハ帝國在郷
 軍人會ニ對シ徵募、召集、徵發、防衛
 等ニ關シ協力ヲ求ムルコトヲ得

第七條 陸軍大臣、海軍大臣及第二條第
 二項ニ規定スル陸海軍部隊ノ長ハ帝國
 在郷軍人會ニ對シ會務ニ關スル報告ヲ
 徴シ會務執行又ハ會計ノ狀況ヲ検査シ
 及監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ
 得

附 則

本令ハ昭和十一年十月十一日ヨリ之ヲ施
 行ス

本令施行ノ際現ニ存シ陸軍大臣及海軍大
 臣ノ監督ヲ受クル帝國在郷軍人會ハ本令
 施行ノ日ヨリ一月以内ニ會則ヲ具シ陸軍
 大臣及海軍大臣ニ届出デ本令ニ依ル帝國

第一條 帝國在郷軍人會ハ聯合支部、支
 部、聯合分會及分會ヨリ成ル

第二條 帝國在郷軍人會ニ本部ヲ置ク

第三條 聯合支部ハ内地(樺太ヲ含ム以
 下之ニ同ジ)ニ在リテハ師管内、朝鮮
 ニ在リテハ朝鮮軍司令官ノ師團毎ニ定
 ムル區域(滿洲國間島省ハ第十九師團
 ノ區域ニ含ム)内、臺灣ニ在リテハ臺
 灣全島内、關東州及滿洲國又ハ北支那
 ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域内ニ
 在ル支部ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ區域内ニ於テ特別ノ事情ニ依リ
 支部ヲ組織シ得ザル聯合分會及分會ア
 ルトキハ之ヲ當該聯合支部ノ組織ニ編
 入ス

第四條 支部ハ内地ニ在リテハ聯隊區

内、朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル區
 域内臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那
 ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域内、
 南洋群島ニ在リテハ全島内、其ノ他ノ
 地ニ在リテハ適宜ニ定ムル區域内ニ在
 ル聯合分會ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ區域内ニ於テ特別ノ事情ニ依リ
 聯合分會ヲ組織シ得ザル分會アルトキ
 ハ之ヲ當該支部ノ組織ニ編入ス

第五條 本部ニ關スル規程並ニ聯合分會
 及分會ノ組織ハ帝國在郷軍人會會則ニ
 於テ之ヲ定ム

第六條 聯合支部ハ内地ニ在リテハ師管
 ノ番號、朝鮮ニ在リテハ師團司令部所
 在地ノ地名、臺灣ニ在リテハ該名稱、
 關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ
 軍司令官ノ定ムル地名等ヲ冠稱ス

第七條 支部ハ内地ニ在リテハ聯隊區ノ
 名稱ヲ、其ノ他ノ地ニ在リテハ其ノ區
 域内ニ在ル著名ナル土地又ハ其ノ事務
 所在地ノ地名ヲ冠稱ス

第八條 帝國在郷軍人會ノ會員タル資格
 ヲ有スル者ハ豫備役、後備役又ハ退役
 ノ將校同相當官(海軍ニ在リテハ士官、
 特務士官)准士官、豫備役又ハ後備役
 ノ下士官、歸休兵、豫備兵、後備兵、
 第一補充兵、海軍豫備員、豫備役幹部
 候補生、豫備役候補候補生及第一國民
 兵在役ニル者トス

前項以外ノ者ヲ以テ會員ト爲スニ付テ
 ハ會則ニ於テ之ヲ定ム

第九條 前條第一項ニ規定スル者ニシテ
 帝國在郷軍人會ノ會員タラントスルモ
 ノハ其ノ屬セントスル分會ノ長ニ届出
 デ其ノ承認ヲ受クルモノトス

帝國在郷軍人會ノ會員ニシテ退會セン
 トスル者ハ理由ヲ具シ所屬分會ノ長ノ
 承認ヲ受クルモノトス

前項ノ外帝國在郷軍人會ノ會員ハ會員
 タル資格ノ喪失、死亡又ハ除名ノ事由
 ニ因リ退會ス除名ノ事由ハ會則ヲ以テ
 之ヲ定ム

第十條 軍司令官(朝鮮軍司令官ヲ除
 ク)、師團長及鎮守府司令長官(朝鮮ニ
 在リテハ要港部司令官)ハ管内ニ在ル
 聯合支部、支部、聯合分會及分會ヲ、
 聯隊區司令官(朝鮮ニ在リテハ師團長
 ノ定ムル者)及海軍人事部長ハ管内ニ
 在ル聯合分會及分會ヲ監督ス

軍司令官(朝鮮軍司令官ヲ除ク)ハ其
 ノ定ムル者ヲシテ臺灣、關東州及滿洲
 國又ハ北支那ニ在ル支部、聯合分會及
 分會ヲ監督セシムルコトヲ得

前項地域内ニ在ル海軍部隊ノ長ハ當該
 地域ニ在ル聯合支部、支部、聯合分會
 及分會ノ監督ニ關與ス

第十一條 帝國在郷軍人會ノ會計検査ノ
 施行ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 帝國在郷軍人會會長ハ陸軍大
 將又ハ海軍大將ノ中ヨリ、同副會長ハ
 陸軍中將及海軍中將ノ中ヨリ陸軍大臣
 及海軍大臣之ヲ推薦ス

第十三條 聯合支部長ハ當該師團ノ師團

公私軍事關係團體—帝國在郷軍人會規程

五〇九

帝國在郷軍人會會則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ昭和十一年勅令第三百六十五號帝國在郷軍人會令ニ依リ之ヲ組織ス
- 第二條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス
- 第三條 本會則中帝國在郷軍人會令ハ會令ト、帝國在郷軍人會規程ハ規程ト略稱ス
- 第四條 本部ハ之ヲ東京ニ置キ本會ノ指導監督機關トス
- 第五條 會令第五條ニ基キ本會ハ團體トシテ、本會會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ズ
- 第六條 本會則中郡、市、町、村トアルハ各左記下欄ノ地ニ相當ス
北海道、樺太ニ在リテハ支廳長ノ管轄區
臺灣ニ在リテハ州知事及廳長ノ管轄區

司令部附少將タル者（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）、支部長ハ當該師團區司令官タル者（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）ヲ以テ之ニ充ツ
臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ於ケル聯合支部長及支部長ハ軍司令官ノ指名シタル將校ヲ以テ之ニ充ツ
前二項以外ノ地域ニ於ケル支部長ハ陸軍大臣及海軍大臣ノ指名シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 要港部司令官及海軍人事部長（臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ所在海軍部隊ノ長）ハ必要ニ應ジ管内ニ於ケル聯合支部長及支部長ノ指導ニ參與ス

第十五條 帝國在郷軍人會ノ會旗ハ分會毎ニ一旒ヲ備ヘ團體ヲ表示スル場合ニ之ヲ使用スルモノトス

第十六條 帝國在郷軍人會ノ會員徽章ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニ之ヲ佩用シ軍服ニ在リテハ右胸部上衣襟ホ

第二節（海軍兵ニ在リテハ概ネ襟飾ノ結目）ト同等ノ高サニ裝著シ其ノ他ノ洋服ニ在リテハ軍服ニ準ズルモノトス
和服ニ在リテハ前項ノ例ニ依ル但シ羽織著用ノ場合ハ其ノ見返シニ裝著スルモノトス
第十七條 帝國在郷軍人會ヲ設立セントスルトキハ會則ヲ定メ陸軍大臣及海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ
會則ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
帝國在郷軍人會會則ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外事業、組織、會員、役員、會議、資産、會計其ノ他必要ナル事項ヲ記載スベシ

附 則

本令ハ昭和十一年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス
當分ノ内會員徽章ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ佩用セザルコトヲ得

朝鮮ニ在リテハ郡守、島司ノ管轄區

市 東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區
府尹、市尹ノ管轄區

町村 町村ニ準ズベキモノ（臺灣ニ於ケル郡及支廳長ノ管轄區ヲ含ム）

第二章 目的及事業

第七條 本會ハ會令第一條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業ヲ行フ事業ノ計畫及實施ニ付テハ左記其ノ一ノ要綱ニ則リ行事ハ其ノ二ノ各號ニ準據スルモノトス

- 其ノ一
 - 一 聖旨ヲ奉體シ軍人ノ本分ヲ恪守スルコト
 - 二 皇軍ノ任務ニ寄與スルヲ主眼トスルコト
 - 三 階級秩序ヲ重ンジテ鞏固ナル團體ヲ形成スルコト

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

- 四 犧牲奉公ノ實ヲ擧グルコト
- 五 實踐躬行ノ範ヲ郷黨閭里ニ垂ルルコト

其ノ二

- 一 勅諭、勅語、詔書捧讀式ヲ行ヒ四方拜、紀元節、天長節、明治節及康アル宮中式典當日ハ遙拜式ヲ行フコト
- 二 軍人精神ノ鍛鍊、軍事學術ノ研究及演練並ニ體育ヲ行フコト
- 三 會員ヲシテ應召準備ヲ整頓セシムルコト並ニ召集、徵發業務ヲ補助シ又ハ徵兵、徵募検査及簡閱點呼ノ際其ノ業務ヲ援助スルコト
- 四 精神修養、軍事及一般知識ノ増進並ニ團體及會員ノ指導連絡ノ爲講演ヲ行ヒ雜誌、圖書等ヲ發行シ其ノ他各種ノ施設ヲ講ズルコト
- 五 國防思想普及ノ爲適當ナル手段ヲ講ズルコト
- 六 本會創立記念日ニ式典ヲ行フコト

七

- 七 現役兵又ハ補充兵トシテ入營又ハ入團スル者及補充兵ニシテ未ダ入營セザル者ノ軍事教育ヲ行ヒ且入退營（團）者ヲ送迎スルコト
- 八 青年學校及青年訓練所ノ發達ヲ援助シ特ニ其ノ教練ヲ補助シ且青年團員及少年團員ノ誘掖指導ニ協力スルコト
- 九 會員、現役者及職（公）傷病軍人並ニ其ノ家族ニ對シ必要ニ應ジ慶弔、慰籍又ハ扶助ヲ行ヒ延テ社會ノ融和協調ノ美ヲ助成スルコト
- 十 過去戰役ヲ記念シ戰役死亡者及公務ニ起因スル死亡者ノ祭典ヲ補助シ且其ノ遺族及職（公）傷病軍人ヲ優遇スルコト
- 十一 御警備ニ關シ責任官憲ヲ援助シ公安ノ維持並ニ防衛及救護事業ニ協力スルコト
- 十二 思想ノ善導、風教ノ改善ニ協力スルコト

力シ社會公益事業ヲ補助スルコト
第八條 本會ハ本會ノ事業ト其ノ目的又
ハ種類ヲ同クスル事業ヲ行フモノアル
トキハ要スレバ之ト協同シテ該事業ヲ
實施シ又ハ之ヲ補助スルモノトス

第三章 組織

第九條 本會ノ組織ハ規程第一條乃至第
五條ニ依ル

第十條 本部ニ所要ノ部(課)ヲ置ク其
ノ細部ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第十一條 聯合分會、分會ノ新設、併合、
分限及廢止ハ支部長(本部直屬ノモノ)ハ會
支部長ノ承認ヲ經テ行フモノトス
海軍部ニ關シテハ聯合分會、分會ノ場
合ニ同ジ

第十二條 聯合分會ハ内地(樺太ヲ含ム)
ニ在リテハ各郡市ノ區域内ニ、朝鮮、
臺灣、關東州、南洋群島及其ノ地ニ在
リテハ特定ニ定ムル區域内ニ在ル分會ヲ
以テ組織ス但シ工場、鑛山、會社、鐵
道等ノ分會ハ其ノ事務所所在地ノ聯合

分會ノ組織ニ編入ス

第十三條 分會ハ本會ノ團結及事業實施
上ノ單位ニシテ各町村ノ區域内ニ在ル
會員ヲ以テ組織ス但シ外國領土ニ在リ
テハ其ノ地居住ノ會員ヲ以テ分會ヲ組
織スルコトヲ得

工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ
在リテハ其ノ所屬ノ會員ヲ以テ分會ヲ
組織スルコトヲ得

市及聯合分會ヲ設置シアル町村ニ於テ
同一聯合分會ノ區域内ニ居住スル海軍
正會員多數ニシテ分會トシテ事業ヲ實
施セシムルヲ適當ト認ムルトキハ支部
長ニ於テ會長ノ承認ヲ受ケ當該聯合分
會内ニ海軍正會員ヲ以テ分會ヲ組織セ
シムルコトヲ得

第十四條 前二條ノ外必要アル場合ニ於
テハ郡ノ區域内又ハ市ニ數箇ノ聯合分
會ヲ、同一支部管内ニ於ケル隣接スル
郡ノ區域又ハ其ノ一部ヲ合シテ一箇又
ハ數箇ノ聯合分會ヲ、町村内ニ一箇ノ

聯合分會又ハ數箇ノ分會ヲ組織スルコ
トヲ得

第十五條 分會ハ行政區劃、小學校通學
區域又ハ交通等其ノ地方ノ狀況ニ從ヒ
通常班ニ區分ス

班ハ更ニ最寄若干ノ人員ヲ以テ組ニ區
分スルコトヲ得

第十六條 協同ノ事業ヲ處理スル爲必要
アル場合ニハ支部長ノ承認ヲ經テ左ノ
區分ニ從ヒ聯合分會ヲ設置スルコトヲ得

一 大ナル都市ニ於テハ聯合分會ノ
聯合會但シ一都市ニシテ二箇以上
ノ支部ノ區域ニ亘ル地ニ在リテハ
聯合支部長ノ承認ヲ經テ之ヲ設置
シ關係支部長ノ協同監督ヲ受クル
モノトス

二 工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各
箇所ニ於テ數箇ノ分會ヲ有スルモ
ノニ在リテハ分會ノ聯合會

第十七條 前條ノ規定ニ依リ聯合分會ヲ設
置スルトキハ第一號ノ場合ニ於テハ關

係聯合分會ノ、第二號ノ場合ニ於テハ
關係聯合分會及分會ノ協議ニ依リ聯合
會規約ヲ定メ所屬ノ支部長又ハ聯合支
部長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十八條 聯合分會其ノ組織内ニ海軍分會ハ
海軍正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ
便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルト
キハ海軍部ヲ設置スルコトヲ得

海軍部ヲ設置シアラザル聯合分會ノ下
ニ在ル分會又ハ聯合分會ヲ組織シアラ
ザル分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當
ナル數ノ海軍正會員ヲ有スルトキ亦同
ジ

第十九條 聯合支部以下各團體ノ稱號ハ
概ネ左記例稱ニ從フ

規程第六條ニ從ヒ
帝國在郷軍人會第何師管
聯合支部
(龍山)(臺灣)(滿洲)(北

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

(支那)聯合支部
規程第七條ニ從ヒ

帝國在郷軍人會何支部
郡、市等ノ名稱ヲ冠シ
帝國在郷軍人會何郡(郡
南部)(市)(市北部)
(區)聯合分會

町村又ハ工場、鑛山、會
社、鐵道等ノ各箇所ノ名
稱ニ從ヒ
帝國在郷軍人會何町(村)
分會又ハ何市(町)(村)
海軍分會

朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國
領土ニ於ケル聯合分會及分會ハ前項ニ依
ルノ外通常其ノ區域内ニ在ル著名ナル土
地又ハ其ノ事務所所在地ノ名稱ヲ冠シ且

前記ノ例稱ニ準ズルモノトス

第四章 會員

第二十條 本會ノ會員ハ正會員、特別會
員及名譽會員ノ三種トス其ノ區別左ノ
如シ

一 正會員

(一) 規程第八條第一項該當者
(二) 前號ニ依リ會員タリシ者ニシ
テ其ノ役ヲ退キ前號ニ該當セザル
ニ至リタルモノノ中正會員タルコ
トヲ希望スルモノノ入會、退會ニ關シ
テハ規程第九條ニ
準

二 特別會員

現役將校同相當官(海軍ニ在リテハニシ
テ役員タル者及本會各團體ヨリ推薦
セラレタルモノ)

三 名譽會員

(一) 本會ヲ退キタル者ノ中功績顯
著ニシテ本會各團體ヨリ推薦セラ
レタルモノ
(二) 在郷軍人ニ非ズシテ特ニ本會

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

ニ助力ヲ與ヘ若ハ功勞アリタルモノ又ハ其ノ協力ヲ受クベキモノニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタルモノ

第二十一條 會員ノ所屬ハ左ノ區分ニ依ルモノトス

一 正會員ハ住所ノ分會ニ屬ス但シ本籍地以外ニ住所有スル者ハ住所ノ分會ニ屬スルノ外本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

二 工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ在ル正會員ハ當該分會ニ屬ス但シ前記分會ニ屬スル外住所又ハ本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

三 特別會員及名譽會員ハ其ノ推薦セラレタル團體ニ屬ス

第二十二條 分會ハ會員名簿ヲ備付ケ其ノ移動ヲ明ニスルモノトス必要アル場合ニ於テモ亦同ジ

第二十三條 會員ハ其ノ住所又ハ分會所屬ヲ變更シタルトキハ之ヲ關係分會

ニ届出ヅルモノトス

第二十四條 特別會員及名譽會員ノ推薦ハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ行フモノトス

第二十五條 正會員ニシテ會則ニ背キ本會ノ目的遂行上有害ト認メタルモノアルトキハ分會長ハ之ニ戒告ヲ與ヘ尙改

止又ハ除名スルコトアルベシ前項ニ依リ處分セラレタル者ニシテ改悛ノ狀顯著ナルトキハ前項ノ手續ニ準ジ之ヲ復活セシムルコトヲ得

第二十六條 正會員ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニハ成ルベク軍服ヲ着用スルモノトス

第五章 役員及顧問

第二十七條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名
副會長 若干名

五二四

總務 一名

參事 各若干名

第二十八條 聯合支部、支部ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 各若干名

第二十九條 聯合分會、分會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 各若干名

理事 各若干名

監事 各若干名

評議員 各若干名

班長 一名

同副長 若干名

長之ヲ囑託ス

二 聯合支部

聯合支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

聯合支部副長ハ聯合支部長ニ於テ其ノ一名ヲ聯合支部内ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ當該聯合支部ノ審議會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ聯合支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ聯合支部長之ヲ囑託ス

審議員ハ支部長ニ於テ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部内ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯合支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各支部ニ配當ス

三 支部

支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

支部副長ハ支部長ニ於テ其ノ一名

長之ヲ囑託ス

第三十條 役員ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ囑託スルモノトス

一 本部

會長及副會長ハ總裁之ヲ囑託ス

總務ハ正會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ正會員及特別會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參與ハ會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

審議員ハ内地ニ在リテハ支部長ニ於テ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部ノ正會員中ヨリ一名ヲ聯合支部長ノ承認ヲ經テ推薦シ朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國及北支那ニ在リテハ聯合支部長ニ於テ當該聯合支部ノ審議會ニ諮リ當該聯合支部ノ正會員中ヨリ

一名ヲ推薦シ且別ニ海軍人事部長ニ於テ鎮守府管區毎ニ海軍正會員中ヨリ審議員三名ヲ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

前項中海軍正會員ノ審議員ノ詮衡ニ關シテハ左ノ各號ニ依リ

一 鎮守府管区内ニ在ル支部ノ長ハ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部ノ海軍正會員中ヨリ一名ノ候補者ヲ推薦シ所屬聯合支部長ヲ經テ所管鎮守府ノ海軍人事部長ニ通報ス但シ支部ニシテ二以上ノ鎮守府ノ管區ニ亘ルトキハ其ノ支部ハ海軍正會員數多キ區域ノ鎮守府管區ニ屬スルモノトシ次期ノ推薦アル迄ハ海軍正會員數ニ移動アルモ其ノ所屬ハ之ヲ變更セズ

二 海軍人事部長ハ前號ノ候補者中ヨリ審議員ヲ推薦ス

審議會ハ所屬聯合支部及支部ノ審議員タルモノトシ聯合支部長又ハ支部

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

朝鮮、臺灣、關東州及滿洲支部分内ノ特別
 會中ヨリ、其ノ他ヲ當該支部ノ審
 議會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長
 ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
 參事及監事ハ支部内ノ正會員及特別
 會員中ヨリ支部長之ヲ囑託ス
 審議員ハ聯合分會聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會
 ノ評議會ニ於テ當該聯合分會聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會
 在リテハ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ
 支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ支部長
 ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各聯
 合分會聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會ニ配當ス但
 シ朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及
 外國領土ニ在リテハ狀況ニ依リ聯合
 分會及支部直屬分會數箇毎ニ其ノ人
 員ヲ配當スルコトヲ得

四 聯合分會

聯合分會長同副長ハ聯合分會評議會
 ニ於テ聯合分會内ノ正會員中ヨリ推

薦シ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告
 ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
 理事及監事ハ聯合分會評議會ニ於テ
 聯合分會内ノ正會員及名譽會員中ヨ
 リ推薦シ聯合分會長之ヲ囑託ス但シ
 海軍分會又ハ海軍部ヲ有スル聯合分
 會ニ在リテハ少クモ理事一名ハ海軍
 正會員中ヨリ之ヲ推薦スルモノト
 ス
 海軍部長同副長ハ聯合分會内ノ海軍
 正會員中ヨリ聯合分會長之ヲ推薦シ
 部長ニ在リテハ支部長ノ承認ヲ經テ
 會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託シ副
 長ハ支部長之ヲ囑託ス
 評議員ハ分會評議會ニ於テ當該分會
 内ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合分會長
 之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯合分會長ヨ
 リ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各分會
 ニ配當ス

五分 會

分會長同副長ハ分會評議會ニ於テ分

會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長ノ
 承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之
 ヲ囑託ス
 理事及監事ハ分會評議會ニ於テ分會
 内ノ正會員及名譽會員中ヨリ推薦シ
 分會長之ヲ囑託ス
 班長同副長及組長同副長ハ當該班
 (組)内ノ正會員ニ於テ當該正會員中
 ヨリ推薦シ分會評議會ノ承認ヲ經テ
 分會長之ヲ囑託ス
 評議員ハ分會ノ總會ニ於テ分會内ノ
 正會員中ヨリ推薦シ分會長之ヲ囑託
 ス
 海軍部長同副長ハ分會内ノ海軍正會
 員中ヨリ分會長之ヲ推薦シ部長ニ在
 リテハ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報
 告ニ依リ總裁之ヲ囑託シ副長ハ支部
 長之ヲ囑託ス

第三十一條

本會各團體ニ顧問ヲ置クコ
 トヲ得
 顧問ハ當該團體會員中ノ上級者若ハ先

輩、當該團體ニ對シ功勞アル者ハ地方
 名望家ヨリ推薦スルヲ例トス
 顧問ハ支部以上ノ團體ニ在リテハ其ノ
 長ニ於テ當該團體ノ審議會ニ諮リ、聯
 合分會、分會ニ在リテハ當該團體ノ評
 議會ニ於テ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ推薦
 シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
 第三十二條 本會ニ對シ功績特ニ顯著ナ
 ル陸海軍ノ長老ハ之ヲ會老ニ推舉シ總
 裁之ヲ囑託ス
 多年本會各團體ノ役員トシテ功績特ニ
 顯著ナリシ者ハ本部ノ名譽參與又ハ聯
 合支部、支部ノ名譽審議員トシ會長ノ
 推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
 第三十三條 役員及顧問ハ名譽職トス
 會老、顧問、名譽參與、名譽審議員及
 特別會員タル役員ハ任期ヲ定ムルコト
 ナシ
 前項以外ノ役員ハ其ノ任期ヲ三年トス
 但シ重任ヲ妨ゲズ
 補闕者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

第三十四條 役員交代ヲ行フ場合ニ於テ
 ハ後任者ノ就職スル迄ハ仍前任者ニ於
 テ其ノ職務ヲ行フモノトス
 第三十五條 役員ニシテ左ノ各號ニ該當
 スルトキハ第三十三條ノ任期ニ依ルコ
 トナク各團體ノ長ニ於テ囑託ヲ解キ或
 ハ囑託解除ノ手續ヲ採ルコトヲ得但シ
 第四號ニ依ル處分ヲナサントスルトキ
 ハ直屬上級團體ノ長分會ニ在リテハ聯合分
 會長ヲ經テ所屬支部長
 ノ承認ヲ經ルモノトス前條ニ依ル前任
 者ノ職務ノ執行ヲ停止セントスルトキ
 亦同ジ
 一 傷病疾病ニ因リ職務ニ堪ヘ難キ
 トキ
 二 本人ノ都合ニ因リ解職ヲ希望ス
 ルトキ
 三 制度組織ノ改廢等ニ因リ過員ヲ
 生ジタルトキ
 四 團體ノ統制ヲ紊リ又ハ名譽ヲ毀
 損スル等役員タルニ適セズト認メ
 タルトキ

第三十六條 會長ハ本會ヲ統轄ス
 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルト
 キハ其ノ職務ヲ代理ス
 總務ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ執行シ本
 部ノ業務ヲ掌理ス
 第三十七條 聯合支部長、支部長、聯合
 分會長及分會長ハ各所屬ノ團體ヲ統轄
 ス副長ハ各所屬團體ノ長ヲ輔佐シ其ノ
 長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
 第三十八條 參事及理事ハ各所屬團體ノ
 長本部ニ在リ
 テハ職務ノ命ヲ承ケ當該團體ノ會務
 ヲ執行ス
 第三十九條 監事ハ各所屬團體ノ長ノ命
 ヲ承ケ當該團體ノ經理ノ整否ヲ監査ス

第六章 會 則

第四十條 本部、聯合支部及支部ニ審議
 會ヲ置キ左ノ事項ヲ審議スルモノトス
 一 會則ノ改訂ニ關スル事項
 二 豫算、決算及財産ニ關スル事項
 三 審議員ヨリ提出スル事項
 四 其ノ他所屬團體ノ長ニ於テ必要

ト認メ會議ニ提出シタル事項

第四十一條 會長ハ必要ニ應ジ參與ヲ招集シ重要ナル會務ニ關シ諮問ヲ爲スコトアリ

第四十二條 本會各團體ノ長ハ必要ニ應ジ各所管團體ノ長ヲ集メ會議ヲ開クモノトス

第四十三條 聯合分會、分會ニ左ノ役員ヨリ成ル評議會ヲ置キ概ネ第四十條ニ定ムル事項ヲ決議スルモノトス

聯合分會評議會 聯合分會長、同副長、同評議員、海軍部ヲ設ケタル場合ニ於テハ同部長

分會評議會 分會長、同副長、同評議員、海軍部ヲ設ケタル場合ニ於テハ同部長

第四十四條 審議會又ハ評議會ノ議長ハ所屬團體ノ長^{本部ニ在リテハ總務}ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第四十五條 評議會ノ議事等ニ關シ必要ナル事項ハ所屬團體ノ長ニ於テ之ヲ定

メ支部長^{本部直屬ノ聯合分會、分會ニ在リテハ聯合支部長}ハ會長^{聯合支部直屬ノ聯合分會、分會ニ在リテハ聯合支部長}ヲ承認ヲ受クルモノトス

第四十六條 本部審議會ハ毎年概ネ一回會長ニ於テ之ヲ招集スルモノトス

第四十七條 聯合支部以下各團體ノ審議會又ハ評議會ハ所屬團體ノ長ニ於テ必要アル場合ニ之ヲ招集スルモノトス

第四十八條 理事及監事ハ所屬團體ノ評議會ニ、各團體ノ長ハ所管團體ノ評議會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十九條 分會ハ毎年少クモ一回總會ヲ開キ評議員ノ推薦、會務ノ報告等ヲ爲スモノトス

第七章 指導及監督

第五十條 本會ハ會令第二條ニ依ル監督ヲ受クルモノトス

第五十一條 本會各團體ノ長ハ各直屬ノ團體ヲ指導監督スルモノトス

體又ハ其ノ評議會ガ權限ヲ超エ法令ニ背キ又ハ本會ノ目的遂行上不適當ト認ムル事項ヲ議決シタルトキハ直屬上級團體長ノ意見ヲ聽キ之ヲ取消サシメ又ハ該決議ニ依ルコトナク之ヲ決裁スルモノトス

第八章 資産及會計

第五十三條 本會ノ資産ハ本部所屬ノ財産及聯合支部以下各團體所屬ノ財産ヨリ成リ其ノ區分左ノ如シ

一 本部所屬ノ財産

(一) 御下賜金

(二) 補助金

(三) 寄附ニ係ル動産及不動産

(四) 本部ノ事業ヨリ生ジタル收入

二 聯合支部以下各團體所屬ノ財産

(一) 御下賜金

(二) 聯合支部以下各團體ノ所有ニ屬スル財産並ニ其ノ財産及事業ヨリ生ジタル收入

(三) 聯合支部以下各團體ノ受ケタ

ル補助金、寄附ニ係ル動産及不動産、直屬系統ノ團體ヨリノ贈出金並ニ分會ニ在リテハ會員ヨリ贈出シタル會費

第五十四條 本部所屬ノ財産中左ノ各號ノモノハ本部ノ基本財産トス

一 御下賜金 ^{其ノ利息及本部審議會ニ寄リ其ノ用途ヲ定メタルモノヲ}

二 寄附ニ係ル動産及不動産 ^{寄附者ヨリ示シタルモノヲ除ク}

三 前二號ノ外本部審議會ニ諮リ基本財産ニ組入レタルモノ

第五十五條 本部所屬ノ基本財産ハ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ御下賜金以外ノ財産ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ本部審議會ニ諮リ之ヲ消費スルコトヲ得

第五十六條 本部所屬ノ基本財産ハ本部審議會ニ諮リ財團法人帝國在郷軍人會財團ニ其ノ保管ヲ委託スルコトヲ得

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會會則

第五十七條 本部所屬ノ財産ノ管理ニ關スル規程ハ前四條ニ定ムルノ外本部審議會ニ諮リ別ニ之ヲ定ムルモノトス

第五十八條 聯合支部以下各團體所屬ノ財産ノ管理ニ關スル規程ハ當該團體ノ審議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム但シ御下賜金ハ通常基本財産ニ組入ルモノトス

第五十九條 分會ハ當該分會ノ評議會ノ決議ニ依リ會員ヨリ會費ヲ贈出セシムルコトヲ得

第六十條 支部ニ在リテハ當該支部ノ審議會ニ諮リ、聯合分會ニ在リテハ當該聯合分會ノ評議會ノ決議ニ依リ直屬系統ノ團體ヨリ事業費ヲ贈出セシムルコトヲ得

第六十一條 本會ノ經費ハ本部所屬ノ基本財産以外ノ財産ヲ以テ、聯合支部以下各團體ノ經費ハ所屬ノ基本財産以外ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

第六十二條 會計年度ハ毎年四月一日ニ

始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六十三條 翌年度ノ豫算ハ其ノ年度開始前當該團體ノ審議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

前年度ノ決算ハ翌年度終了前當該團體ノ審議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ニ提出スルモノトス

第六十四條 本會ニ左ノ職掌ヲ設ケ役員及顧問ノ身分ヲ表示スル場合ニ之ヲ佩用スルモノトス

一 會長、副會長、聯合支部以下各團體ノ長、同副長ノ職掌

二 班長、同副長、組長、同副長ノ職掌

三 總務、參事、參與、理事、監事、審議員、評議員、海軍部長、同副長ノ職掌

四 顧問、名譽參與、名譽審議員ノ職掌

第六十五條 前條ニ規定スル徽章ノ制式ハ附圖第一ニ、其ノ佩用位置ハ附圖第二ニ依ル(附圖略)

第十章 表彰

第六十六條 本會ノ會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス

一 五年以上分會ニ在リテ此ノ間會員ノ模範ト爲リ特ニ表彰ノ必要ヲ認メタル者

二 役員ニシテ前後ヲ通算シ五年以上在任シ功勞勲カラザル者

三 特ニ賞揚スベキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタル者

第六十七條 前條第一號又ハ第二號ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ表彰後五年ヲ經過シ尙其ノ成績優良ナル者ニハ會長ヨリ功勞章ヲ授與ス

第六十八條 本會ノ會員ニシテ左記各號ニ該當シ優賞スベキモノト認メタル者ニハ會長ノ報告ニヨリ總裁ヨリ有功章

ヲ授與ス

一 前條ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ尙其ノ功績顯著ナル者

二 其ノ行爲特ニ他ノ儀表トナル者

第六十九條 分會又ハ分會以上ノ團體ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス

一 會員ノ團結又ハ團體ノ結合鞏固ニシテ優良ナル成績ヲ擧ゲ他ノ模範トナルベキモノ

二 特ニ賞揚スベキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタルモノ

第七十條 前條第一號ノ表彰ヲ受ケタル團體ニシテ尙其ノ成績優良ナルモノハ表彰後五年ヲ經過スル毎ニ更ニ表彰スルコトヲ得

第七十一條 會長ハ銃劍術、軍刀術又ハ射撃ノ成績優秀ナル聯合分會又ハ分會ニ賞狀ヲ、正會員ニ賞狀及徽章ヲ授與ス

第七十二條 有功章、功勞章又ハ武道(銃

劍術、軍刀術、射撃)徽章ノ制式ハ附圖第三、第四又ハ第五ニ、其ノ佩用位置ハ附圖第二ニ依ル(附圖略)

第七十三條 本會各團體ニ金品ヲ寄附セシモノ及會員ニ非ズシテ本會ノ趣旨ヲ贊助シ功勞顯著ナルモノニハ會長ヨリ謝狀又ハ會杯ヲ贈ルコトアルベシ

第七十四條 第六十七條及第六十八條ノ被表彰者ニシテ其ノ名譽ヲ毀損シタルトキハ詮議ノ上功勞章及有功章ヲ褫奪ス

第十一章 雜則

第七十五條 班及海軍部ニ於テ其ノ標示ヲ必要トスル場合ニ於テハ標旗ヲ設クルコトヲ得但シ所屬分會ガ一團トナリテ會旗ヲ樹立シ他ノ團體ト合同シテ塔列又ハ集合スル場合等ニ於テハ之ヲ用ヒザルモノトス

標旗ノ制式ハ附圖第六、第七ニ依ル(附圖略)

第七十六條 戰時又ハ事變ニ際シテハ第

二章、第五章及第六章ノ規定ニ關シ會長ニ於テ必要ノ特例ヲ設クルコトヲ得

第七十七條 本部職務規程、武道獎勵規程、表彰上手續、禮式規程、報告規程、表用慰籍規程及釋放者保護規程ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第七十八條 本會則ノ外聯合支部以下各團體ニ於テ必要ナル會則ハ當該團體ノ審議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定メ聯合支部ノモノハ會長、支部ノモノハ聯合支部長、聯合分會及分會ノモノハ支部長ノ承認ヲ受クルモノトス

第七十九條 聯合支部以下各團體ハ本會ノ事業及改善事項ニ關シ意見アルトキハ順序ヲ經テ會長ニ上スルコトヲ得

附則

本會則ハ昭和十一年十一月三日ヨリ之ヲ施行ス

帝國在郷軍人會規約ニ依リ會員又ハ顧問タリシ者ハ依然本會會員又ハ顧問タルモノトシ從來ノ役員ハ其ノ任期滿了迄仍其ノ職務ニ在ルモノトス但シ支部以上ノ役員中從來ノ評議員ハ審議員、審議員ハ參與、總務理事ハ總務、理事ハ參事トナリタルモノトシ各現任期ヲ繼承ス

帝國在郷軍人會規約ニ依リ從來表彰セラレタル者ハ本會則ニ依リ表彰セラレタル者ト看做ス

帝國在郷軍人會規約ニ基ク從來ノ諸規程、諸通牒等ハ之ヲ改廢スル迄依然其ノ效力ヲ繼續スルモノトス

六週間陸軍現役ヲ終リ現ニ第二國民兵役ニ在ル者ハ第二十條ノ規定ニ依ルコトナク正會員タルコトヲ得

帝國在郷軍人會規約ニ依リ所有シタル資産ハ本會則施行ノ日ヨリ本會則ニ依ル帝國在郷軍人會ノ資産ニ引繼グモノトス

帝國在郷軍人會歴史の概要

明治四三、一一、二 伏見宮員愛親王殿下を總裁に奉戴す。

同 三 本會設會式を東京偕行社に擧ぐ。

大正 元、九、一三 明治天皇大喪儀に參列の爲本會全國團體中一、五六三分會の代表者東京

大正 三、一〇、二七

同 一一、三

同 四、一一、二

に集る。

陸海軍協力提議することとなる。

在郷軍人に 勅語を賜はり又本會に 内帑金十萬圓を下賜せらる。

大正天皇御即位の大典を奉祝する爲 六、二五八分會の代表一一、二六五名

東京に集り大禮觀兵式に參列したるに一同を御親閱あらせられ 勅語を賜はる。

同 三 全國大會を靖國神社境内に開く。

同 四 本會參列者京濱間に於て特別觀艦式を拜觀す。

同 七、五、四 聯合分會長會議を東京に開き同日宮城に於て列立拜調を賜はり、左の御沙汰と共に御下賜品の恩命を拜す。

帝國在郷軍人會ノ發達ヲ博フ汝等益々勤勞セヨ

同 一〇、九、三 全國聯合分會總代及東京附近の會員六千餘名東京に集り 皇太子殿下の御歸朝を奉迎す。

大正一〇、九、四 全國の代表會員六七〇名宮城に於て皇太子殿下の御親閱を賜はる。

同 一二、二、四 總裁 伏見宮貞愛親王殿下薨去あらせらる。

同 四、一九 閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴す。

同 九、五 關東大震災に當り陸軍省内に於て救

同 一三、一、二六

同 二七

同 七、二四

同 一四、一、二九

同 一〇、二九

同 一四、一〇、三〇

同 一五、八、一三

護事業に於て救護事業に關する本會事務を開始す。

皇太子殿下御結婚の大典を擧げさせ給ひしを以て本會各團體の代表者東京に集り奉祝す。

右代表者七〇三名を東京假御所(赤坂)に召させられ 皇太子殿下の御親閱を賜はる。

本會事業獎勵の御恩召を以て内帑金三十萬圓を下賜せらる。

第一回評議會を東京偕行社に開く。

各聯合分會の代表者八七〇餘名大阪城内に會合して 總裁宮殿下台臨の下に全國大會を開き同時に第一回有功章親授式を行ふ。

全國大會參列者桃山御陵に謁して神輿式を擧げ川村會長全員に代りて誓詞を奏す。

桃山御陵兆域の一部を拜借して誓詞之碑建設工事に着手し昭和二年二月二十日竣成を告げ除幕式を擧ぐ。

昭和 二、二、七 大正天皇大葬儀に際し全國各團體の代表者四、二七九名東京附近の會員約二四、〇〇〇名は葬場殿内及御沿道に於て奉拜す。

同 三、三 第三回本會評議會の際本會役員は赤坂離宮に於て 天皇陛下に招調仰付けらる。

同 六、八 本會對する最初の國庫補助金二十五萬圓を受領す。

同 一一、三 總裁宮殿下の台臨を仰ぎ陸軍戸山學校に於て東京市内十五區分會聯合會及明治神宮體育大會參加選手と共に創立記念日第一回式典を擧ぐ。

同 三、四、二九 共產黨事件に鑑み本會各團體は宣誓式を擧ぐ。

同 一一、一〇 大禮奉祝の爲各地團體は遙拜式を行ひ本會代表者は京都市に集まり紫宸殿の儀を奉拜す。

同 一二、三 大禮奉祝の爲本會全國各團體代表者二一、八四三名(會旗一〇、七八三旒)東京に集り二日大禮觀兵式を陪觀し

同 四

同 一、二、四

同 四、三、一三

同 五、九、二二

同 一〇、二二

同 一一、三

同 六、八、六

同 六、二一、一

同 一二、一〇

翌三日には 天皇陛下宮城前に於て御親閱あらせられ 勅語を賜ふ。

御親閱了つて明治神宮外苑に於て總裁宮殿下の台臨を仰ぎ全國大會を開く。

大禮奉祝の爲上京したる會員一同大禮特別觀艦式を陪觀す。

第五回本會評議會に際し本會役員は宮城に於て 天皇陛下に拜調仰付けらる。

軍人會館建築設計圖案を懸賞募集す。

新に 御眞影を下賜せらる。

本會創立滿二十年に相當するを以て總裁宮殿下より二十年勤續役員を表彰せらる。

陸軍大將鈴木莊六に會長を囑託せらる。

軍人會館地鎮祭を施行す。

各支部より代表者一名宛を集め靖國神社境内に東京附近會員と共に約八

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會歷史の概要

千名集合、ジュネーヴ一般軍縮會議
全權委員送別式を舉行す。
同 七、一、四 勅諭下賜五十年記念日に當り陸海軍
大臣は陸海軍人を代表して誓詞を奏
上し同日陸海軍人に 勅語を賜は
る。
同 七、二、一二 財團法人軍人會館の設立を許可せら
る。
同 三、三 第八回評議會に際し本會役員は宮城
に於て 天皇陛下に拜謁仰付けら
る。
同 同 軍人會館維持費金として金五萬圓下
賜の 御沙汰を拜受す。
同 四、二七 陸海軍大臣主催の下に宮城前に於て
天皇陛下の臨御を仰ぎ 勅諭下賜五
十年祝典を擧げ本會役員、各支部代
表七〇名及東京市並に附近在住會員
二、五〇〇名之に參列す。
同 六、五 本會各團體代表約一、〇〇〇名滿洲
に在る會員約一、六〇〇名奉天に集
合招魂祭及全國大會を舉行し了つて

同 一〇、一 滿蒙見學旅行をなす。
同 一〇、二九 内地全般に涉り地方馬一齊調査を實
施す。
同 八、四、四 國際聯盟の情勢に鑑み本會各團體代
表者約七〇名及東京附近會員約七、
〇〇〇名を日比谷に集めて全國大會
を開き會員の決意を宣明す。
同 同 規約の改正に基き第一回聯合支部長
會議を東京偕行社に開く。
同 同 軍人會館上棟式を舉行す。
同 同 本會功勞者二、二八〇名に對し新に
制定せられたる本會功勞章を授與
す。
同 九、一八 滿洲事變二周年記念日につき報效會
其の他軍事扶助七團體と共同主催を
以て、靖國神社外苑に陣歿慰靈祭を
施行し、尙日比谷公會堂に於て滿洲
事變を回顧し、滿蒙の再認識を強調
し非常時に貢獻するため滿洲事變記
念大會を舉行し、松岡洋右氏の講演
あり盛況を極む。

昭和 八、一一、八 會老元帥陸軍大將子爵上原勇作薨去
す。
同 一一、二三 皇太子殿下御誕生あらせられたるに
つき會長は本會を代表し 天皇陛下
の天機 皇后、皇太后兩陛下の御機
謙を奉伺し賀表を捧呈す。
同 九、三、一〇 本部を麹町區九段一丁目五番地軍人
會館内に移轉す。
同 三、二〇 軍人會館竣成祭及護國神社（會館守
護神）の鎮座祭を執行す。
同 三、二四 宮城内御車寄前に於て全國代表者大
會に參列のため上京せる代表者及本
會役員八三〇名に對し 天皇陛下よ
り列立奉拜を賜ひ且左の優渥なる
御沙汰を拜す。
同 三、二五 總裁載仁親王殿下、梨本元帥宮殿下
帝國在郷軍人會ノ發達ヲ博シ汝等深ク時勢ノ推移ニ鑑ミ
益々奮勵シ其本分ヲ究ムセヨ

同 五、三〇 同 軍人會館に全國代表者大會を舉行
し、會館の落成を機とし時局の認識
を鞏固にして益々協力一致の實を擧
げ併せて會員の修養と國防意識とを
強調す。
同 六、二九 會老元帥海軍大將侯爵東郷平八郎薨
去す。
同 一〇、三、一四 天皇陛下軍人會館に行幸、會長親く
會況奏上の後館内 御巡覽あらせら
る。午後行幸奉拜の全國代表者を軍
人會館大講堂に會し記念式典を舉行
す。
同 一〇、八、二七 第十一回評議會に際し本會役員は宮
城西溜の間に於て 天皇陛下に拜謁
仰付けらる。
同 一一、三 軍人會館に對時局帝國在郷軍人全國
大會を開催し、國體明徴の決意を宣
明す。
同 同 本會創立滿二十五年に相當するを以
て總裁宮殿下より二十年及二十五年
勤績役員を表彰せらる、尙軍人會館

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會各團體並海軍部一覽表

五二六

昭和一〇、一一、三
に記念祝典を舉行す。
日米兩國郷軍の精神的融和と世界平和に貢献する爲、八月二十二日派遣せられし遣米役員本會顧問海軍大將竹下勇以下四名歸朝す。
不祥事件勃發軍人會館に戒嚴司令部設置せられ七月十九日解除撤去す。
陸軍大臣より在郷軍人に對し二・二六事件に關する訓示を與へられる。
米國外征從軍老兵會代表一行來朝、翌二十五日軍人會館に於て歡迎會を

同 一、二、二六
同 四、七
同 四、二四

同 九、二五
同 一一、三
同 一二、二、二三

催す。一行は五月十六日歸國す。
帝國在郷軍人會會令、規程公布せられ、茲に本會は法制化せられた。
新に帝國在郷軍人會會則を制定す。
また本會創立二十六週年記念並會令發布記念式典を舉行せしが、特に優渥なる 勅語を拜し、同日 總裁宮殿下より 令旨を賜はり、陸海軍大臣より訓示を與へられる。
陸軍大將井上幾太郎會長を囑託せらる。

本會各團體並海軍部一覽表 (昭和十二年九月一日調)

師 一 第	聯合支部		分會數		計	海軍部數
	支部數	聯合分會數	町村其他	海軍會社等		
本郷	三	三	三	三	三	三
麻布	三	三	三	三	三	三
甲府	三	三	三	三	三	三
計	三	三	三	三	三	三
仙臺	一九	一九	一九	一九	一九	一九
千葉	一七	一七	一七	一七	一七	一七
計	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

南		管師六十第					管師四十第						
聯合支部直屬分會	咸興	中咸	羅南	會寧	計	奈良	津	福知山	京都	計	松本	高崎	字都宮
一	一	一	一	一	六	一	三	三	一	三	二	二	二
一	五	七	一	二	九	一	三	一	三	一	三	三	一
一	五	一	一	一	三	二	一	一	一	一	一	一	一
一	六	八	一	三	一〇	一	四	一	一	一	一	一	一
一	六	八	一	三	一〇	一	四	一	一	一	一	一	一

滿		臺		山		龍		計
山城鎮	連山關	奉天	四平街	臺南	臺北	大邱	湖南	
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會各團體並海軍部一覽表

五二七

第	管 師 九 第					管 師 八 第					管		
	鳥取	姫路	計	福井	教賀	富山	金澤	計	山形	秋田	盛岡	青森	計
一〇	一四	五五	一〇	一八	一八	九	五三	一六	一〇	一六	二二	三三	三
一六〇	一八〇	九一五	一四六	三三四	三三二	二四	九一八	二四六	二四四	二四三	一八五	四〇二	一〇〇
		一				一	二	一			一	二	一
一	八	四〇一、〇一一	七	九	一四	一〇	一七	一	一〇	五	一	四〇	五
一七二	二〇三	一、〇一七	一六三	二五二	三三三	三三	九〇	二六四	二六四	二六四	一九八	四七六	一六
二	四	三七	九	二二	九	七	二九	一〇	六	九	四	一三	五
	九	一				一	一七	一四	二	二	一	八	五
第	管 師 二 十 第					管 師 一 十 第					管 師 十		
	水戸	計	久留米	大村	福岡	小倉	計	高知	徳島	松山	丸龜	計	松江
一七	五	九	一〇	二	二	四七	八	二	二七	一〇	天	三	三
三八六	七八三	二七九	二〇三	一五六	一四五	八二九	一九九	一四五	二九四	一九一	九七二	三三三	四〇九
	四	一		一	二	四			二	二			
一〇	一三〇	一九	一三	四九	三九	二	二	一	八	一	二〇、一〇四九	二	二
四二三	九六〇	三三八	三三六	二二八	一九八	八九二	二〇九	一五八	三三二	二〇四	三、〇四九	三四	四三
二	三	七	二	四	八	二六	八	一	九	八	一九	五	八
八	八	二	一		五	一九		一五	四		一三		四

海軍分會

二〇 工場會社等分會

備考 分會總數中聯合分會ヲ組織セサル分會ハ内地ニ「四〇」海外ニ「四七一」アリ。

【本會の事業】

本會が常に實施して居る事業は、大體次の通りであるが、尙各團體は、各地方の實情に即し適切なる手段方法を選んで其の効果を發揮する事に努めてゐる。

一 皇靈轉輪觀念の通達

本會が皇室の殊遇を辱らし我々軍人が陛下を頭首と仰ぎ奉り股肱の臣節を盡すことは會員の感激措く能はざる所で、機會ある毎に 勅諭、勅語、詔書の捧讀式を行ひ、四大節其他慶ある式典當日には遙拜式を行ひ、又 行幸、行啓其他皇族の御旅行の際には奉送迎を爲す外責任官憲を援助して献身的に御警衛に奉仕してゐる。

二 思想の善導

國民思想の中正穩健なるは國體の擁護

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會の事業

國防完備の最大要素たるに鑑み、會員に對しては各種演習に教練に、或は講演巡回指導に或は雜誌其他の印刷物に依つて指導を怠らず、又會外各方面の思想善導の施設に對しては之に協力援助を與へ、又講演會並に各種印刷物等を以て一般大衆に呼びかける等、極力思想の正導に努め、就中國體の明徴に就ては滿幅の努力を拂ひつつある。

特に今次事變に際しては國民精神總動員運動の第一線に起つて晝夜寧日なく活動を續けてゐる。

三 軍事能力の増進、體育の獎勵

軍事能力の増進は軍人精神の鍛鍊と相俟つて會員必須の事項なるに鑑み、或は講習會を實施して列國の軍事や最新の兵器等に關する知識を與へ、或は毎月發行

する機關雜誌に或は時に應じて配布するパンフレットに記載して會員を啓發し、一方武道獎勵規約を設けて大いに心身の鍛鍊を圖り、また明治神宮體育大會には全國より選士を派遣せしめて獎勵の一助としてゐる。

四 戦病死者の祭典、遺族並傷病兵の優遇

戦病死者に對しては軍事扶助中央委員會の一員として本部以下諸團體と協力し、又は獨自にて忠魂碑を建立して毎年祭典を施行して先輩の英靈を慰め遺族を慰問し、墓地の清掃等を行ひ、また遺族傷病兵に對してはあらゆる機會を捉へて之が優遇に努めてゐる。

五 應召準備、召集、點呼、衛兵検査の援助並未入營者の教育

平素會員に對し應召準備の整頓を從速して非常時に備へ、又陸海軍の簡閱點呼及徴兵検査に際しては各地分會は壯丁の豫習教育或は準備教育を行ひ、點呼(検査)場の諸勤務に服して當局を援助し、又充員召集徴發等に際しては地方官憲を補助して動員事務遂行の圓滿を期してゐる。特に本大事變に於ては其の中核として献心しつゝある事は衆知の通りである。

六 青年學校、青少年團への協力

國運發展の大局に着眼し犠牲的精神を以て青年學校、青少年團に協力し、特に前者に對しては本會各團體は一齊に教練指導員を提供し熱誠訓練に従ひ、之が發展に盡しつゝある。國防婦人會其他に對しても協力援助を與へつゝあり。

七 社會公益事業の補助、公安の維持及非常防備、救護事業の援助並會員の相互扶助

會員の鞏固なる團結、統制ある訓練、

圓滿なる修養の結果は地方の良風美俗を益々助長し弊風邪俗を改善しつゝある例は枚擧に遑が無い。天災地變其他の非常時に際しての會員の活躍は、救護にまた公安の維持に絶大な威力を發揮し、更に防空事業に關しては其の中樞となつて活動するものは本會會員である。

而も全會員は身を挺して之等の事に従ふと共に、罹災會員に對する救護義捐は實に眼醒しきものあり、過ぐる關東大震災はもとより三陸地方の震災、函館大東北の冷害、關西の風水害等に際しての義捐額の莫大なりしは驚異に値する。其他會員又は現役兵の家族に對する精神的物質的の援助或は勞力奉仕は今更喋々する迄もない。

九 國防思想の普及

國防思想の普及は本會本然の使命で、平素より凡ての事業を通じて最も努力しつゝある所である。特に本部は時局の推移に應じ逐次指導方針を示し、時局に關する會員の認識及心得、或は輿論の正導に關し、講演に、講習會に文献に或は映畫に各種の手段を講じ之が普及徹底を期しつゝある。

活動寫眞「フィルム」の貸與規程

- 一 本部備付ノ「フィルム」ハ本會各團體ノ申込ニ依リ之ヲ貸與ス
- 二 貸與期間ハ往復日數ヲ除キ支部以上ニ在リテハ十四日以内、聯合分會以下ニ在リテハ七日以内トス
- 三 貸與スル「フィルム」ノ卷數ハ支部以上ニ在リテハ一回二十卷以内、聯合

分會以下ニ在リテハ一回十二卷以内トス

四 主催團體ハ「フィルム」ノ到着ノ日

ヨリ本部ニ向ケ之ヲ返送スル前日迄ノ期間保續料トシテ一日一卷ニ付金十錢ノ割合ヲ以テ返送後速ニ本部ニ送付スルヲ要ス、但シ貸與期限ニ遲延シテ「フィルム」ヲ返送シタルトキハ其ノ期間ニ限り保續料ニ代フルニ一日一卷ニ付金二十錢ノ割合ヲ以テ延滞料ヲ本部ニ送付スルヲ要ス

五 貸與「フィルム」ノ發送及返送ハ鐵道客車便ニ依リ且之ニ要スル費用ハ總テ主催團體ノ負擔トス

但シ發送ニ要スル費用ハ本部ニ於テ一時之ヲ立替フルコトヲ得

六 主催團體ハ映畫會開催ノ二週間前迄

ニ(聯合分會以下ニ在リテハ支部ヲ經

由シ)様式第一ニ依リ「フィルム」借用申込書ヲ本部ニ送付シ本部ハ之ニ對シテ回答ス

七 主催團體ハ様式第二ニ依リ映寫終了後速ニ映畫會狀況報告ヲ本部ニ送付スルヲ要ス

八 活動寫眞ノ映寫及「フィルム」ノ運搬ニ際シテハ危害又ハ盜難ヲ豫防スル爲諸般ノ注意ヲ拂フハ勿論ナルモ萬一主催團體ニ「フィルム」ノ到着シタルトキヨリ本部ニ向ケ之ヲ返送スル迄ノ期間ニ「フィルム」ヲ焼失、紛失又ハ損傷シタルトキハ主催團體ニ於テ之カ補償ノ責ニ任スルモノトス

附則 一 本規程ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

二 活動寫眞班ノ派遣ハ爾今之ヲ廢止ス

(様式第一)

「フィルム」借用申込書

昭和 年 月 日

帝國在郷軍人會(聯合分會) 支部(分會)

帝國在郷軍人會本部 御中

左記ニ依リ活動寫眞映寫致度候ニ付「フィルム」貸與相成度及申込候也

左記

- 一 主催團體
- 二 開催ノ目的
- 三 映寫時日(二日以上連續使用スル場合ハ實施月日及映寫場所ヲ記載スル計畫書ヲ添付スルコト)
- 四 映寫ノ場所
- 五 希望「フィルム」並ニ卷數
- 六 「フィルム」送付先(驛名及取扱運送店留置又ハ配達等ヲ明記スルコト)

(様式第二)

映畫會狀況報告

支部管下

(主催團體名)

實施年月日時	昭和年月日	午前午後	時分	同場所	縣府市郡町村會場	使用映畫			使用映寫機名及所有者	觀覽者ノ種類、員數	映畫ニ對スル意見及將來ノ希望	觀覽者ノ狀況	主催團體ノ意見
						本部ヨリ貸與ノモノ	支部所藏ノモノ	其他					
										男			
										女			
										小人(十五歳以下)			
										合計			
										トイキー設備ノ(有無)			

注意
 一 本報告ハ本部ニ於ケル統計作製上必要ナルヲ以テ努メテ正確ヲ期スルヲ要ス
 二 映畫會開始前ニ各欄ニ記載スベキ事項ヲ知悉シ置キ映寫終了後各欄ニ洩レナク記入ノ上速ニ本部ニ送付スルヲ要ス
 三 主催團體ノ意見欄ニハ「フィルム」ノ發送到著其他ノ具體的意見ヲ記入スルヲ要ス

十、滿洲調査、特別農業移民の選定及滿洲への就職誘致

イ 滿洲事情及滿洲移民の實情調査並普及

各方面と密接なる連絡を取つて調査研究を行ひ其の結果を雜誌、滿蒙事情彙報其他講演資料を頒布して之が認識の向上に努めてゐる。

ロ 滿洲特別農業移民候補者の選定

本移民は拓務省の計畫に基き軍部協力の下に實施されるので、昭和七年八月其の第一次移民より第二、第三、第四、第五次、各移民の選出其他に關し成し得る限りの協力援助を與へる。

ハ 滿洲特別農業移民の職問適應

ニ 就職誘致

在郷軍人職業輔導部及職業紹介所其他關係方面と連絡協力して就職希望者の斡旋に努めてゐるが、從來本部の手を経て滿洲國軍隊幹部、警察官其他官吏、外務省海外勤務警察官等に採用された者は八

公私軍事關係諸團體—帝國在郷軍人會の事業、軍人會館

百餘名、内地各方面に對しては約三百名に達してゐる。

十一、國防獻品の取集

滿洲事變以來、國防義金の献納頗る多く、特に本會各團體が中心となり地方官民と協力し飛行機其他重要兵器を献納する者續出した。而して之等國防獻品は法規其他の關係上本會に於て代行するを至當とし、昭和六年多國防獻品取扱委員を編成し事務員を陸軍省に派して實務に當らせてゐるが、昭和十二年一月三十一日迄に取扱つた國防獻品は、飛行機一二〇機、高射砲九九門、觀測車九輛、重機關銃四九五挺、輕機關銃三〇九挺、鐵帽三六、一七〇個、各種自動車一一〇輛、聽音機一四九個、探照燈四一個、特種情報機二、其他各種兵器軍用資材に亘り其の價格實に一千八百六十四萬九千餘圓に達した。而して本大事業の勃發となるや、國民の熱誠は誠に驚くべきものあり、獻品は踵を接して續けられてゐる。

財團 軍人會館

設立の要旨 今上陛下 御即位の大典を行はせ給ふや、帝國在郷軍人會は此の御一代の盛儀を永遠に記念せんがため、陸海現役軍人と相協力して軍人會館を建設し、而して鞏固なる團結を形而下に表現し且つ全會員一致の核心たらんことを冀求した。然るに此の計畫が世間に傳はるや、幸にも社會各方面の後援が漸次濃厚となり、昭和七年二月起工し同九年三月竣工を告ぐるに至つた。總工費二六〇萬圓、地上四階地下二階、房屋二七三、延坪四六三〇坪、高さ九十尺餘、西洋建築の中に日本精神を表徴せしめた創造的大建築を成してゐる。

軍人會館は軍人團結の表現、會員修養の殿堂であるが、これと同時に國民精神作興、國防思想の普及、傷痍軍人並に戦病死者遺家族等に對しても寄與貢獻するものである。而して帝國在郷軍人會と軍

公私軍事關係諸團體—軍人會館

人會館とは密接なる連絡を保持し、前者の常務理事は後者の理事として兩者は全く同心一體のものである。
 會館の組織 本會館は理事長全般の業務を統轄し、且つ本部と會館との連絡を密接ならしむるため、理事長は重要事項に關しては特に帝國在郷軍人會館長の承

認を受くる規程となつてゐる。
 理事長の下に庶務、經營、事業、會計の三課が置かれ、經營部は更に講堂會館、宿泊の三掛に、事業部は出版、酒保の二掛に區分され、合計百九十餘名の人員が業務に従事しつつある。
 【事業の概要】

五三六

- 一 庶務課 一般庶務
- 二 經營部
 - 1、大講堂の貸付 大講堂座席は一階より四階に亘り一、五〇〇乃至二、〇〇〇名を收容し、音曲、演藝、能樂映寫等あらゆる大集會に供する。

大講堂使用料金表

考 備	入場券又は會員券を販賣する場合		入場料を要せざる場合		大講堂使用料金表	
	祭	平	祭	平	時間	料 金
一、同一人が連続三日以上使用の場合には本表料金より一割引とす 二、特に午前使用の場合には別に相談す 三、七月、八月は別に割引 四、設備及器具機械の使用料金等細部のことは大講堂案内にあり	祭	平	祭	平	至午後一時	至午後六時
	日	日	日	日	至午後五時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時
	日	日	日	日	至午後六時	至午後十一時

2 宴會、集會、食堂 小は二十人内

外より大は五百人まで大小各室の用意があり、和洋食何れも低廉に使用

3 神前結婚式 館内に特に式場を設け嚴肅に舉式される。

4 宿泊掛 一階より四階に亘り和洋室多數あり、常時二百四十名、必要に應じては四百名、非常の場合には

八百名迄の宿泊設備を整へてゐる。

宿 泊 室 料 金 表

區 分	料 金		摘 要			
	特別料金	普通料金				
	料 金 (一人一泊食代を含まず)					
	特別料金	普通料金				
和	一 階	混宿	五〇	一 二人以上和室専用の場合一名は上記の料金にて他の一名は該當料金の五割其の他は同じく一名毎に三割の料金 二 客室區分中「内」は内庭に面せるもの「外」は外部に面せるもの又特別室「大」は一、二、三階の第六、七號室、「小」は同階の一及第十一乃至第十四號室の略稱 三 一階第五號室、四階第八號室は一、二階普通室(内)料金と、又三階第十七號室は一、二階普通室(外)料金と同額 四 別館の使用は家族連れに限る 五 宿泊部宿泊者範圍		
		專 用 室	特別大		一四〇	
			特別小		一八〇	
		混 宿	大		二〇〇	
			小		二七〇	
		二 階	專 用 室		特別大	一〇〇
	特別小				一五〇	
	混 宿		大		一八〇	
			小		二〇〇	
	三 階		專 用 室		特別大	一〇〇
					特別小	一五〇
	混 宿	大	一八〇			
小		二〇〇				
四 階	專 用 室	特別大	一〇〇			
		特別小	一五〇			
混 宿	大	一八〇				
	小	二〇〇				

公私軍事關係諸團體—軍人會館、偕行社、水交社

國防勳品	取振勳品	海軍省	高教副官	秘書官	同	軍事普及部	同	憲兵司令部	令部附	醫務	農務	農事試驗場長	東京女子	專門學校長	農林省技師	東京女子高等	師範學校教諭	小石川高等	女學校長	東京中央	放送局囑託	國防勳品	取振勳品
歩、中佐	門司 守壯	海、大佐	近藤泰一郎	海、少佐	松永 敬介	海、中佐	松島 慶三	憲、少佐	高田 典文	歩、中佐	岩元 貞信	武藤當次郎	向山軍二郎	安藤廣太郎	渡邊 滋	内海 一雄	市守 ふみ	河口 愛子	村岡 花子	成毛 平治			

財團 偕行社

所在地 東京市麹町區九段下一ノ一四 (本社)

【目的】

帝國陸軍將校の團結を鞏固にし親睦を醇らし軍人精神を涵養し學術の研鑽を爲すと共に社員の義助及軍人軍屬の便宜を圖らんとす。

【事業】

- 一、講話會及集會の開催、其他各地偕行社等へ講師の斡旋。
- 一、機關雜誌「偕行社記事」の發行。
- 一、死亡者等の義助。
- 一、軍裝用品及生活必需品の供給、住宅の建設及其の貸付、結婚、宿泊、宴會等の引受。

【役員氏名】

總裁元帥陸軍大將戴仁親王、社長陸軍大將杉山元、理事長陸軍中將梅津美治郎、以下略

五四二

財團 水交社

所在地 東京市芝區芝公園内

【目的】

海軍高等武官、候補生、海軍高等文官及試補を以て組織し、海軍に關する學術の研究を爲し又は社員相互の友誼を敦らし其の便宜を圖るを以て目的とす。

【事業】

- 一、講話會其他集會の開催。
- 二、機關雜誌（水交社記事）及圖書の發行。
- 三、物品の配給、娛樂及宿泊の設備等社員の便益を圖る事項。
- 四、其他必要と認めたる事項。

總裁元帥海軍大將博恭王、社長海軍大

臣米内光政、副社長中將山本五十六以下略
備考 東京に本社を置き、各地水交社と連絡してゐる。

▲准士官の爲の機關

- 吳海友社 吳市宮原町
- 佐世保海友社 佐世保市島地町
- 舞鶴海友社 京都府加佐郡新舞鶴町
- 横須賀海友社 横須賀市汐留
- 大湊海友社 青森縣下北郡大湊町
- 馬公海友社 澎湖廳馬公街
- 鎮海海友社 朝鮮慶南昌源郡鎮海面
- ▲下士官の爲の機關
- 横須賀下士官集會所
- 吳 同
- 佐世保 同
- 大湊 同
- 舞鶴 同
- 鎮海 同
- 馬公 同

公私軍事關係諸團體—水交社、傷兵院

傷兵院

所在地 神奈川縣足柄下郡大窪村字風祭

【沿革】

日露戰役に傷き不具發疾となれるもの一萬七千餘人を算し、之等を收容し國費を以て直接扶養する爲、明治三十九年四月七日法律第二十九號を以て發兵院法を公布し九月一日より實施することとなつた。即ち同日より陸軍省内に於て事務を開始し、東京豫備病院濠谷分院(現赤十)の一部を以て翌四十年二月十五日より傷兵の收容を開始した。次いで豊島區巢鴨に新築成り四十一年六月一日移轉した。爾來十五年、着々其の實績を擧げつつあつたが、十二年四月に至り陸軍省より内務省に移管し、應々國家的救護事業とな

つた。そして昭和九年六月傷兵院と改稱した。然るに大東京の發展に伴ひ從來の敷地は保健其他に不適當となつた關係上、昭和十一年六月小田原近郊の勝地に移轉した。收容者は時に増減があつたが現在約四十名である。(昭和十二年九月)

【入院者の資格】

本院に入院せしめる者は職階若くは職團に準ずべき公務又は普通公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り軍人又は准軍人として恩給法に依り増加恩給を受けて居る者で、精神又は身體に著しい障礙があり收容保護を要する者であつて、其の障礙の程度が恩給法施行令第二十四條第一項の特別項症乃至第三項症の症狀に相當し且家族、資産、其の他の狀況からして適當な介護を受けることの出来ない者に限られて居る。而して特に注意を要するとは第四項症乃至第六項症の増加恩給を受けて居る者でも現在の症狀が第三項症以上に相當するものであれば審査の上入

五四三

公私軍事關係諸團體—傷兵院、遊就館

院を許可せらるること及准士官將校にて
も入院することが出来ること、又準軍人
即ち陸軍の見習士官及海軍の候補生並特
に指定せられたる陸海軍の學生、生徒に
ても入院することが出来ることである。

【出願の手続】

出願の手続は傷兵院法施行規則第二條
に規定する内務大臣宛の入院願者（様式
別記参照）に恩給證書寫、身體又は精神
の障碍の程度を證する醫師の診斷書及戸
籍謄本を添へ居住地の地方長官を経由し
て提出するものであつて、地方長官は必
要な調査を遂げ内務大臣に進達する。此
の場合道府縣廳に於ては市町村長をして
必要な調査を爲さしめるから、出願者は
願書を市町村役場に提出し、市町村村
長から道府縣廳へ進達の手続を執るを便
宜とする。

（入院願書様式）

傷兵院入院願

私儀

傷兵院ニ入院致度候ニ付御許可被成下
度恩給證書寫、醫師診斷書及戸籍謄本
相添へ此段及御願候也

年月日

本籍地……………

現住所……………

元兵種官等級 氏 名

内務大臣 殿

（注意）醫師診斷書ハ身體又ハ精神ノ障
碍ノ程度ヲ詳細ニ記載スルコト

【役 員】

院 長 原 田 武

院 醫 渡 邊 司 法

會計主任 矢 崎 正 治

庶務主任 山 崎 靜 榮

靖國神社附屬 遊就館

所在地 東京市九段靖國神社境内

【設立の趣旨】

遊就館は戦役事變等に關する記念品及

武器の沿革を知るべき物件を蒐集保存
し、軍事上の參考に供し、且國防精神の
作興及軍事知識の増進に資する爲之を公
衆の觀覽に供する所である。

【沿革の概要】

明治十一年、招魂社（現靖國神社）祭
神の英靈を慰め且神徳を欽仰するため繪
馬堂を兼ねて祭神の遺物並古今の武器を
陳列する議が山縣陸軍卿によつて提唱さ
れ、岩倉具視公、田中公顯伯等の協力に
より西南戦役恤兵金の一部を以て起工、
十四年五月竣工した。當時の建坪は二百
餘坪であつたが、其後は日清、日露の兩
戦役により陳列品は激増し、四十一年増
築して七百餘坪となり、更に大震災によ
り建物も倒壊したため復舊工事にかかり
昭和六年十月、宏壯な東洋風建物が完成
した。建坪千八百餘坪。

【陳列品】

今上陛下の御物、大正天皇、明治
天皇、昭憲皇太后及有栖川宮熾仁親王、

小松宮彰仁親王の御遺物を始めとして、
乃木大将夫妻、橋、廣瀬兩中佐の遺物其
他青島戦役、西伯利亞事變、滿洲上海事
變の記念品等先史時代より現代に至るま
での武器約六千點が陳列せられてゐる。

【國防館】

以上本館に就て述べたが、昭和九年春
其の兩側に附屬國防館が建造せられた。
即ち滿洲事變以來舉國銃後に盡した國民
の赤誠を旌表し、併せて國防知識の普及
に資せんとするもので、館内には各種の
愛國獻品の模型、資料並恤兵品慰問品を
始めとし、我陸軍の最新科學に基く現代
兵器の粹を蒐めて其の機構を動力運轉又
は断面、模型、デオラマ等にて示す外都
市の防空要領を教へる等軍事知識の吸收
に便してある。

館長 陸軍少將 松田 常 太
主事 陸軍砲兵大佐 中村 興 麿
同 陸軍歩兵中佐 網 倉 孝 之

公私軍事關係諸團體—遊就館、日本赤十字社

同 陸軍砲兵中佐 富岡 東 四 郎
囑託 陸軍歩兵大佐 大 井 敢
【設置規定一部】
年中無休で、觀覽料として大人十錢、
小兒五錢を要する（團體、學校生徒は割
引あり）
軍人、軍人遺族、傷病軍人、金鵝勳章
佩用者は無料。

日本赤十字社

所在地 本社—東京市芝區芝公園五號地
支部—各府縣道廳所在地

【目 的】

日本赤十字社は國際條約の主義により
列國赤十字社の協約に従ひ、戦時は軍隊
の傷者及病者を救護し平時は公衆の災害
を救護する外、猶健康の増進、疾病の豫
防及苦痛の軽減を圖るを以て目的とす。

【沿革】

西南戦役愈々酷なる明治十年五月一

日、佐野常民等有志によつて博愛社なる
篤志救護團體が組織せられ、兩軍傷病者
の救療に従つたのを以てその濫觴とす
る。明治十九年十一月帝國が萬國赤十字
條約に加盟したので、二十三年規約を改
め日本赤十字社と改稱し萬國赤十字に同
盟し、更に大正八年五月赤十字聯盟に加
入した。

【事業】

過去幾多の戦役事變に於る救護活動の
眼醒しかつたのは固よりであるが、平時
の救護救療はまた敏速に廣汎に實施せら
れつつある。
一 戦時に於ける救護事業、救護準備定
員は醫員四九六六人、看護婦長四六〇人
看護人長二八八人、看護婦六九三〇人、
看護人三六〇人、計八二七四人。之を
以て看護婦組織の救護班一七九個、看
護人組織の救護班十個、病院船二隻、
病院列車二列車及若干の救護自動車
を編成する。

公私軍事關係諸團體—日本赤十字社、帝國軍人後援會

所在地 東京市牛込區若松町十番地

【趣 意】

- 二 俘虜の救恤。
- 三 傷病軍人の職業再教育、傷病軍人啓成社入社中の經費負擔。
- 四 災害時に於ける救護。
- 五 結核豫防運動として各種の宣傳並結核診所及療養所の設置經營。
- 六 病院産院等の規置による各種診療救護、兒童保護其他の保健施設經營。
- 七 國民衛生普及のため講演會、講習會展覽會の開催。
- 八 看護婦並産婆の養成。
- 九 少年赤十字組織による博愛精神の涵養。
- 十 赤十字博物館の施設、雑誌「博愛」の刊行。

【役 員】

總裁載仁親王、「社長」公府徳川家達、「副社長」公府徳川陽順、中川望

社 團 帝 國 軍 人 後 援 會

【目 的】

帝國軍人の後援となり軍人をして後顧の憂なからしめ且國民に義勇奉公の精神を涵養するにあり。

【事 業】

帝國軍人同軍人たりし者並其家族遺族の保護慰籍をなす。朝鮮、臺灣、滿洲に在る警察官は其行爲軍人に準ずべきものありたる場合に限り之に準ず。

一次の各號は各府縣廳社會課若しくは社寺兵事課内本會支會に申出でられたし。

- 1 生活保護一家月額二十五圓以内。
 - 2 獎學費貸與(月額二十五圓以内、甲種實業學校以下に限る)。
 - 3 保育費給與(十四歳未満の其要あるものに月額十圓以内)。
 - 4 授産就職の援助。
 - 5 天災地變其他不慮の災厄に罹り保護の必要ある場合の救護。
 - 6 慰籍慰問恤兵犒軍。
 - 7 青年學校生徒及び青年訓練所並に中等學校以上の學生、生徒にして上長の監督の下に教練中傷病に罹りたる者及之がため死致したる者に慰籍金の増與。
 - 二 在郷軍人にして警察官吏又は刑務官吏たらんとする者の爲試験に必要な準備教育。
 - 三 恩給年金受給者に資金の貸與及下附手續等の相談。
- 右二、三項は直接本部に申出でられたし。

四 軍人の善行推奨。

五 月刊雑誌「大義」、「日本婦人」の共同發行。

六 講演、活動寫眞の實施。

【役 員】

總裁載仁親王殿下、會長伯爵松平頼壽副會長理事(常務)陸軍中將鎌田彌彦、同理事加藤政之助、同海軍中將植村茂夫、理事(常務)陸軍中將田中稔 同(常務代理)陸軍少將遠藤五郎、同(常務)陸軍主計少將吉橋太一郎 以下略

財團 濟 生 會

所在地 東京市芝區赤羽町一

○ 創 設 (明治四十四年二月十一日)

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ圖ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒

公私軍事關係諸團體—帝國軍人後援會、濟生會、海防義會

ミ倍々憂動シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發展ヲ遂ケシムヘシ若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最モ軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救護以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出ダシ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシムコトヲ期セヨ

【設立の趣旨】

明治四十四年紀元の佳節に賜はりたる右 聖勅を奉戴し、朝野力を戮せ同志胥謀り、恩賜の資(百五十萬圓)を基本として更に加ふるに有志の義金を以て、普く全國に亘りて施藥救護の普及貫徹を期するの目的を以て、明治四十四年五月十日設立せられた。

【事 業】

- 一 東京市其他全國適當の地に漸次療病院を創設し之を經營すること。
- 二 全國に涉り施藥救護の普及を圖ること。

と。

【職 員】

總裁載仁親王、會長公府徳川家達、副會長内務大臣馬場鐵一、伯爵松平頼壽理事長馬淵銳太郎 以下略

財團 海 防 義 會

所在地 麹町區日比谷公園市政會館内

目的 帝國の海防に貢獻す。

【事 業】

- 1 軍用に供し得べき船舶、機器を製造又は購入し適當の方法を以て之を管理し又は處分すること。
- 2 造船、造兵、造機、航海、航空、潛航及海防に關する特殊事項の研究、調査、著作をなし且之を獎勵助成すること。
- 3 前號の成績顯著なる者に對しては表彰をなすこと。
- 4 外國に於ける第二號と同種の事業を

紹介し、又は著作を翻譯すること。
5 海防に関する思想普及のため適切な施設をなすこと。

【役員】

總裁伏見宮博恭王殿下、副總裁公爵徳川家達、理事長伊藤乙次郎 以下略

財團 帝國飛行協會

所在地 東京市芝區田村町一ノ三

【目的】

航空に関する諸般の進歩發達を獎勵し且其の趣味知識の普及と會員相互研究の便利とを圖る。

【事業事項】

- 一 飛行場の建設獎勵、維持整備費補助及び管理。
- 二 航空路の擴張促進、航空標識の設置。
- 三 航空機搭乗員の増加及技術向上のため必要な事項（航空講習會、飛行獎勵、技術獎勵、航空競技）

勳、技術獎勵、航空競技

四 航空機特に輕飛行機、グライダーの普及獎勵。

五 航空功勞者の表彰。

六 航空殉難者の弔祭。

七 民間航空者及遺族慰勞。

八 航空知識の普及講演、映畫會、リフレット配付、圖書及機關雜誌の刊行

航空圖書の蒐集並公開、航空機同器材及模型の蒐集並に公開、航空博覽會、並に展覽會、航空ディスプレイ。

九 國際航空業務（國際聯合會加盟、航空事情の交換連絡、航空懇談會、航空相談）

【役員】

總裁梨本宮守正王、會長男爵阪谷芳郎副會長田中館愛橋、橋本圭三郎、總務理事四王天延孝 以下略

財團 義濟會

所在地 東京市牛込區原町三ノ八

國軍の中堅たり國民の儀表たるべき在郷將校の操守と體面とを保持し其本領を發揮するに便ならしむるため、僚友相助くるの義に基き大正八年十二月十七日設立せらる。

【目的事業】

本會は陸軍在郷將校及陸軍將校の遺族を養濟する目的を以て大正八年末設立せられ、同年十二月特に御内帑下賜の御沙汰を拜し今日に及んで居る。聖恩の優渥なる誠に感激に堪へない處であつて、右の目的を達する爲、左の事業を行つて居る。

義濟金見舞金の贈與

一 陸軍在郷將校にして傷痍疾病又は其の他の事情に因り養濟の必要ありと認むる者毎年三月、六月、九月及十二月の四期に於て詮議の上義濟金を贈與して居る。また要義濟者の狀況に依りて

は臨時贈與も行つて居る。本義濟金贈與の外天災地變の場合には被害の程度に依り見舞金を贈呈し又陸軍將校の遺族にして生計の現況慰籍の必要を認めたる者に對しても見舞金を贈與して居る。

二 要義濟者の調査は便宜上所管聯隊區司令官に依頼し師團長を経て本會に通報する様になつて居るから要義濟者があれば所管聯隊區司令官へ申出られるが宜しい。

金融事業

一 恩給又は勳章年金の受給權を有する陸軍在郷將校及遺族にして金融の必要ある者へ證書面金額の四年分を標準とし、其の事情の緩急を斟酌し努めて各個の要求に應じ金銭の貸付をなして居る。

二 金銭貸付の條件としては元利辨濟に至る迄恩給年金受領委任をなし且概ね貸付金額と同額の生命保險契約を締結

公私軍事關係諸團體—義濟會

するを要する、保險契約其の他細部の事項は本會に就き承知せられ度し。

學術技術講習會の開催

一 退職武官講習會

イ、本講習會は陸軍省人事局内に事務所を設け陸軍省の斡旋盡力と相俟つて社會一般の趨勢に順應し退職武官のため適當と認むる講習會を適時に開催して居るから、受講せんとするものは陸軍省人事局内退職武官講習會事務所に就き問ひ合され先づ如何なる種類の講習を受くべきかを決定せらるるが宜しい。

各種講習中中等教員養成講習に在りては其の都度陸軍省を以て又其の他の諸講習に在りては會則を以て其の都度細部の實施要領を發表するから聯隊區司令部又は雜誌「大義」に就き承知せられ度し。

二 陸軍將校の遺家族たる子女に對し、日本婦道の眞髓を銘刻せしめ修身齊家

の資料たらしむる爲、日本婦道講習會を開催し又洋裁研究部を設けて技術研究者の便を計り何れも相當の成果を收めて居る。

職業輪旋

退職武官講習會の講習を修了したる人々に對する就職輪旋は勿論、一般陸軍在郷將校の就職輪旋は陸軍省人事局恩賞課内に設置せる在郷軍人職業輔導部に依託し、從來より徹底して本事業に當つて居る。

診療

一 陸軍在郷將校及其の家族並に遺族にして傷痍疾病のため治療を要するものに對し、東京に於ては陸軍軍醫學校診療部及日本赤十字社病院外九病院並東京市内七十有餘の醫師と特約し委託診療の方法により、患者の便益を圖り且つ所要に應じ診療費の一部若しくは全額を補助して居る。

二 本事業は東京の外仙臺、名古屋、大

公私軍事關係諸團體—義濟會、愛國婦人會、陸海軍將校婦人會

長陸軍中將仙波安藝、以下略

社団法人 愛國婦人會

所在地 東京市麹町區九段一ノ五

【趣 意】

光輝ある我國史の裏面には、常に婦人の謙讓、優雅、而も壯烈偉麗なる隠れたる功績の存するを見る。本會は此婦人の傳統的祖國愛の精神發露として、明治三十四年二月二十四日創立せられたるものなり。

【目 的】

戦死並に準戦死者の遺族及び傷病軍人を救護し、その他軍事後援事業、社會事業等婦人結束の力に依り、婦人報國の實を擧ぐるにあり。

【事 業】

- 一 軍事救護事業
- 二 防空其他國防に關する事業
- 三 社會奉仕事業

五五〇

- 四 公民訓練に關する事業
- 五 家庭婦人として須要なる智徳技藝の修得に關する事業

六 愛國精神の涵養に關する事業及運動

【役 員】

總裁東伏見故依仁親王妃周子殿下、會長本野久子、副會長水野滿壽子、理事後藤治子、同金子太津子、同龜井眞洲子、同龜井久子、同龜見清子、同宗像ツタ子、同内山訓子、同目賀田逸子、監事岡田徳子、同大倉繁子。

陸海軍將校婦人會

所在地 東京市牛込區若松町一一

會 員 陸海軍將校同相當官家族の婦人

【目 的】

會員相互の親睦を敦らし常に協同一致して益々婦徳を涵養するを以て目的とし併せて緊切なる社會事業をなす。

【事 業】

一 聽講、實習、見學、宣傳

二 教養所の設置

三 授産所の設置

四 講習所の設置

五 學生寄宿舎の設置

六 緊要なる慶弔、送迎、訪問、恤兵、慰恤等

七、雜誌「みさを」の編輯發行

役員 會長黒木百子、副會長山内禎子、幹事長菱刈銚子。

大日本國防婦人會

所在地 東京市牛込區原町三ノ八（假事務所・東京市陸軍省人事局恩賞課内）

【趣 意】

國防は國力の總和を以て學國之に當るべく、男子のみに委すべきものにあらずとなし、平戰兩時に於ける我國婦人の責務愈々重大なるに鑑み、世界に比なき日

本傳統の婦徳を以て國防の礎となり、銃後の力とならんとするにあり。

【目 的】

舉國皆兵の精神に基き日本婦徳を發揮し、日本婦人としての護國の大義を實踐履行して、國防上銃後の力となるを以て目的とす。

【事 業】

- 一 心身共に健全に子女を教養し以て護國の任を遂行せしむること。
- 二 兵役に服する夫子兄弟等に對し、精神的にも物質的にも、後顧の憂なからしむる如く家事を擔はしむること。
- 三 一旦緩急ある場合に善處する爲、必要なる精神的教養及訓練を遂げしむると共に、家庭經濟を確立して國家經濟に寄與せしむること。
- 四 皇軍將兵に對し婦人としての後援の誠を致すこと。
- 五 傷病軍人及其の家族、戦病死者遺族並に皇軍將兵の家族に對し、母性愛を

基調とする慰恤の誠を致すこと。

六 前各號の外國防思想の涵養、會員の一致和借、本會の目的を普及徹底せしむる爲の施設、其他本會の目的に適する事業。

七 月刊雜誌の共同發行。

【役 員】

會長武藤能婦子、副會長杉山ケイ、米内こま、理事(總務部長)陸軍少將久世爲次郎、陸軍少將堀吉彦、陸軍少將金子因之、海軍少將向田金一、陸軍省人事局恩賞課長、陸軍省人事局徵募課長、海軍省人事局第二課長、海軍省軍事普及部課長、内務省社會局行政課長、内務省社會局保護課長、文部省社會教育局成人教育課長。

▲會勢(昭和一二、五、三一調)

本部四九、支部三五三、分會九、四七一、會員數、四、五八〇、六四二人。

大日本國防婦人會

關東本部

所在地 東京市牛込區原町三ノ八

【役員】

本部長荒木錦子、副本部長武田沖子、深水幸子、森山和歌子、井上壽々子、池田千代子、首藤元子、總務部長陸軍少將久世爲次郎、常務參謀星野達、海軍大佐今泉周逸、陸軍歩兵大佐杉山得一。

大日本國防婦人會

關西本部

所在地 大阪市西區西長堀南通り四ノ九

【役員】

本部長第四師團長夫人、副本部長第四師團司令部附少將夫人、海軍中將夫人池田千代子、總務部長第四師團參謀長夫人、監事大阪工廠長夫人、師團經理

部長夫人、大阪憲兵隊長夫人、總務理事陸軍中將井上忠也、理事第四師團外事部々員、第四師團經理部々員、海軍大佐酒井茂吉外四名、顧問大阪府知事夫人、外四名。

財團報效會

所在地 東京市麹町區丸ノ内 日本工業俱樂部會館内

大阪支部—大阪軍人後援會、大阪市北區西扇町一二、大阪市教育會館内

【役員】

帝國軍人に對し國民各々協力して之が後援を全うし後顧の憂なくその任務に赴かしめ國民自ら國家を防護すべき所以の大義に鑑み、實業家主體となり大正九年五月十九日設立せらる。

【目的】

帝國陸海軍々人を支持獎勵し是等軍人

をして後顧の憂なからしむるにあり。

【事業】

- 一 左記の者に對する保護慰籍。
- 1 在職在營中自己の重大なる過失に依るに非ずして死亡したる者の遺族。
- 2 在職在營中自己の重大なる過失に依るに非ずして不具癱疾と爲りたる者。
- 3 出征又は特別の事情ある在職在營中の者及其の家族。
- 二 在郷者の身上相談に對する應承又は其職業紹介。
- 三 月刊雜誌の共同發行。
- 四 其他軍民和衷協助の實現に必要な事業。

【役員】

會長理事土方久徳、副會長同(大阪支部長) 大阪市長、理事石井健吾、同男爵大倉喜七郎、同大橋新太郎、同高梨慶三郎、同串田萬藏、同男爵郷誠之助

監事内藤久寛、同結城豊太郎、(以下大阪在住) 理事堀啓次郎、同小倉正恒、同加藤晴比古、同日吉平吉、監事伊藤忠兵衛、同板垣不二男。

財團愛國恤兵會

所在地 東京市牛込區原町三ノ八

【役員】

主として滿洲事變の關係傷病軍人及戰病死者遺族及在營者家族を慰恤し以て永久且完全に後顧の憂を除かんがため、國民熱意の結晶たる恤兵金の殘額を以て昭和八年八月四日本會を設立せらる。

【目的】

皇軍の後援となり、皇軍將兵をして後顧の憂なからしめ、且國民の義勇奉公の精神を作興するにあり。

【事業】

- 一 軍人の遺家族並に傷病軍人及其遺家族の實情精査。

公私軍事關係諸團體—報效會、愛國恤兵會、啓成社

- 二 前號の精査に基く慰恤其他の待遇施設。
- 三 皇軍後援の思想普及に關する施設。
- 四 戰時又は事變の際出動中の軍人軍屬及軍務に準ずべき勤務に服する者に對する慰恤。
- 五 月刊雜誌の共同發行。
- 六 前各號の外本會の目的達成の爲必要と認むる事業。

【役員】

總裁朝香宮鳩彦王殿下、會長陸軍大將男爵奈良武次、副會長潮惠之輔、同海軍中將古川鈺三郎、理事長陸軍中將平松英雄 以下略

財團啓成社

所在地 東京市豊島區巢鴨六丁目二〇ノ二

【目的】

職公傷者、工場鑛山鐵道等産業及交通

業の負傷者其他の原因に因る不具者に對して職業能力の回復向上を圖ると共に一面義肢の研究製作を以て目的とする。

【沿革】

大正十二年關東大震災に因り不具となつた者及不具者にして罹災した者を保護する爲、財團法人同潤會により大正十三年七月同潤啓成社が設立せられ、之等罹災者を收容し優良なる義肢を研究して官能の回復を圖り、之に職業的再教育を施しつつあつたが、爾來傷病軍人其他一般産業による不具者にまで之を擴大し、昭和三年三月財團法人啓成社として獨立したものである。

猶昭和七年五月整形外科的健康相談及診療を開始し醫學的にも職業能力の保存を圖りつつある。

【事業の概要】

- 一 職業の講習、洋服、ミシン裁縫、婦人子供服、家具、鑛工、履物各科の講習指導(一年乃至三年) 猶其他鍼灸マ

公私軍事關係諸團體一啓成社、海軍有終會、三笠保存會

五五四

所在地 東京市芝區榮町一三 東京水交

社構内

ツサーチ術、製靴、時計修理、寫眞、理髮、旋盤技術、金屬仕方、石版印刷按壓等は外部に委託講習せしめる(約二ヶ年)。

講習料材料費等無料とし、ただ寄宿舎に於ける食費其他のために毎月十三圓五十錢を徴収する。但し傷痍軍人は一切無料とし入社旅費も支給せられてゐる。

- 二 義肢の研究及製作頒布。
- 三 整形外科相談診断。

不具又は不具となるべき虞ある一般患者の診療を行ひ相談に應じ職業能力の喪失を豫防すると共に其の回復を圖つてゐる。

【役員】

社長内務大臣、副社長社會局長官、事務理事今宿次雄 以下略

財團 海軍有終會

所在地 東京市芝區榮町一三 東京水交

社構内

一 海軍及海軍に關する諸問題を研究し國民的軍事思想の涵養に努め軍事能率を増進すること。

二 思想問題を研究し又必要に應じ時事問題をも考察し軍人精神の鍛鍊に資し延いて社會を裨益すること。

三 會員の親睦を敦らし相互の便宜を圖り協心戮力切磋砥礪以て有終の美を濟さんとす。

【事業】

一 講演會の開催。

二 機關雜誌(有終)及圖書の發行。

三 其他必要と認むる事項。

【會員】

豫備役、後備役退役の海軍士官並特務士官。

【役員】

理事長海軍大將竹下勇、副理事長海軍

中將中島資朋、理事竹内重利、平賀讓武村耕太郎、向田金一、辨田次郎、中尾金房、鈴木次郎、生島綱、廣瀬彦太小山與四郎、西川連水、監事加藤亮一筑土次郎、棚町五十吉。

財團 三笠保存會

所在地 東京市芝區田村町一ノ三飛行館内

【目的】

日露戰役當時の我聯合艦隊の旗艦として偉勳を奏したる軍艦三笠を國立的記念品として保存し其歴史的價値を永く國民に印象せしめ國民精神を養ふ。

【事業】

一 三笠保存に必要な施設をなし、且其の維持方法を講ずること。

二 三笠に於ける東郷大將其他海軍將士の歴史的記念資料の蒐集。

三 三笠を學生、生徒其他汎く公衆に觀

覽せしめ又は之を公共的に利用せしむること。

【役員】

會長阪谷芳郎、副會長東郷安、常務理事海軍主計中將刑部齊、海軍主計大佐鈴木亨、同岡田米三郎。

財團 海軍協會

所在地 東京市麹町區丸の内二丁目郵船ビル内

【目的】

海軍、海運其他の海事知識を一般に普及し併せて海軍力の完成維持に貢献するを以て目的とす。

【事業】

一 調査機關を設け内外の海軍、海運其他の海事に關する諸般の事項を調査研究する。

二 會員の軍艦、軍港等見學は勿論一般國民の見學上便宜を圖り、又講演會、

活動寫眞會等を開催する。

三 會報、雜誌、年鑑、書籍等を刊行する。

四 海軍記念日(五月二十七日)を尊重し本會主催者となり、毎年當日各地に集會を開き特に海軍其他の海事思想の鼓吹奨励に努むること。

【役員】

會長有吉忠一、副會長海中將飯田久恒常務理事和田純、同海少將廣田穰 以下略

社團 忠勇顯彰會

所在地 東京市澁谷區澁田一ノ一四四

【目的】

帝國軍人、軍屬其他にて明治三十七年以後の戦局に與り忠勇義烈誠忠高義にして萬世の龜鑑とすべきもの及同年以後平時に於て忠愛の精神に富み其行爲一世の模範とすべきものを顯彰して共に之を不朽に傳ふる道を計劃執行す。

【事業】

一 總て忠勇義烈誠忠高義の士並に忠愛の精神に富めるものを顯彰する方法を講ずる。

二 右の者の性行經歷を審査編録して實傳の大成を期する。

三 顯彰の方法は主として傳記其他銅像、記念功牌表彰狀等に依る。

四 本會と同一の事業を遂行せんとする個人又は團體より表彰の事業を委託せらるる時は其委託に應ずる。

【役員】

總裁梨本宮守正王、會頭陸軍大將町田經宇、副會頭清水澄、幹事(常任)中村濱作、同(常任)山田國利 以下略

社團 大日本國防義會

所在地 東京市麹町區丸の内二丁目八

(仲十號)

【目的】

公私軍事關係諸團體一三笠保存會、海軍協會、忠勇顯彰會、大日本國防義會

五五五

本會は國防に關する諸般の事項を調査研究し其知識思想の普及涵養を計るを以て目的とす。

- 【事業】
- 一 講演會、討論會の開催。
- 二 調査部、研究部其他必要なる機關を設置して國防に關する調査、研究。
- 三 國防に關し當局に建議。
- 四 會報若しくは圖書の刊行頒布。
- 五 其他目的達成の爲必要なる事業。

會長山田英太郎 以下略

恢弘會

所在地 東京市麹町區九段偕行社内

- 【目的】
- 一 明治天皇の御遺徳を顯揚し 今上陛下の聖旨を奉戴して國民精神を作興し時弊を矯正し以て國體の精華を發揮せんことを期す。

二 教育國防等に關する事項を討究し以て國運の發展に資せんことを期す。

- 【事業】
- 一 前項事項の達成に關する方法を研究し之を實行すること。
- 二 講演、講習、懇話會。
- 三 海外事情の研究。
- 四 同志諸團體との連絡。
- 五 雜誌（恢弘）及圖書の發行。

【役員】

會長陸軍大將男爵大井成元、副會長陸軍中將筑紫熊七、海軍中將佐藤鐵太郎、陸軍中將松井庫之助、常務理事陸軍中將奧平俊藏、海軍中將佐藤卓藏、陸軍中將高田豐樹、同佐藤清勝、同兩角三郎、海軍少將南郷次郎、同遠藤格、陸軍少將海寶精。

護國共濟會

所在地 東京市牛込區原町三ノ八

【目的】

國防は舉國國民の協同任務たるの本義に鑑み之が尊重心を涵養すると共に互助共濟に依り兵役義務履行に伴ふ家庭の經濟的準備を整ふるを以て目的とす。

【事業】

- 一 各地に護國共濟組合を設け、組合又は組合員の家族にして現役兵として在營するに至りたる者あるとき當該組合員に對し所定の共濟金を交付すること。
- 二 平時召集せられ在營するに至りたる者に對しては前號に準ずること。
- 三 前二號に該當する者を出したる家に對し家業及家事の援助を爲すこと。
- 四 國防觀念の涵養及精神作興其他組合の目的達成に必要な事業。

【役員】

會長公爵德川家達、副會長嘉納治五郎、大島健一、近衛文麿、坂本俊篤、理事長三井清一郎、常務理事大津留重、志

村榮太郎、新山福治、堀吉彦、宮村曆造。

財團 國防科學協議會

所在地 東京市淀橋區百人町陸軍技術本部内

- 【目的】
- 國防の完備を期する爲陸海軍に於ける科學應用に關する諸問題の研究を助成す。

【事業】

- 一 陸海軍の依託に係る問題研究。
- 二 研究事項に關する講演。
- 三 其他目的達成に必要な一切の事項。

【役員】

會長工學博士俄國一、陸軍省兵器局長同銃砲課長、同器械課長、理事技術本部總務部長、同部員、海軍艦政本部總務部長、同第一課長、海軍艦政本部首

公私軍事關係諸團體—國防科學協議會、海員救濟會、帝國水難救濟會

席部員、同部員、東京帝大工學部青木保、監事陸軍次官、海軍次官。

社 海員救濟會

所在地 東京市淀橋區明石町五一

- 【目的】
- 一 海員の養成、保護、風紀矯正。
- 二 海上交通の發達に裨益す。

【事業】

- 一 海員の養成。
- 二 海員の宿泊慰安。
- 三 海員患者の輕費又は無料診療。
- 四 優良海員の表彰。
- 五 海員及遺族の保護救濟。
- 六 有事の際軍事輸送の補助。
- 七 海事思想普及の爲雜誌「海之世界」其他圖書發行。

【役員】

總裁伏見宮博恭王、理事長水野鍊太郎、常務理事角谷發一、理事入澤寅吉、太

田丙子郎、川村貞次郎、各務謙吉、鳴瀧榮麿、梅村貞明、黒川新次郎、海軍少將近藤常松、宮崎清則、島谷敏郎、中川望、監事伊東米治郎、海軍主計中將吉村弘。

社 帝國水難救濟會

所在地 東京市深川區佐賀町一丁目一ノ

- 【目的】
- 日本帝國の沿岸に於ける人命財産の遭難を救助す。

【事業】

救難所、見張所、救護組合を設立し救助艇及救護器具を備へ救難事業に従事す。

【役員】

會長松平頼壽、副會長海軍少將松平保男、理事清浦奎吾、和田彦次郎、海軍中將武田秀雄、有賀長文、淺野平二、

公私軍事關係諸團體—帝國水難救濟會、大日本聯合青年團

海軍中將植村茂夫、海軍中將吉田善吾、海軍少將小野彌一、海軍少將酒井忠利、唐澤俊樹(常務)海軍中將鳥巢玉樹(同)、石樺辻五郎、監事海軍少將佐野常羽、見山正賢、海軍造兵中將澤藤之丞。

大日本聯合青年團

所在地 東京市四谷區霞ヶ丘町日本青年館内

【目的】

全國青年團相互の連絡提携を圖り以て其の共同の進歩發達を期するを目的とする。

【組織】

本團は本團に加盟せる道府縣聯合青年團、樺太聯合青年團並に六大都市聯合青年團を以て組織す。
皇太子殿下令旨(大正九年十一月二十二日)青年團代表者明治神宮參拜のため集會の際に於ける)

國運進展基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ鑑ミ恒ニ其本分ヲ盡シ奮勵努力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ励ムコトヲ望ム
青年團十二則(明治四十三年四月文部省、内務省選定)

- 一 教育勸語並戊辰詔書御趣旨ヲ奉體スヘキ事。
- 一 忠君愛國ノ精神ヲ養フヘキ事。
- 一 國體ヲ重シ祖先ヲ尊フヘキコト。
- 一 克ク父母ニ事ヘ一家ノ和合ヲ圖リ身ヲ修メ家ヲ興ス事。
- 一 常ニ自治團體ノ一員タルヲ忘ルルコトナク先輩ヲ敬ヒ隣保ヲ愛シ郷里ノ爲メニ力ヲ盡スヘキ事。
- 一 業ヲ勵ミ産ヲ治メ國力ノ増進ヲ心掛クヘキ事。
- 一 職業ニ必要ナル知識技能ヲ補習シテ世ノ進歩ニ後レサランコトヲ心掛クヘキ事。
- 一 心身ヲ鍛鍊シ勤勞ヲ愛スルノ習慣ヲ

養フヘキ事。

- 一 互ニ善行ニ勵ミ風紀ヲ正フシ善良ナル郷風ヲ作ルコトニ心掛クヘキ事。
- 一 質素ニシテ分度ヲ守リ進ンテ公益ヲ廣メ慈善ヲ行フヘキ事。
- 一 一致協力ノ習慣ヲ作り公共ノ爲メ有益ナル事業ヲ起サンコトニ心掛クヘキ事。
- 一 公衆衛生ヲ重シ各自ノ健康ヲ保タシテ注意スヘキ事。

【事業概要】

- 一 青年團の施設經營に關する指導、特に講習、講演大會等の開催或は講師派遣、文書教育、體育其他の教育施設を講じて指導者の養成と一般團員の智徳技能の向上を圖る。
- 一 産業教育に獎勵助成施設による更生運動。
- 一 圖書雜誌の刊行(雜誌青年、日本青年新聞、青年カード、青年學校教本、青年團叢書其他)

一、青年團、青年教育に關する調査並に展覽施設。

財團 日本青年館

【目的】

日本青年館は全國青年團員團結の中心として、一萬一千五百六十六團體二百二十五萬四千八百二十四人の團員が勤勞による各自負擔の淨財を醸出し、大正十四年十月二十六日竣工したもので、講堂、宿泊、代理の各事業を經營してゐる。

【役員】

理事長香坂昌康、理事青年團常務福島繁三、青年團常務青年館理事間宮龍眞以下略

財團 大日本少年團聯盟

所在地 東京市麹町區三年町一 文部省構内

【目的】

公私軍事關係諸團體—日本青年館、大日本少年團聯盟、大日本傷痍軍人會

大日本傷痍軍人會

理事長二荒芳徳、理事三島通陽 以下略

所在地 東京市神田區一ツ橋教育會館内

【目的】

傷痍軍人たるの名譽を完らし品位の操守に努め、皇國の爲犠牲奉公の誠を致すと共に、會員相互の親睦を致するに在り。

【事業】

- 一 會員の精神修養に資する爲の事業。
- 二 會員の一致和偕及相互扶助に關する事業。
- 三 職公傷病死者及傷痍軍人死亡者の祭祀並に其の遺族の慰藉扶助に關する事業。
- 四 會員の生活實情の調査及其の結果に基く扶助に關する事業。
- 五 恩給、年金及賜金等の請求手續の斡旋並に其の保護に關する事業。
- 六 國防思想の普及、社會思想の善導及風教の刷新に關する事業。
- 七 會報「みくにの華」發行。

【役員】

會長陸軍大將林仙之、副會長陸軍中將蒲種、同海軍中將和波豐一、總務理事陸軍少將岩倉正雄、常務理事陸軍步兵大佐梅澤銀造、同陸軍砲兵中尉佐藤伊三郎、同土屋縫之助、理事社會局保護課長、同陸軍省恩賞課長、同海軍省人事局第二課長

財團 學生海洋飛行團

所在地 本團—東京市麹町區日比谷公園
市政會館内

關東支部—東京市蒲田區羽田
關西支部—滋賀縣大津市

【目的】

海軍航空豫備學生志願者の準備教育を行ふと共に、海軍航空豫備士官の補習教育に寄與し、併せて海軍航空思想の普及を圖る。

【事業】

一 海軍航空豫備學生志願者の航空其他

一般軍事に關する準備教育。

二 海軍航空豫備大官の技術維持に對する便宜供與。

三 海軍航空に關する講話及海軍航空施設の見學。

四 前各號の外評議員會の議決に依り定めたる事業。

【役員】

理事長海軍航空本部總務部長、理事同部第一、第二課長、海軍省經理局第三課長、航空本部總務部員、同教育部員軍務局員、人事局員其他。

財團 大日本青年航空團

所在地 東京市神田區一ツ橋教育會館内

【目的】

團員の心身を鍛鍊し義勇奉公の念を涵養し、平戰兩時を通じ航空報告の素質を具備せしめ、又廣く一般國民をして航空に對する理解を促進せしむるに在り。

【事業】

- 一 グライダー、飛行機操縦に關する學科、術科の教育並指導を行ふ。
- 二 指導者を集めて講習會を開催す。
- 三 選手を集めて競技大會を開催す。
- 四 隨時合宿道場等を開きて團體訓練を行ふ。
- 五 講演を開催し且つ機關誌、圖書等を發行す。
- 六 航空智識技能修得指導に關する研究調査を行ふ。
- 七 其他理事會の決議に依るもの。

【組織】

本部	地方聯合支部	道府縣(特定地區)支部	市、町、村分團
----	--------	-------------	---------

第一次建設方針

- 1 優秀操縦士及機關士を急速に養成し、之を保持訓練すると共に爾後益々之が強化擴充を期す。
- 第一次目標を三年とし、操縦士一〇〇、機關士三〇、飛行機五〇及戰闘

機十數機を整備す。

2 グライダー滑空士多數を教育保持す。

【役員】

團長陸軍大將井上幾太郎、副團長陸軍中將堀丈夫、常務理事陸軍少將宇高就主事陸軍歩兵大佐摺澤眞清。

財團 海軍館

所在地 東京市澁谷區原宿三ノ二六六

【目的】

海軍軍事思想の普及及海國精神の涵養を目的とす。

【事業】

- 一 海軍館の維持經營。
- 二 海軍に關する記念物、參考品、圖書、繪畫等の蒐集及之が公開。
- 三 海軍軍事思想普及に關する映寫及同資料の刊行。
- 四 海軍軍事思想普及及海國精神涵養事業

公私軍事關係諸團體—海軍館、日本學生飛行聯盟

業に對し、資料の供給、貸與又は會場の貸與。

五 前諸號の外評議員會の議決に依り必要と認むる事業。

【役員】

總裁海軍大臣、顧問元帥たる海軍大將及軍令部總長、館長、海軍大官、副館長、軍事普及部委員長、常務理事、海軍省首席副官、軍務局第一、二課長、經理局三課長、軍事普及部幹事 以下略

財團 日本學生飛行聯盟

所在地 本部—東京朝日新聞社内

【目的】

スポーツマンシップを基礎とし汎く學生間は於ける航空知識の發達を圖り併せて航空の發展に資するを以て目的とす。

【事業】

一 加盟各航空研究會を統括して相互の

聯絡融和を圖り且其の事業を助成すること

- 二 航空に關する學術的研究
- 三 航空に關する講演會の開催
- 四 講師教官の派遣
- 五 飛行機操縦練習
- 六 雜誌の發刊及定期不定期刊行物の發刊
- 七 毎年一回全日本學生航空選手權大會の開催
- 八 學生航空日本記録の制定認定發表
- 九 國際學生航空競技會豫選
- 十 前各項の外本聯盟の目的に關する事業にして評議員會の決議を経たるもの
- 創立—昭和五年四月二十九日
- 會員數—約一千名(昭和一一・八)
- 加盟校—(關東)早大、慶大、東大、法大、明大、立大、専大、慈惠醫大、一高、横濱高工、關東學院、日大
- (關西)京大、關學、大阪外語、大阪商大、關大、神戸高工、立命館大、大阪帝大、三高

皇軍の偉績―日清戦役

旅順口の攻略(自十一月二十二日)

第二軍司令官大山大將(第一師團、混成第十二旅團)は金州城を攻略し、旅順堡壘前に進み背面防禦線を攻撃占領、残餘の各砲臺を攻略す。

清軍兵力 歩兵約一萬、重砲十八門、機關砲十八門。

威海衛の攻略(自二月二十日)

第二軍司令官は第二、第六師團を以て威海衛にある敵艦隊を殲滅するに決し、伊東聯合艦隊司令長官と協力、敵砲臺線を攻撃、海軍は砲臺敵艦隊に對し攻撃、遂に清軍北洋水師提督丁汝昌降伏を請ひ局を結ぶ。

臺灣の討伐(五月下旬)

北白川宮能久親王近衛師團を率ゐる同島討平途中、病魔の爲め薨去遊ばさる。

清軍 劉永福を長とする約五萬人。

【本戦役間重補兵力】

陸軍 日本軍總員十三萬六千人

西	一三五、三一五
佛	七〇、八七八、二四〇
葡	九二、二五〇
露	一三〇、三一七、一一〇
日	三四、七九三、一〇〇
雜費	六二、八二〇
合計	四五〇、〇〇〇、〇〇〇 海關兩

五 日露戦役

(自明治三十七年二月上旬 至明治三十八年六月上旬)

【原因】 露國は多年の宿望として東亞に利權を獲得し、滿洲を併呑せんとし其魔手遂に朝鮮に及ぶ。日本帝國は自衛上韓國を保全して帝國の地位を確保せんとする希望を有し、兩者政策共に相容れず。日清戦役も亦實に是に因し其戦勝の結果得たる韓國獨立の確立、遼東半島の獲得は露國の政策遂行に障礙を呈するを以て、獨佛兩國と相聯合して干渉し日本をして遼東半島還附を餘議なからしめ、次

皇軍の偉績―日露戦役

五六四

を北京に殺害し各國公使館を攻撃す。

【戦場經過の概要】

列國聯合軍約一萬四千人、日本軍山口素臣中將の率ゐる第五師團を以て、清軍直隸總督裕祿之其兵力二萬に團匪を加ふるものと交戦、遂に北京城を完全占領、北京列國公使館は籠城以來七十日にして軍團を脱するを得たり。

【損害賠償】

損害賠償を左記十三箇國要求し、清國海關兩の換算額四億五千萬兩と確定し、各國の被害に對して左の割合と爲す。

獨	九〇、〇七〇、五一五 海關兩
白	八、四八四、三四五
米	三二、九三九、〇五五
英	五〇、六二〇、五四四
伊	二六、六一七、〇〇五
和	七八二、一〇〇
瑞諾	一四九、六七〇
埃	四、〇〇三、九二〇

四 北清事變

(明治三十三年自五月中旬 至八月下旬)

【原因】 清國內守舊、進歩兩派あり、日清戦役にて進歩派破れ守舊派政權を壟斷す。匪徒義和團と相通じ公然基督教徒を殺戮し交通機關を破壊し、清官兵は太沽に於て列國艦隊と戦端を開き、又獨公使

【損害、捕虜】

清國軍 人員一萬七千二百八十二人

臨時軍事費二億四十七萬五千五百八圓

但軍事費は清國の償金を以て殆ど補償す。

清國軍 人員及費額は之を審にせず。

日本軍の鹵獲、俘虜

俘虜 千七百九十八人

火砲 五百九十二門

大隊、騎兵四中隊、砲二十四門。本會戦は緒戦にて戦捷の結果我國軍並國民の志氣大に昂る。

遼陽會戦(自八月十八日 至九月三日)

日本軍滿洲軍總司令官大山大將、第一軍(黒木大將)第二軍(奧大將)、第四軍(野津大將)、歩一二三大隊、騎兵三七中隊半、野山砲四〇六門、重砲六八門、工兵二四中隊と一小隊。

露軍司令官クロバトキン大將、東部兵團(ピリデルリング大將)、南部兵團(ザルバエ中將)、歩一九五大隊半、騎兵一四四中隊半、野山砲五八九門、重砲六四門工兵二五中隊半。

遼陽の攻略は我が第一期作戦目標であり、露軍は一大決戦を企圖し共に軍大視したる戦場なり。

【戦闘員】

日本軍約一三萬五千。露軍約二二萬五千。

損害 日本軍二萬三千五百。